

第四百十五回国 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第六号

平成十一年六月二十九日(火曜日) 午前九時開会

委員の異動

六月二十八日

兼任

岡崎トミ子君

入澤 肇君

六月二十九日

兼任

山下 善彦君

佐藤 泰介君

吉川 春子君

補欠選任

佐藤 泰介君

高橋 令則君

補欠選任

水島 裕君

岡崎トミ子君

宮本 岳志君

出席者は左のとおり。

委員長

吉川 芳男君

理事

石渡 清元君

大島 慶久君

田村 公平君

吉村剛太郎君

朝日 俊弘君

伊藤 基隆君

弘友 和夫君

富樫 練三君

旦下部禮代子君

委員

阿南 一成君

海老原義彦君

太田 豊秋君

狩野 安君

亀井 郁夫君

久野 恒一君

佐藤 昭郎君

清水嘉与子君

國務大臣

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

科学技術庁長官

厚生大臣

田浦 直君

長峯 基君

畑 恵君

脇 雅史君

江田 五月君

岡崎トミ子君

川橋 幸子君

奥石 東君

佐藤 泰介君

高橋 良充君

寺崎 昭久君

藤井 俊男君

山下八洲夫君

政府委員

農林水産大臣

運輸大臣

労働大臣

建設大臣

国土庁長官

自治大臣

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

中川 昭一君

川崎 二郎君

甘利 明君

関谷 勝嗣君

野田 毅君

野中 広務君

太田 誠一君

野呂田芳成君

真鍋 賢二君

江利川 毅君

河野 昭君

松田 隆利君

竹島 一彦君

総務庁行政監察局長

防衛庁防衛局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁施設部長

科学技術庁長官

科学技術庁科学技術政策局長

環境庁自然保護局長

環境庁水質保全局長

国土庁計画・調整局長

国土庁地方振興局長

法務省民事局長

法務省刑事局長

東田 親司君

佐藤 謙君

大森 敬治君

山中 昭栄君

宝槻 吉昭君

興 直孝君

加藤 康宏君

丸山 晴男君

遠藤 保雄君

小林 勇造君

中川 浩明君

細川 清君

松尾 邦弘君

横山 匡輝君

竹中 繁雄君

木藤 繁夫君

上田 秀明君

東郷 和彦君

溝口善兵衛君

福田 進君

坂 篤郎君

小野 元之君

富岡 賢治君

辻村 哲夫君

常任委員会専門 入内島 修君

文部省教育助成局長	御手洗 康君
厚生大臣官房総務審議官	真野 章君
厚生省健康政策局長	小林 秀賢君
厚生省生活衛生局長	小野 昭雄君
厚生省社会・援護局長	炭谷 茂君
厚生省老人保健福祉局長	近藤純五郎君
厚生省保険局長	羽毛田信吾君
厚生省年金局長	矢野 朝水君
社会保険庁次長	宮島 彰君
農林水産大臣官房長	高木 賢君
農林水産大臣官房総務審議官	石原 葵君
運輸省港湾局長	川嶋 康宏君
労働政務次官	小山 孝雄君
労働大臣官房政策調査部長	坂本 哲也君
労働省職業安定局長	渡邊 信君
建設大臣官房長	小野 邦久君
建設省建設経済局長	木下 博夫君
建設省都市局長	山本 正堯君
建設省住宅局長	那珂 正君
自治大臣官房長	嶋津 昭君
自治大臣官房総務審議官	香山 充弘君
自治省行政局長	鈴木 正明君
兼内閣審議官	片木 淳君
自治省行政局長	二橋 正弘君
自治省財務局長	成瀬 宜孝君
自治省税務局長	谷合 靖夫君
消防庁長官	志村 昌俊君

- 本日の会議に付した案件
- 参考人の出席要求に関する件
 - 内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 内閣府設置法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 郵政事業庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 法務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 外務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 財務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 文部科学省設置法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 厚生労働省設置法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 農林水産省設置法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 経済産業省設置法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 国土交通省設置法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 環境省設置法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 独立行政法人通則法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

なお、その数及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川芳男君) 内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、郵政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案並びに地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を行います。

○畑恵君 おはようございます。自由民主党の畑恵でございます。

各大臣におかれましては、早朝から御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

まず、けさは冒頭、野中官房長官に伺いたいんですが、質問の最後に締めくくりとしてぜひ伺いたいと思っております。残念ながらちょうどその時間になりますと記者会見でこちらの方にはおられないということなので、冒頭にさせていただきます。いささか唐突な感が否めませんが、御容赦くださいませ。

実は先週イギリス大使館の夕食会で、私初めてサッチャー元首相にお目にかかりまして、ちょうどこの委員会に属しているということもございましたので、行政改革をなぜかくも果敢に断行できて、また成功裏になし遂げられたのか、直接伺わせていただきました。そのお話をるる伺う中で、

改めましてサッチャー首相が行革に成功した最大のポイントはその強固な信念に裏打ちされたたぐいまれな意志の強さであることを痛感した次第でございます。

サッチャーの意志の強さを物語るエピソードはたくさんあるわけでございますけれども、中でもサッチャーがまだ教育大臣だったころでございますが、子供用ミルクの無料配付というのをやむなく廃止した際、国民から大変な非難が上がって、余りにもその不人気ぶりがすさまじいということで、部下が恐る恐るサッチャーに進言したと。そのうしたところ、サッチャーが言うには、その政策がいかに国民に人気があるかどうかではなくて、その政策が正しいかどうか、それが大事なんですというところで雷が落ちたというふうなエピソードが伝わっております。

そのときのお話もそうございましたけれども、やっぱり何をすれば国民から人気があるのか、支持を得られるのかではなくて、何をすることが国家百年の大計にそぐうのか、そして最終的に国民のためになるのかということをもっとしっかりと見きわめて、それを果敢に断行して、そして当然その道のりの中では非難もありましようし、批判もありましようが、ただそれに屈することなく果敢に闘い続けた、それによってサッチャーは世に残る大改革をなし遂げられたのではないかと思います。

今、日本が本気で今回の行政改革を行おうとするのであれば、そのリーダーというのはこうしたサッチャーのある意味で疾風怒濤の道のようなのある程度たどらずして頂上にとどり着くことは難しいのではないと思っております。

支持率が上がることは大変すばらしいことだと思えますし、一方にコンセンサスがなければ政治というのは独断になってしまふ、独善になってしまふとは思っておりますけれども、ある程度サッチャーリズムというふうな流れ、野中官房長官は総理大臣と一心同体で向かわれているわけですから、どのようになら受けとめられて、また今回のこの

事務局側
常任委員会専門
員

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

改めましてサッチャー首相が行革に成功した最大のポイントはその強固な信念に裏打ちされたたぐいまれな意志の強さであることを痛感した次第でございます。

改めましてサッチャー首相が行革に成功した最大のポイントはその強固な信念に裏打ちされたたぐいまれな意志の強さであることを痛感した次第でございます。

行政改革にどのような意気込みで取り組まれているのか、もう一度改めて伺わせていただけますでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) お答えをいたします。

行政改革は国の行政組織及び事務事業の運営を簡素かつ効率的なものにいたしますとともに、その総合的あるいは機動的、透明性の向上を図り、かつこれによりまして戦後我が国の社会経済構造の転換を促すことによりまして、自由かつ公正な社会の形成を目指そうとさせていただきます。

小淵内閣は、橋本前内閣に引き続いてこの行政改革に熱意と意欲を持って総理は取り組んでおられる次第でありまして、私もまた小淵内閣の一員といたしまして、国政の最重要課題といたしまして、また二十一世紀に向けた我が国経済社会の繁栄へのかけ橋として行政改革に今後とも積極的に取り組む、その推進のために全力を尽くしてまいりたいと存じておるところでございます。

委員から国家百年の計についてお話がございました。行政改革や地方分権はこれをもって私は完了するものでなく、不断の改革と努力が必要でありますとともに、昨日、阿南委員からも御指摘がございましたけれども、相半ばする不安と期待、これは国家公務員はもちろんのこと、さらにいわゆる国民皆さんにつきましても十分な点検と反省と見直しを行いながら、さらに一層この成果が上がるように努力をしてまいらなければならないと考えておる次第であります。

○畑憲君 強いお言葉いただきましたがどうでございますか。

百年の大計というよりも、まさに二十一世紀のスタートともですから本当に千年の大計だと思えますけれども、ぜひ今のお言葉どおり強固な意志で貫いていただきたいと思えます。

サッチャーもまだ道半ば、二回目の首相としての選挙を一九八三年に迎えて、そのときの失業率というのは五十年間の中で最悪でありました。にもかかわらず彼女は勝ちました。これはフォーランド紛争があつてそれに勝利したという、ある

意味で神風が吹いたということがあるのかもしれない。それだけの失業率を上げてしまつたら行革であれば、それだけでしたら通常でしたらばサッチャー首相は敗れたかもしれない。でも、本当に彼女がやり遂げる意志というのが神に伝わつたのかどうかわかりませんが、神風が吹いて彼女がイギリスを変えようという事ができたわけですので、ぜひ最後まで、今、野中官房長官がここで御答弁なされたお言葉どおり断行していただきたいと思えます。御期待申し上げております。

どうもありがとうございます。御退席くださいませ。

では、一般の質問に移らせていただきます。まず、きょうは内閣機能の強化から伺つてまいりたいと思えます。特に、内閣府と内閣官房のそれぞれの役割ということを中心に太田長官に伺つてまいりたいと思えます。

俗にというんでしょうか、よく耳にする言葉で、内閣官房は決定の場、内閣府は知恵の場という非常に言い得て妙といましようか、ただ、わかつたようなわからないようなところもあるのたのでございます。マトリックスを見させていただくと、どちらがどちらよりも上位にあるのかというようなことはわかるんですけれども、実際に法案を讀ませていただく、内閣官房の役割というのは、以前行革会議の資料を讀ませていただいたときに、これは総合戦略であつて、内閣府の方は総合調整であるというふうな感じがそのマトリックスに書いてありましたので、私はどうもそのときの記憶が鮮明なものですから、そうだと思つておりました。ところが、実際法案を讀みますと、どちらも企画立案及び総合調整を行うと書かれております。

ここでもう一度、内閣官房と内閣府の役割分担を明確に教えていただきたいんですけれども、○国務大臣(太田誠一君) 内閣官房と内閣府の関係であります。まず内閣官房は、総合戦略機能

ということのお話がありました。内閣及びその首長である内閣総理大臣を助けて総合戦略機能、この言葉をすなわち国政の基本方針の企画立案機能を担い、内閣の機関として最高かつ最終の調整の場となるというふうな言つておられます。内閣府は、内閣官房の総合戦略機能を助ける知恵の場として横断的な企画立案、調整などの機能を担うこととされております。

こういう両機関の最終報告で語られました言葉を法律の言葉にあらわすと、内閣官房は、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整という言葉になるわけでございます。内閣府は、官房を助けて行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整等を行うと規定しているところであります。

いずれにしても、主任の大臣は、内閣官房も内閣総理大臣、内閣府も内閣総理大臣、そして統括をするのは内閣官房長官と両方ともなつておりますので、そこで内閣官房と内閣府は、それを助ける機能というのは、多少今おっしゃるようになります。そういうことではあると思ひますが、そういうことではございません。

○畑憲君 非常に簡潔な御説明ありがとうございます。

やはり当初思つた……(わかつたのか)と呼ぶ者あり)ある程度理解したつもりなんですけれども、当初思つたようにやはり戦略機能というのが内閣官房であるというところは言えるわけでございます。私は、そこを、案文にはそのように書かなければいけないのかもしれないんですけれども、周知徹底していただきたいです。内閣官房で国家戦略を練つて、各省庁とのさまざまな調整というのはそこで行わないと、というのは、やはり国家戦略を策定する機関というのと、いろいろな根拠、調整をするということを両方の場でやるということには非常に無理があると思ひます。多くのスタッフが各官庁からいらつしやるというふうな状況になるのだと思ひます。

で、やはり戦略的な策定機関と調整の場というのには私はある程度分けるべきだと思ひますけれども、その点に關しましては総務庁長官はどのような、ぜひ太田長官に伺いたいと思ひます。

○政府委員(河野昭君) 今、先生御指摘の点は、行政改革会議におきまして大変時間をかけて濃密に議論されたところでございます。

具体的には、行政改革会議におきましては、内閣及び内閣総理大臣の補佐支援体制の強化ということで、これは統合型がいいのか分離型がいいのか。これは、まさに統合型といひますのは、内閣官房の総合戦略とそれから内閣府に規定してあります個別についての総合調整、企画立案、これを一緒にすべきかどうかという議論でございます。

結論だけ申し上げれば、もう先生今おっしゃいましたように、それを一緒にしますと組織的にも大きくなる、まさに総合戦略機能というのは非常にスリムな組織で、そうすることによってその機動的なものは戦略性が発揮されるということと分離するという結論に至つた、その結論を踏まえていただいま御提案している、そういうことでございます。

○畑憲君 ありがとうございます。

基本的には、私が先ほど申し上げた国家戦略機能と総合調整というのを一緒にするということは戦略的に機能しづらいということなので、そうでないようになつていくその大方針は同じではないかと理解させていただきます。そのスタンスに立って質問を続けさせていただきますが、内閣官房でございますけれども、讀ませていただくと、外交・安全保障、予算編成、経済政策、危機管理、本当にすべての国家の重要課題というのを担当なさるわけですか。ここで、先ほどもう申し上げたことですが、これらも、こうした一番核となる国家戦略を策定する機関のスタッフというのがこれまでのように関係省庁から出向してきた官僚であつた場合、果たして本当に省益を超えて国益を見晴らすかした戦略と

いうのを立てられるのかどうかというのには非常に疑問があるところでございます。失礼ながら、スタッフの人選の方法、それからその決定システムに透明性があるのかどうか。これは全員ポリティカルポインティ、首相の指名になるのか。私は余りよく存じ上げないので、具体的に教えていただければと思います。

○国務大臣(太田誠一君) 今般の改正で内閣官房の幹部職員として新たに設置される内閣官房副長官補三人、内閣広報官及び内閣情報官については国家公務員法の適用を受けない特別職とし、内閣総理大臣により直接に選任され、内閣総辞職の場合は新内閣において新たな選任手続がとられるいわゆる政治任用の官職であります。

すなわち、運命をとにもする、その内閣と総理大臣と運命をとにもする。なるとも直接指名されるし、内閣が終わったならば終わる、運命をとにもするというのがここでいう政治任用ないしは政治的任用の言葉の意味であります。それを、今回の内閣官房のスタッフについてはそのようなルールを新たに設けるといっております。

一方、内閣官房の幹部職員以外の職員については、内閣官房の行う企画立案、総合調整事務にふさわしい人材を行政組織の内外から機動的に登用することができるようになるために、各省庁からの派遣・出向先の固定化及び各省の定例的人事への依存を排除するとともに、新たに導入が予定される任期つき任用制度の活用等について検討し、各省庁からのすぐれた人材を登用及び各部門からの、外部からの専門的知識を有する人材の登用を図るための措置を講ずる所存であるということでございます。

すなわち、各省庁の都合で人事異動があったからこちらに、内閣官房に出ている人がかわっていくということ、それはないということでございます。

それから、なお、行政機関の間で現在行われております人材派遣の傾向は、受け入れ先として専門的知識を有する等すぐれた人材を活用するこ

と、出身元省庁としては受け入れ先で幅広い経験を積んだ人材を再び活用でき、より高度な政策判断を行えるようになることといった利点があったり、各省庁から内閣官房に対して行われた人材の派遣・出向自体についても基本的には今後とも維持していく考えであります。

なお、例えば今の行政改革、私は行政改革担当大臣でありますけれども、行政改革を今やっております機関は総務庁であるように一部誤解されておりますけれども、そうではなくて、これは虎ノ門に中央省庁改革推進本部の事務局を置いておりまして、百四十人の各省から出向してまいりました極めて優秀な若手、中堅の人たちがいるわけで、河野局長はその代表でございますが、その方々はまさに今回のドラスタックな行政改革をみずからやられているわけでございますから、現に内閣官房や内閣府の機関として設けられたものはこういうふうな省益から隔絶されたところで思い切った仕事をやることのできるという実績は、まさにここにあるわけでございます。

○畑憲君 ありがとうございます。

大変きめ細かく、そして必ずできるといふ自信に満ちあふれた太田長官のお答えでございましたけれども、ただ、確かにエキスパートの方がいわゆる霞が関から離れて今集っていらっしゃると、私も、中に将来こういう方がトップになったらすばらしいなという方が何人もいらっしゃいますので、大変優秀であることは間違いないと思っておりますけれども、その方々は恐らくまた同じ省庁に戻られるのではないかと思っておりますけれども、これについては何か規定というものはあるのでしょうか。

先ほどの政治任用という話もございましたけれども、確かに総理と運命をとにもされませんが、その後は同じ省庁に戻ってはいけないとか、そういうような何か規定というのは新たに施されているのでしょうか。

○国務大臣(太田誠一君) 事務局からも補足をしておりますが、内閣官房に今度新たに特別職と

して定められました職の方々はいずれも事務次官級のポストでありますので、従来のような途中帰って人生の相当部分をまた母体省庁で過ごすというものは物理的にはないと思っております。それから、もつと若手、中堅のスタッフでありますけれども、それはもとどの省庁に戻ることがあり得るわけでございます。

ただ、こういう話は非公式にしておることでございますけれども、相当これからは各省庁においても、そういう内閣府のようなあるいは今の省庁改革推進本部のようなところに来てそこで能力を發揮するということが、人生の過ごし方の期間としてもあるいはその重要性においてもそこに相当のウェイトが、官界の人たちの人生において重要なものになってくる、そちらの方がむしろ頭の中心を占めるようになるということを期待いたしているわけでございます。

ちょっと間違っているといけませんので、補足をしてもいいと思います。

○政府委員(河野昭恵) 今回、内閣官房や内閣府も含めてその人事運用が非常に重要だということ、先般四月二十七日に中央省庁等改革推進本部でこの点を決定しております。内容は、「各省庁からの派遣・出向先の固定化及び各省の定例的人事への依存を排除する」という規定でございます。

といえますのは、平たく申しますと、今まで内閣官房等への出向は当然何年したら戻るといふようなそういう前提、それが各省人事への依存というところでございましたが、今回、結果的に戻ることでもあっても、あくまでもその人がそこで優秀な成績をおさめればそのまま例えば内閣府で勤める、そういうような人事運用もなされるのではないか、そういうふうな考えをしております。

○畑憲君 ありがとうございます。

確かに、今回の推進本部というのが非常に大きな画期的な第一歩であったということはそのとおりだと思いますけれども、ただ、どうなるかわかりませんが、多くの方が戻るといふこ

とを前提にするとなれば、やはりその中で自分の母体である省の省益というものを、その影というのある程度よいながら仕事をしようということになれば、果たして本当に国家戦略的に物事を考え決定できるのかなというところは残ると思っております。これから、精神というものはそうではないということはおそらくわかりましたので、それを実現していくためのさまざまなシステム、評価ですとか情報公開ですとか、そうしたシステムを整えていっていただきたいと思います。

今後、それは政令でまたきめ細かく決められるようなことというのはございますので、以上何か今後政令等で決められるということでございますか。

○政府委員(河野昭恵) ただいま申し上げた話は人事運用の問題でございますので、政令等ではございません。ただ、内閣官房、内閣府につきましては、例えば民間からの方も受け入れなきゃいけない。そういう面につきましては、例えば短期任用制度というふうな制度面で今後検討する課題とされております。

○畑憲君 ありがとうございます。

内閣官房のところではほとんど人事システムの話というのは何ってしまいましたけれども、内閣府の方につきましても幾つか御質問をさせていただきます。

一つは、必要に応じて置くことのできる特命担当大臣というその役割、何ができるかということをもうちょっと具体的に伺いたいたいでございますけれども、私なりに考えた場合、例えば今後少子化という問題がさらに深刻化していった場合、こうした省庁横断的な問題であるとか、あるいは今、高度情報通信社会推進本部という機関で検討している高度情報化の問題というのはスピードも非常に大事なファクターです。また当然省庁横断的に進めていかなくちゃいけないということもございまして、そうしたこれまでの縦割りの行政の中ではなかなか効果を上げにくかったその諸問題というのをタイムリーに取り上げて、そして機動的な首

相直轄のタスクフォースというよりなものをつくって、そこに責任者として置かれるのかなというイメージを持っているんですけれども、そういうことで理解してよろしいのでございませうか。

○国務大臣(太田誠一君) 特命担当大臣は、内閣の重要政策に関する行政各部の施策の統一を図るため、特に必要がある場合に内閣府に置かれ、内閣の強力な調整機能を担う職であり、特命担当大臣の任命及び職務のあり方につきましては、内閣機能の強化の趣旨を踏まえながら、その時々、社会情勢をも勘案しつつ、内閣総理大臣が総合的に判断をすることとなります。

したがって、内閣総理大臣の人事権の中の話でございませうから、こうすべきだとかこうなるであらうというようなことは今言えないわけでございますけれども、そもそも特命担当大臣が置かれた理由は、そういう総合調整、各省庁にまたがる横断的な調整を強力に行うというために置くわけでございます。

○畑恵君 ありがとうございます。
ぜひ、こうした新たなシステムというのを期待いたしておりますので、どんな活用をして諸問題を解決していただきたいと期待いたしております。

先ほど既に、民間の方の話というのを政令について御質問させていただいたときに出了ましたけれども、特に内閣府の場合、企画調整部門に民間や学者から優秀な人材を登用する人事ルールを確立するということに伺っておるんですけれども、先ほど規定されるということでしたけれども、これは具体的にどのようなルールというものでございませうか。先ほどちょっと伺ったんですけれども、もうちょっと詳しく教えていただければいいです。

○政府委員(河野昭彦) 先ほどちょっと申し上げましたが、特に内閣府等の事務部門、要するに内外を問わず民間の人材の活用ということでございます。

先ほどちょっと申しましたのは、例えば短期任用制度と申し上げたわけでございます。これは具体的には、民間からいわゆる公務員になられるわけですから、民間からいかに格付等をどうするかというような問題、あるいは一番問題は、例えば大学から役所に一通り入れますと、その後、五年後に戻るとあるのかどうかという問題もございませう。そこら辺が実は深刻な問題でございませう。そこら辺についてもこれからどういう手当てをできるかということを検討するということにされております。

○畑恵君 ぜひルールを明確化させていただいて、そして優秀な人材が安心してこうしたポストにつきたいと思っただけのような、そういうルールというのを確立していただきたいと思っております。

る何って、大分こだわりの過ぎるぐらいこだわって人事の話の話を伺わしていただいたんですけれども、私自身も駆け出しではございませうけれども、議員として仕事をしています中で、やはり縦割りの壁の厚さ、高さというのは常に痛感いたしております。どうしてこんなに優秀な人たちが仕事をしながら、最後の最後で、言いますけれども、国家戦略ではなくて、省益と決まってしまうけれども、省の一つの枠というものは、あるいは局かもしれない、課かもしないけれども、そこから抜けられないのかというふうに思ってしまうことが多々ございませう。

そういう中で、今まで多くの方が一括採用というところについて触れられていると思っております。私は、ぜひ一括採用ということをここで真剣にもう一度考えていただきたいと思います。一人なのでございませうけれども、官僚一括採用ということについてどのようにお考えでいらっしゃるか、御意見を伺えますでしょうか。

○国務大臣(太田誠一君) 一括採用ということにつきましては、大変それを賛同される方も多いわけでございますが、意義のあるお考えだと思っておりますが、一方で大変な論争があったわけでございます。

現在の段階では、セクショナリズムの是正に資するという意見もあるけれども、高度の専門性の維持や的確な評価に基づく人事運用等が困難になるという意見もあって、いまだこれは一括採用ということを考えることになっておりません。

そして、当面、新たな府省ごとの採用を基本としつつ行政の総合性の確保を図るために、この「中央省庁等改革の推進に関する方針」においては、政府全体の幹部職員等の人材情報の総合的整理システムの整備と内閣における人材登用への活用、新たな府省間における人事交流、それから内閣における人材登用を総合的に行うということ、それから幹部職員に対する内閣の重点施策に関する研修、つまり一つの理念とか考え方で各省庁の幹部職員が頭そろえをするという研修の機会を重点的に持つというように考えております。

一括採用につきましては、新たな府省体制における縦割りの弊害の是正状況等を踏まえて、必要に応じて検討をすることといたしております。

○畑恵君 ありがとうございます。
非常に難しい問題というのにもたくさんあるというのには言外に伝わってまいりましたけれども、やはり世紀を超える節目でございませうので、それぐらいある意味でドラスチックな変革というののもう一度ぜひ考えていただきたいと思っております。

そうしましたら、内閣府、内閣官房につきましてもは大枠としてはこれぐらいにしまして、今度は内閣府の中に置かれます経済財政諮問会議について承りたいと思っております。

どういうことを行おうかというのを読ませていただきますと、経済財政総合戦略の具体化、マクロ経済政策、財政運営の基本、予算編成の基本方針の策定、さらには社会資本整備計画も行うということでございますので、本当にもう国の中核をすべて担うのではないかと、大切な機関だと認識しておる次第なんです。

されまして、こちらの審議の中でも今までも何度も御質問を受けていることでございませうけれども、だれがどのようなシステムで人選をするのか。その決定過程といましようか決定理由ということが、ある程度透明性が担保されるのかというところが非常に私としては関心のあるところなんでしょうか。

○国務大臣(太田誠一君) 経済財政諮問会議の構成員に關しましては、もう何度もお聞きになっておると思いますが、内閣総理大臣が議長となりまして、議員は内閣官房長官は必ずなる。それから、経済財政政策の担当大臣、特別の、特命担当大臣が置かれた場合にはこの特命担当大臣が議員になる。そして、あと、当然それは内閣総理大臣の判断でありませうけれども、財務大臣やあるいは経済産業大臣とかが指定される、あるいは任命されるということがあり得るわけでございます。その選定は、当然のことながら内閣総理大臣がそれこそ自分の、みずからの信用がかかってくることでありますから、責任を持って任命するということになるわけでございます。

今、メンバーの中で官僚がメンバーになるのかということもありませんかと思っておりますけれども、官僚を議員とすること、現役の官僚を議員とすることは想定いたしております。ただし、例えば国立大学の教授とか、あるいは国務大臣以外の国の行政機関の長などが議員となることは否定をされておられません。一例として、公正取引委員会の委員長などがなることはあり得るということでございます。

○畑恵君 ありがとうございます。
そうすると、財務大臣も入るといふことを今おっしゃられましたですね。財務大臣が入ることもあるとおっしゃるんですか。

○国務大臣(太田誠一君) 財務大臣が入ることはもちろんあり得るわけでございます。時の総理大臣の判断でだれがこの常時出席メンバーであるのかということが決められるということになります。

○畑惠君 そうしますと、時の大臣の構成の仕方にかかわる問題だと思ふんですけれども、財務大臣が入っていない場合、諮問会議で答申というカリポート、政策が出てくる。それが財務省が望んでいる財政、金融、それぞれの立場というのがありまますので食い違いというものが生じた場合というのはいかにその調整というのをはなされるわけなんでしょうか。

○国務大臣(太田誠一君) 経済財政諮問会議において調査審議される経済全般の運営の基本方針、財政の運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要な事項に関する答申などは閣議決定を経て内閣の方針となるものであります。したがって、閣議決定でありますので、閣議決定は各省に対して拘束力を持つことになりまますので、財務省の具体的な予算編成の事務などもこの方針に基づいて行われることとなります。

○畑惠君 ありがとうございます。こちらの方が尊重されるということで非常に強い優位性を持つということを理解させていただきました。

そのことが担保されればちょっと次の質問というのはある意味で愚問になるのかもしれないんですけども、その割にはいろいろなところでかなり討議されていることだと思ふので、もう一度ぜひ伺わせていただきたいと思ふます。

特に、きょうは官澤大蔵大臣に御出席を賜りまして、現大臣のお立場ということもさることながら、大蔵大臣を三度お務め、その以前に経企庁長官を六度でよろしゅうございませうか、非常に長期にわたってお務めというその豊富な御経験に基づいてぜひ御意見を賜りたいと思ふていいます。

予算編成時に現行の大蔵省にとって最も重要な数字というのは翌年度の経済成長の見通しだと思ふます。それによって税収の見積もりが出て予算の基本的なフレームが確定すると。この翌年度の成長見通し、いわゆるマクロ予測、これをいかに財政の介入を受けることなく客観的で科学的に行うか、この使命というのをやはり経済財政諮問会

議というのは担っていると思ふんです。財務省等の有形無形、あり得るのではないかと思ふんですけれども、そういうプレッシャーをはねのけて本当にその使命が果たし得るのかどうかというのが私自身も疑問ですし、いろいろなところで論議を今議しているのでもございますけれども、じゃ長官からまず所管大臣ということ。

○国務大臣(太田誠一君) 官澤大蔵大臣がお答えになると思いますが、その前にちょっと私さっきの話の補足をさせていただきたいと思ふます。

財務大臣が経済財政諮問会議の議員になっていく場合には、会議自体の中で、その経済財政諮問会議そのものの中で財務省の意見も含めて十分審議が行われるわけでございますので、答申の中に入ってくるということでありまます。

もし財務大臣が経済財政諮問会議の臨時の議員にもなっていないといった場合には、閣議において実質的な調整が行われることになる、最終的に閣議において、閣議決定に先立って閣議の中で財務大臣との調整が行われることになりまますので、意見が入らないということはもちろんないわけでございます。

○畑惠君 申しわけございません。ちょっと途中途切れてしまいましたがお願いたします。

○国務大臣(官澤重一君) 経済財政諮問会議でございますけれども、これがどのように機能するかというのはいろいろこの法律に書いてあるのだからと思ふますけれども、結局、総理大臣がどういうふうにごりいうものを運営されるかということであらうと思ふてございませう。

畑委員は現状をよく御存じですから、先ほど経済見通しの話をされました。おっしゃいますように経済見通し、殊に名目成長率というのが、租税弾定性を掛けましてこれで租税収入の大きさを決めるというそういう建前のものでございませうから、したがって、経済見通しを決めます、これは今経済企画庁の仕事でございますが、これは各省庁間の一種の駆け引きの場になって、妥協の産物が生まれるということもしばしばございませう。

ですから、これは予算編成についてのかかなり大きな要素ではございますけれども、先ほどのお尋ねを伺っておりますと、そういう機能をこの経済財政諮問会議がやるのではないかと、こんなような意味のお尋ねだったと思ふます。あるいは法律にそう書いてあるのかもしれないけれども、どうも私の感じでは、経済財政諮問会議というのはそんな小さなつまらぬことをやるようなインスティテューションに私はならない方がいんじゃないかと思ふていませう。つまり人間も、今経済企画庁には経済審議会というものがございませうが、これは大変立派な会議ですし、各界の本当の権威者をそろえていますし、時々総理大臣の諮問に答えるとか、あるいは何年かに一遍経済計画をつくりますが、このときには部会を設けて、計量部会なんといまますとも本当に学者をたくさん動員して大きな仕事をやる機関でございますけれども、これもどうも経済財政諮問会議の仕事ではなさそうな気が、なさそうな気がするというのは間違いないかも知れませう、あつてはほしくないという感じでございます。

この経済財政諮問会議はせいぜい十一人でございませうか、その中には民間の学識経験者が少なくとも何名と、こういうふうに定められていませうから、役所のすることをなぞるようなことをしても私は何の役にも立たぬなと思つていまして、したがって、どう想定されていませうか、年に一遍でもやろうというお考えだったら、それは私は、そんなことよりは毎月でも総理大臣と一緒に飯でも食いながらいらんな話をしていられる方がずっと有効なのではないだろうか。そうしますと、おのずから役所と違ったディメンションで、今、日本は何が入り用だとか世界経済はどうだとか、そういう話があつて、それが総理大臣がリーダーシップを発揮されるときに役に立てば私はいいんだらうと。そういうリーダーシップのもとに、例えば予算編成の基本方針が議論されるというようなことが一番私は好ましいのではないかと。

事務局がいますようにございませうけれども、その事務局がつまらぬ案などを出しますと、役人がやっていると同じようなことをここでやってみても、それこそ屋上屋と申しては恐縮ですけれども、そういうものに多分なつてしまふのではないかと。そうならないために、これはやっぱり総理大臣が一番自分のリーダーシップを問うていただくための皆さんから話をしよつちゅう聞いていく機関と。

今、現によく何とか懇談会とかというものがございませうけれども、これは法制的な裏づけを持つたものは経済審議会とかなんとかというものになつてしまふので、それは大変大きなものになる、また満遍ないものになつてしまつて焦点がぼけるものになるのですから、そうではなく、今度はいかに本当の私的懇談会でもなく、そうでなくともこういう立派な法制的な裏づけを持った、しかし何にとらわれずに自由に国政なり世界情勢を議論して総理大臣が誤りなく国をリードするためのそういう場というのになつてこそ一番望ましいのではないかと、大変生意気な無責任なことを申すようでございますけれども、そういうことが望ましいのではないかとこの感じを私は持つております。

○畑惠君 大蔵大臣、ありがとうございます。非常に何か救われた気持ちで正直いしたました。いろいろな規定をされて、高い志のもとに書かれたものだと思ふんですけれども、実際に運用される中で各官庁の妥協の場のような形になつてしまつたら本当に寂しいものだと心配しておりましたので、確かにそれは時の総理大臣の構成次第なのでございませうけれども、今、大蔵大臣がおっしゃられたような本当の知恵の場、そして中長期的展望に立つて世界情勢をきちんと把握してのビジョン策定の場というふうなものになることを本当に心から期待しておりますので、ありがとうございます。

では、もしお時間でしたらば、どうぞ御退席くださいませ。変わりました、総合科学技術会議について承り

たいと思います。有馬大臣、済みません、大変お待たせをいたしました。

総合科学技術会議、こちら総合戦略というところで今回強く打ち出されておりますので、ぜひこの点について伺いたいと思っております。

有馬大臣を前に大変失礼な物言いをいたすことをお許し願いたいんですけれども、これまでの科学技術会議、これはいま一つ総合調整の域から抜け切れなくて、やはりもう一段戦略機関に脱皮しなきゃいけない。これは大臣も大臣になられる前におっしゃられたことだと思っておりますけれども、どこをどう科学技術会議から変えることによつて戦略機関に生まれ変わるのかということについて伺いたしたいと思います。

○国務大臣(有馬朗人君) いろいろな観点から畑先生の御質問にお答えできると思っておりますが、まず機構上の問題を申し上げますと、今までの常勤の議員は二人しかいなかったのを四人にする、それから全体も十人が十四人になると、今後は科学技術の発展において極めて、例えば生命倫理みたいなもの、そういうふうなこと、あるいは環境にどういうふうな科学技術が影響を及ぼしていくか、こういう点から見ますと、どうしても人文や社会科学の方たちを入れなければいけない、こういう点で工夫が行われるようになります。

それから、さらに少し機能的な面で申し上げますと、今までの科学技術会議というのは、内閣総理大臣の諮問を受けて初めて答申するということが任務になっております。それに対して総合科学技術会議は、科学技術に関して総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策、予算、人材等の資源の配分の基本方針等について調査審議するほか、諮問を待たずに意見を述べることができるようになっております。この諮問を待たずに意見を述べるということが非常に重要なことであり、機能的強化を大いに図るところでございます。

○畑憲君 ありがとうございます。ぜひ御期待申し上げておきますので、戦略的な機関によりみえたいと思っております。

総合科学技術会議のメンバー構成についてもちょっと伺いたいですけれども、やはり非常に高い見地から物事を検討し、判断しなければいけないとなると、それだけ豊富な御経験が必要だといふのは十分理解しているつもりなんです。

例えば、先日、ノーベル賞受賞者の利根川博士とお話する機会を得ましたときに、なぜ日本がなかなかノーベル賞を獲得できないのか、その彼の差は何かということの一番の問題といふのは、やはり一番脳が活発に活動する若い世代といふのがメインの舞台で、研究所なり大学でなかなか日本というのは活躍できない。一言で言ってしまうと、セニョリティーという年功重視主義といふことが滲透して、アビリティによる、能力による判断といふのがなかなか、特に人事構成について行われぬといふことが非常に大きな足かせとなっている。本来、日本人は非常に優秀な国民であるにもかかわらず、なかなか結果が出ないといふのはそこに問題があるという御指摘をいたしたいんです。

この総合科学技術会議というのは、メンバー構成、若い世代も入るようなものになるのか、また若い世代をエンカレッジするようなそういう政策を果たして出されるのかということについて伺えますでしょうか。

○国務大臣(有馬朗人君) 総合科学技術会議そのものには極めて若い人、幾つをもって若い人とするか問題でございますけれども、極めて若い人が入ってくることはないとはいえませんが、やはり総合的にさまざまな広い面から経験豊かな人に入っている必要があると思っております。しかしながら、常に若い人の意見を聞くということは努力をしておかなければならないと思っております。なお、最近極めて若い人たちに日が当たるように努力をしようと思っております。大学あるいは私

が勤めておりました理学研究所などの教授や主任研究員、主任研究員といふのは大体教授クラスですが、三十代で相当の人々がそういう最も主要な地位につくようになっておられますので、そういう点では随分利根川先生のおっしゃる時代から変わってきていると思っております。また、科学技術庁及び文部省にいたしても、若手研究者に対して研究テーマやスペース等をどんどん与えていこうではないか、こういうことを考えております。

現在、いろいろ御指摘がおりますので、なるべくそれを直す方向で進んでいくつもりであります。そういう意味で、若手を大いに起用していきたいと思っております。

○畑憲君 ぜひともよろしく願いたします。確かに、幾つから若いということはないわけではございますし、また年齢の教だけではいいこととは重々承知しているんですけれども、失礼がありましたら、お許しくださいませ。もう一問と思っておりますけれども、時間が迫ってきましたので、お許しくださいませ。では、変わりました、政策評価制度について若干伺わせていただきたいと思っております。あと五分程度しかございません。

きのう、入澤議員の方から既に評価制度、各官庁の中で自分たちで自分たちの評価というのを官僚ができるのかということについては御質問がございましたので、これについては、それが機能するようなシステムを今後整えていくということと理解させていただきますが、やはり行政評価というのをきちんと規定した法律というものは今後必要になってくると思っております。それについて、衆議院の附帯決議にも行政評価法というのが書き込まれているわけでございます。

米国の連邦政府というのは、九三年にウィリアム・ロス議員から提案されて、ガバメント・パフォーマンス・アンド・リザルツ・アクト、GPA法という行政評価法を採用いたしております。米国の、それぞれの地方自治体での行政評価のさまざまな試みをして、すべてをしたとは言

ませんけれども、非常に目をみはるような成果を上げたところもある。そうした地方でのさまざまな評価法というのを積み上げて、最終的に九三年のウィリアム・ロス法、GPA法というのができ上がったと伺っております。

また、先ほど冒頭にサッチャー女史のお話をしましたけれども、英国でも、たしかサッチャー首相が就任直後に強制競争入札制度という非常にドラスチックなシステムというのを導入して、これが一つ大きく行革の風を起す原動力となったと伺っております。

そういう意味で、地方自治体から行革の風を起すということがこれから必要になってくると思っておりますけれども、サッチャー女史のこのドラスチックな方法にまさらとも劣らない野田自治大臣の何か秘策などございましたら、ぜひ教えてください。

○国務大臣(野田毅君) なかなか秘策といふのはないんですが、冒頭おっしゃったとおり、改革といふことは、やっぱりそれを本場にやり抜くといふ強い意志、意気力というのか、これがあれば必ずその意は通じていくものであろうと、私もそう思います。

そういう点で、行政評価のやり方について、今アメリカ、外国の例をおっしゃったんですけれども、私は、自治省が一つの地方行政に関する何かそういうふうなものを法律で何かでつくるようなやり方、これは勉強してみなきゃならぬと思っておりますが、それよりか、今既に、あるいは三重県なり静岡県なり多くの自治体で、みずから手で、住民にもわかるような形で、つまり住民監視を強めていくという中でいろんな行革を達成していく、あるいは行政評価をしていく、手法として今いろいろの努力しておられます。

す。

○畑君 ありがとうございます。

その私の持ち時間も尽きてまいりましたけれども、今、比較検討という大臣からのお言葉をいただきましたが、サッチャー政権を引き継いだメージャー首相も、いわば全国の地方自治体の通信簿みたいなものをつくって、それぞれの基本的な行政サービスに点数で評価をつけ、それを全国に発表した。そうすると、やはり自分たちの方が点が低い、これはいかぬといって頑張るようになる。

情報公開というのは、いろいろなところで大臣の御努力が実って進んでいると思うんですけども、単に公開して、また評価しておしまいというのではなくて、そこに、通常では行政の中にあり得ない競争というのを、擬似的な競争システムというのを政治の力で現出させる、それによって効率化を高めるといふ、これが行革の一番基本だと思っております。私は、やはり日本でも行革は地方からと期待いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私の持ち時間、これでなくなりました。

どうもありがとうございます。(拍手)

○久野恒一君 自由民主党の久野恒一と申します。まだなれておりませんが、外れてしまいかもわかりませんが、あしからず御容赦願ひたいと思ひます。

さて、今回の行政改革は税の節減にあると私は思っております。まことにそういう意味では的を射た行革である、そういうふうに思うわけでございます。

既に衆議院を通過してきたときに、大きく肥大した省庁があるとか、あるいは小さな省庁があるとかというディスカッションもございました。しかし、私自身、個人としては、大きいとか小さいとかという問題ではなくて、従来の縦割り行政をなくすために、大きな省が横の連絡をよくして、そして意思の疎通を図って縦割り行政をなくしていく、これが肝要なのではないかと思うわけ

でございます。そういう意味では、国民にいかにかサービスができる、行政サービスができる、そういうものを構築していくのが本来の目的であらう、そういうふうに思うわけでございます。

これからは、少ない財政でもってより効果的な行政サービスを行っていく、これが大切な要素でございます。現実には、党派を超えて国民のために断行していくべきと、私はそう思うわけでございます。

そこで、お伺ひいたします。

今度労働省と厚生省が一緒になりまして厚生労働省になるわけですが、私の職業の關係上、労働省、厚生省に關して質問させていただきます。

まず、労働省關係からお尋ね申し上げます。

景気が底を打ったという様な様相もございませぬけれども、しかし企業の設備投資というのはまだ余り進んでいないと私は思っております。相変わらず失業率は高く、漸次景気が向上するとはいいませんが、なかなかそういう状態にはなっていないのではなかな、そういうふうに思うわけでございます。

この様な状況下におきまして、政府は緊急雇用対策として七十万人の雇用を創出しようとして努力しておりますわけですが、先日の新聞発表を見ますと、全国高所得法人動向調査では、そのまともによりまして四千万円を超した法人は二千二百八十一社である、対前年度比から見ますと二〇・四％も減っているという報道があったわけでございます。この様な状況下でこの七十万人の雇用創出というものがどの様な効果をもたらすのか、非常に関心の高いところでございます。甚だ疑問もあるわけでございますが、あえて質問させていただきます。

まず、小山労働政務次官が御出席しておられるようでございますので、お伺ひいたします。

緊急雇用対策に對しまして、国、自治体が三十万人の臨時応急の雇用、就業機會の創出を図らうとしておられるわけですが、労働省が所管す

る地方自治体による雇用創出の実現にはさまざまな困難が予測されるわけでございますけれども、この三十万人という数字はどういうふうにして出てきたのか、私にはちょっと理解に苦しむところでございます。

いずれにいたしましても、今後この対策がどの様に具体的に進められていくのか、またこの対策は時限ということでございますが、二年後にはどういふふうにならうとするのか、まずお伺ひいたします。

○政府委員(小山孝雄君) 労働大臣が本院の労働・社会政策委員会に出席のため、お許しをいただきます。かわって答弁を申し上げます。

ただいまの御指摘の点は大変大事な点だと思ひます。特に、人間の雇用の問題でございますので、物をつくったり、あるいは販売したりということと違ひまして、数値の立て方一つにいたしましても大変難しい問題でございます。

今回の緊急雇用対策、ただいま御指摘ありましたように、全体として七十万人の新規雇用を目標とし、うち国、地方で三十万人の雇用創出を目標とす、こういうことになっております。三十万人といひますと大変大きな数字でございます。失対事業の最高の数値で年間三十五万人という記録が残っておりますので、大変大きな目標であります。しかし、これをやらなければ現下の雇用失業情勢は好転しないということで、全力を挙げて取り組んでまいりたい、こう考えているところでございます。

御指摘の国、自治体で三十万人の雇用創出、これも国が幾ら、地方が幾ら、地方自治体の中で北海道が幾ら、先生御出身の茨城県が幾らと、こうして積み上げて出てまいったものではございませぬ。それだけに、この施策の実を上げるためにはどうしたらよろしいのかということをお聞かせ願ひたいと目下緊急テーマとして協議いたしてるところでございます。

いずれにいたしましても、各地方自治体のその地方の実情に應じ、その創意工夫に基づいてさま

ざまな事業を実施していただいて、その結果としてこの三十万の目標を達成していきたい、このように考えておられるところでございます。

そしてまた、この施策の重要な柱といたしまして緊急地域雇用特別交付金制度を設けたいということ、これも現在の厳しい雇用失業情勢に對処するための臨時応急の措置として行われるものであることから、ただいま御指摘がありましたようにおおむね二年をもって終了したい。そして、本交付金を使つての事業、その他の緊急雇用対策を積極的に推進することにより、この期間内に目標をぜひ達成したい、このように考えているところでございます。

○久野恒一君 ただいま御親切な御答弁、ありがとうございます。

引き続き、追い打ちをかけるよう申すわけございませんが、自治体による雇用・就業機會の創出は、これは二年間でもつてうまくいけばいいのでございます。そのように承ったわけでございますが、これが恒久化するようになりまして、一方では行政のスリム化をうたつていながら、地方自治体にそういうものを押しつけていく、これは労働省としてどうお考えになつておられるのか、ちょっとしつこいよう申すわけでも、お尋ね申し上げます。

○政府委員(小山孝雄君) 御指摘の点、先ほども答弁申し上げましたように、緊急地域雇用特別交付金につきましては、現在の大変厳しい雇用失業情勢回復のための臨時応急の措置として行うものであるということが第一点。

そしてまた、この交付金は、地方公共団体が民間企業、NPO等に委託する事業を中心に行つていただくことをお願いをし、交付金の対象事業を基金の設置期間内に終了するものに限定をいたしております。そしてまた、制度の運用に当たりましては、かつての失対事業のような性格のものとならないよう運用に格段の留意をすることといたしております。

こうした点から、本交付金はまさに緊急避難的な措置でございまして、全体といたしまして行政のスリム化を目指す今回の行政改革の趣旨にもとるものではない、このように判断をいたしております。

○久野恒一君 ありがとうございます。
それで、緊急地域雇用特別交付金についてお伺いいたしますが、まず、その予算規模はどのくらいなのか、また、地方公共団体に対してはどのような基準でもってこの交付をするとお考えなのか、その点を詳しく教えていただきたいと思っております。

○政府委員(小山孝雄君) お答えいたします。
緊急地域雇用特別交付金の予算規模でございしますが、労働者としてお考えは総額二千億円程度でお願いしたいと考えております。そしてまた、この交付金の地方公共団体への交付の基準でございまして、各地方公共団体の創意工夫で事業を実施していただくことでありまして、原則として、各都道府県の有効求職者数、各公共職業安定所、ハローワーク等で毎月算定されます有効求職者数、それに人口等を勘案して、一つの算定方式に基づいて配分することを目下考えております。

○久野恒一君 どうもありがとうございます。
その基準は、雇用状態とか人口割合でもって決まるといって、甚だ有効な話をお聞きいたしました。本当に何とかこれをうまく成功させて、景気を一刻も早く、対策を立て直してもらいたいと思っております。

○政府委員(小山孝雄君) お忙しいでしょうからこれで結構でございます。どうもありがとうございます。
次に、厚生関係について大臣にお伺いいたします。

現在、社会保障制度費は約七十兆円でございます。ところが、高齢化のピーク時二〇二五年には何と約三百兆円にも、四・三倍近くにもはね上がるという資料が出ております。一方、国民貯蓄額は現在千二百兆円ございまして、二〇二五年のピーク時にはこの貯蓄額が半分減ってしまうので

あろうというふうに予測されているわけでございます。

現在、国、地方公共団体を合わせて国債あるいは地方債が六百から六百五十兆円も残高があると言われておりますが、景気低迷の中でも国民はそれほど切迫感はなく、消費控えはあるものの、割と安近短でございまして、消費控えはあっても、割と安近短ではないかなと思っております。これは、経済大国と言ってしまうとそれまでかまわりませんが、しかし、この二五年には相対的に生活が待っているのではないかと、そういうふうな予測されるわけでございます。

そこで、新しい保険体制に対する不安ですね、介護保険なんですけれども、不安と年金の将来像、これが不透明でございまして、これは構造的にもいろいろ欠けている部分もあるかも知れませんが、どうしても国民は将来が不安でございまして、たんに預金をしてしまおう、そういうような状態にあらうかと思っております。

ですから、介護保険実施に当たりましては、国民にその意味を十分に説明し、理解してもらわなければならないかと思っております。そこで、介護保険にかかわる問題を、介護保険の前に、どうしても医療の問題に影響が出てまいりますので、そちらの方から入らせていただきたいと思っております。

医療費が毎年一兆円ずつ増加して、今や三十兆円にも達しております。これは先日の新聞にも出ておりましたけれども、ある特別養護老人ホームでもって、にせと、にせというわけじゃないんですけれども、特別養護老人ホームの中に診療所を置いて、それでほかにも診療所を建てたその中で、もって入所している人を診て医療費を取った。これはちょっとやっぱり不正な行為でございまして、そういうむだだが結構随所に見られるということでございます。

そこで、介護保険が導入されますと、病院の中に長期に、今は急性も慢性も全部入っておりますが、長期に入院している患者さんが外に出るわけ

でございますから、どうしてもその部分のベッドが一挙にあいてしまうわけでございます。この部分はやっぱり何とかしておかないと、この医療費の中から一挙に介護保険の方に慢性病人は出るわけでございますので、一体その浮くお金というのは大体どのくらいなのか、ちょっと算定基準が難しいかも知れませんが、もしおわかりになりましたらお答え願いたいというふうに思っております。

○国務大臣(宮下創平君) お尋ねの趣旨は、現在、医療保険で賄われている医療費が介護保険創設によってどのようにシフトしていくかということであろうかと思っております。

介護保険制度の創設によりまして、特に老人医療費にかかわる問題であります。療養型病床群とか老人保健施設、訪問介護など介護的色彩の強い部分は介護保険制度へ移行するということになっております。この額につきましては、平成八年十月時点の試算がございまして、平成七年度価格で約二兆二千億と見込んでおります。その大部分は療養型病床群または老人保健施設の入院費用であります。これが介護の世界に移っていくというふうに予想されております。とりあえず現実はそのようにございまして。

○久野恒一君 計算しにくい、介護も入るけれども一部では医療保険も使われていくということでもって非常に算出しにくい。また、療養型病床群と申しまして、これからほとんどそれを建てていくと思っております。そういう意味では、にわかにはぼつと穴があいたからといってその分浮くかという単純にはそうはいかない、そういうふうな理解をしておるわけでございます。

先ほど申しましたように、特別養護老人ホームの中でも診療所の中でもそういう不正行為をやっている。そういうことを含めまして、このような不祥事件は決して許してはいけません、そういうことになってかえって医療費が浮いてくるのではな

らんなどころでいろいろな事件が、事件といいますが不正請求があるかと思っております。そういうものを積み重ねていけば結構今の三十兆円も超えるんじゃないか。これは期待でございましてからなかなかそううまくはいかないかも知れませんが、そういうふうなふうに思っている次第でございます。

ところで、今特別養護老人ホームの話が出ました。その入所者が診療報酬を医療でもって、例えばけがをしたとか床ずれを治すとか、あるいはどうしてもおなが痛くて薬だけを飲むとか、そういうのは特別養護老人ホームの中ではどの程度の割合を、医療費を食っているのか。要するに、介護保険適用の施設、特別養護老人ホーム、それから老健施設あるいは療養型病床群、そういう中で、介護保険対応とはいっても医療保険を食う部分があるかと思っております。特に、特養は措置費であつたわけでございます。ところが、それが医療費を食っているという部分、そういうところをも資料がございまして教えたいただきたい、そういうふうなふうに思っております。

○国務大臣(宮下創平君) 特別養護老人ホームの入所者が医療機関で受診する場合がございますが、その基本的な仕組みといたしましては、特別養護老人ホーム、現行の制度で申しますと入所者の健康管理等は医師が配置されている場合、配置医師が担当することになっております。その費用は措置費で処理されております。このため、健康管理に当たると考えられる基本的な診察とか療養所の指導等については医療保険に請求できない仕組みになってございます。ただし、緊急の場合や専門的な治療を必要とする場合は医療保険への請求は認められているというところでございます。

今お話しのように、特別養護老人ホームの入所者のみの診療報酬実績額については必ずしも正確にキヤッチはできないわけで不明でありますけれども、特別養護老人ホームを含めた福祉施設の入所者の一件当たりの診療報酬請求実績額は、九年六月の調査でございますが、これによりまして月

平均一万八千円くらいだということでございます。ちなみに、参考までに老人医療の入院以外の一件当たり診療報酬請求実績額は月平均約二万円というふうなことでございます。

介護保険施設の入所者に対する医療行為、投薬とか小さなけがなど簡単な処置の費用がいろいろ払われるかどうかという点については、今申し上げたとおり、介護保険施設というのは日常生活とか長期療養の場を提供することを目的とした施設でございますから、高度な密度の高い医学的な管理、治療に必要なものについては医療保険の適用施設において給付を受けることが原則でございます。こうした考え方に基きまして、現在、介護と医療との世界の区分けの問題等は医療保険審議会でも議論していただいております。

繰り返してみたいになりますが、介護の療養型医療施設、つまり療養型病床群等でございますが、これは簡単な処置や療養上の指導、長期療養に要する日常的な医療行為は介護保険で、それから、老健施設につきましては、日常的な医学管理に要する費用は介護保険から包括的に払うことといたしますが、緊急その他やむを得ない場合の一定の処置については介護保険で個別の評価をやるというふうなことに相ならうかと思っております。

それから、特別養護老人ホームにつきましては、医療施設ではないということから、原則として医療機関への外来診療や往診、あるいは医療機関への入院等を行うことによって医療保険で対応するというような区分けの方向で考えておるところでございます。

以上でございます。

○久野恒一君 親切御丁寧な御答弁、ありがとうございます。

これをお聞きしたのは、本当に二十五年後には四倍以上も社会保障費が上がる、これを何とか今のうちから抑えておかなければならない、そういう気持ちでもってお尋ねしたわけでございます。さらに、しつこいようでございますが、俗に医

療費は西高東低、また北海道は特に高いと言われっております。その原因というものをどういうふうに分けておられるのか、お尋ね申し上げます。

○国務大臣(宮下副平君) 平成九年年度の国民健康保険における都道府県別の一人当たり診療費というものを見てまいりますと、今御指摘のように、最も高額なのは北海道の四十四万四千円、それから最も低額なのは沖縄県の二十二万四千円ということになっております。二倍程度の格差が生じております。

医療費の地域格差の要因といたしましては、その地域の年齢構成の相違でありまして、あるいは医療提供体制の違い、あるいは医療行為の違い等が要因として考えられるわけでございます。今御指摘のように、例えば国保で申しますと、西の方が老人加入率が高い傾向にございまして、また人口当たり病床数も西の方が多い傾向にございまして、北海道は今申しましたとおり例外的であります。北海道は西高東低の一因となっておりまして、これらが西高東低の一因となっておりまして、北海道は一番高く、これが医療費を押し上げておられますが、その大きな要因としては、入院医療費と相關関係の高い人口当たりの病床数が多いということが言えるのではないかと、私どもは見ております。

そういうことで、各県によってそれぞれの数値が違いますが、傾向としては今御指摘のような傾向にあるということは否めない事実であろうと思っております。

○久野恒一君 ただいま、老人の入院人数が多いとか医者の絶対数が多いとかあるはベッドが多とか、いろいろな要素があるかと思っております。しかし、この介護保険が全国一斉に入りますと、全国的にどの病院でも慢性の患者を抱えているはずでございます。この慢性の患者が外へ出て介護保険を受けるわけでございますので、瞬間的に病院の中は一時空きベッドが生じます。したがって、私の思うのは、この空きベッド対策をどうするか、今のうちに、介護保険を発表する前にこの空きベッドをどうするかというものを地域の医療審議会でもって決めていただきたい。このまま放置しておくと、ベッドが足り、それで張りつ必要がなくなると、ベッドが足り、どうしても入院が必要じゃない人でも入院をさせてしまう、そういう傾向があらわれるのではないかなという危惧を持っております。

したがって、介護保険が入る前に地域の、関西地区の方でもベッドがあくわけでございまして、そこで地域の審議会でもって合議をいたしまして、この地域には急性性はこのくらい、慢性はこのくらい、介護保険対応の患者さんはこのくらいという大まかな枠を決めてしまった方が医療費削減につながっていくのではないかと、そういうふうな思いをしております。

したがって、介護保険の前にかういう方針を出していただければどうか、厚生大臣にお尋ね申し上げます。

○国務大臣(宮下副平君) 医療資源には限りがございます。今病床利用は有効に行うべきであるという点の御指摘でございますが、確かに介護保険導入後に一般病棟の長期入院患者が減少するだろうと想定をされます。したがって、この実態を考えながら、今御指摘のように介護保険の方でどのような受け皿が可能かということをお考えいただければならないと思っております。空き病床が生じた場合に、地域医療計画等で病床数の適正化を将来的にどうするかという課題も背景にらみつつ、真に必要とされる用途への転用を図ることが必要でございます。その場合病室の面積が、病院でございまして治療を目的としたものでございまして、一般病棟でございますと最低基準が一人頭で四・三平米以上とかいうようなことでもかなり低い状況にございまして、病室の面積を拡大するとか、あるいは食堂とか談話室の整備等の療養関係の改善をやる必要があると思っております。それから機能訓練室の整備等の機能の強化を図るなど、患者や医療内容の強化のために

空き病床を活用することが非常に今御指摘のように必要ではないかと思っております。

今医療審議会においても医療供給体制のあり方について御議論をいただいておりますので、その中でも患者の療養環境の向上が重要な課題の一つとして議論されておりますので、そういうことを考えながら医療資源の有効な活用を図っていかなければならないというように思っております。

○久野恒一君 興奮して原稿なしで今しゃべったので四番と五番を同時に言ってしまったわけでございまして、空きベッドに関しましては私なりの考え方がございまして、後で触れさせていただきます。

引き続きまして、六番目の通告のところでございますが、最近急速に臓器移植が行われつつあるところでございます。臓器移植となりますと数千万円。窓口でおじいちゃんおばあちゃんが一回に払うのが五百円だったのが五百三十円になった。それだけでも騒いでいるのに、これは老人拠出金の問題です。一般医療費とは違いますが、いざいざにいたしましたら医療費という観点から臓器移植を見ますと、今のところは腎臓と角膜移植だと思っておりますけれども、肝臓とか心臓とかがどんどん入ってまいります。そのときに輸送料はどうなるか。ジェット機でもって肝臓や心臓を移植するために現地に持っていかるとか、その輸送料はこれは自費でやるのか。保険は適用にならないと思っておりますけれども、臓器移植全体を医療費に乗っけますとかなり医療費が高騰してまいります。それじゃなくてもパンク寸前のところでございまして、この臓器移植に関する保険の取り扱いをいかにお考えになっておられるのか、大臣にお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(宮下副平君) これはもう委員が専門家でいらっしゃいますからよく御承知のことでございますけれども、臓器移植は生体肝移植あるいは脳死の問題等が絡んでおりますが、一般的に言いますと、腎臓と角膜の移植につきましては既に保険が適用されております。

○国務大臣(宮下副平君) これはもう委員が専門家でいらっしゃいますからよく御承知のことでございますけれども、臓器移植は生体肝移植あるいは脳死の問題等が絡んでおりますが、一般的に言いますと、腎臓と角膜の移植につきましては既に保険が適用されております。

○国務大臣(宮下副平君) これはもう委員が専門家でいらっしゃいますからよく御承知のことでございますけれども、臓器移植は生体肝移植あるいは脳死の問題等が絡んでおりますが、一般的に言いますと、腎臓と角膜の移植につきましては既に保険が適用されております。

○国務大臣(宮下副平君) これはもう委員が専門家でいらっしゃいますからよく御承知のことでございますけれども、臓器移植は生体肝移植あるいは脳死の問題等が絡んでおりますが、一般的に言いますと、腎臓と角膜の移植につきましては既に保険が適用されております。

それから、肝臓移植につきましては、二つの大
学病院で一般の診療と同様の基礎的な診療部分、
つまり診察をしたり、検査したり、入院料等を算
定したりという経費につきましては保険給付の対
象とする高度先進医療という概念を設けまして、
それで承認をさせていただいております。

それから、心臓移植等につきましては、我が国
におきましては新しい脳死のもとにおける例がご
ざいですが、新規の技術でございまして、今後の
実績をもとに今申しました高度先進医療としての
適用を考えていったらどうかということござい
ます。

今後、心臓移植術のような技術評価の定まらな
い新しい技術に關しましては、我が国の移植技術
の推進とか患者負担の軽減等の観点から、まず高
度先進医療として技術的な評価を行うこととして
はどうか、さらに社会保険の適否については、御
指摘の点を含め、中央社会保険医療協議会におい
て検討いただく所存でございます。

最近、脳死による症例が第四までございまし
て、その中でいろいろ問題が提起されております
が、今申しましたように、腎臓、角膜等は既に保
険適用しております。肝臓につきましては生体部
分の肝臓移植が行われております。これは保険適用で
ございまして、今申しましたように、脳死の場合
は、これは高度先進医療ということで入院料とか
投薬料とかそういうものを保険で見ると、あとは自
費または病院負担ということに今のところなっ
ております。心臓については自費でやるという原則
でございまして、あるいは病院側で実費を負担す
るといふようなことも予想されておるわけであ
ります。それから、肺は、生体肺の移植が四例
ありますが、これはいずれも保険適用をしており
ません。脾臓もさようでございます。小腸もさよ
うでございます。角膜についてはもう保険適用を
しております。かなりの数が行われている。

それで、問題は臓器の搬送費用なんかの点でご
ざいます。今度の脳死の問題でも、ジェット機を
飛ばしたりなんかしてコストが相当かかります。

そういう問題をどう処理するかということではこれ
からの課題でございまして、これは今建前として
は自費みたいなことになっておりますが、実際な
かなか多額の経費を自費でというわけにもまいり
ませんので、今はそれぞれの医療関係機関におい
て適切な処理が行われているものと承知してあり
ます。

将来課題としては、臓器移植が行われるように
なりますと、そういった問題を含めて保険適用の
問題を考えなければなりません。そこで含め
ますとかなり高額なものが今御指摘のように医療
保険の世界へ入ってくるという可能性もございま
すので、今後いろいろ審議会の意見等を聞きなが
ら検討させていただきます。

○久野恒一君 ありがとうございます。
私の申し上げたことは、保険適用になっ
た場合には、いわゆる高額医療費、六万三千八百
円ですか、これが適用になるのかどうかというこ
ろが心配だったもので、六万三千八百円だった
ら構わないんですけども、何千万円の高額医療
費となると、これはおのずとその辺のところも考
え直さなければならぬんじゃないかというふう
に考えておりましたもので、こういう質問をさせて
いただきました。

ところで、今度は介護保険後の問題についてお
伺いいたします。
患者さんはまだこの介護保険に対してのコスト
意識がございません。したがって、一割負担
というのはいわゆる具体的にわいていないと思
います。例えば、特別養護老人ホームに入ってい
て自分は一割負担と聞いてみてびっくりしちゃう
と思うんですけれども、一割負担を支払う段階にな
ると、一般の年金受給者は払い切れるのかどうか
、その辺が私は心配でございまして、これもあら
かじめ、ただバラ色の将来があるよと言うのでは
なくて、現実もやっぱり教えておく必要もあるん
ではないかと思うわけでございます。したがって、
大体この各施設に入った場合の一割負担、
こういうものを明確に公示していただければあり
がたいと思うわけでございます。

大臣、ひとつよろしくお願い申し上げます。
○国務大臣(宮下副平君) 介護保険制度におきま
して、介護保険施設の入所者が介護サービスに要
する費用の一割を負担していただく、それからま
た、食事の標準負担額を負担していただくことに
なります。

今、委員の御指摘のように、一割といつても、
療養型病床群あるいは特別養護老人ホーム等では
かなり高額なものになりますから、療養型病床群
で言われているように四十五万くらいでありまし
ても四万五千円、一割かかりますね。そうした意
味で、私どもとしては、制度としては高額療養費
制度に準じた形で高額介護費用の制度を設けたい
と思つて、今審議会で諮問中でございます。

それは、高額医療費の場合には今言つた六万何
千円ということでございますが、それ以上は保険
で見ても、自己負担はそれを限度とするということ
でございます。介護の場合も今三万七千円強く
らいを目録値にしてあります。そしてまた、所得
の低い人たちは二万四、五千円というようにな
ると、なお福祉年金受給者等の方々には一万五千
円というような基準値を一応目安として定めまし
て、これを医療保険審議会等で議論をしていただ
いております。

したがって、施設へ入った場合にどのくらい一
体かかるんだらうということ、個別の認定を受
けた人たちによって違ふと思つてはいたしませんが、個
別の情報を提示するわけにはまいりませんけれど、
も、こうした場合にはどれくらい負担がかかるか
ますよということはやはり公示した方がよろしい
かと思つておりますから、御指摘のように施設の
中でわかるようにしていきたいというように思
います。

○久野恒一君 大変ありがとうございます。
高額介護費というのが三万七千円ほど入ると今
初めてお聞きいたしました。そういうところ
に在宅の中におき取り取られていく人というのは本
当に年金生活者が多いわけでございますので、ど
うぞそういう制度をぜひとも積極的に取り入れて
いただければありがたいと思つてござい
ます。

引き続きまして、介護保険の年金天引きとい
う問題について、これは私は将来寝たきりにな
っても介護の世話にはなりたくないという人から
年金から取っちゃうわけでございますので、そう
いうところこの制度の矛盾があるんじゃないか
と思つてございまして、大臣はどうお考えに
なつておられるでしょうか。

○国務大臣(宮下副平君) 介護給付費用を、その半
分は国、県、市町村で負担いたします。そして、
あと三割につきましては、二号被保険者とい
つて、四十歳以上の国民年金グループあるいは健康
のグループの方からいただくことになりました。
したがって、あと残りの一七割をどう徴収する
かでございますが、今は国民皆年金でございま
すから、基本的には年金に御加入いただいております
ということ、その一七割の分の徴収につきましては、
厚生省としては当初三万円以上からい
ますが、これは町村長の方からの強い要望もござ
いまして、このパーを下げる、一万五千円くら
いにいたします。そうなりますと、年金の天引きに
よるカパー率が非常に高くなりますから、八割以
上が年金天引きで行われるということになると存
じますので、そのようなことにはさせていただきます
ということになります。

なお、今、委員の御指摘の中で、一つは、そ
ういう天引きまでして自分が介護になるかどうか
からなの強制的徴収されることについての不満
の点の御懸念だと思つて、これは、この介護
保険というのは社会保険制度としてやっています
以上、従来の福祉政策と違つてありますので、
そこはよく国民的な理解を求めていかなければ
いけないということ、それからもう一つは、一万
五千円という、そんな少ない年金の人からも天

そこで、何といつても各省のトップはこれは法務省。そこで、きょうは法務大臣に御足労いただきまして。お忙しいところ恐縮です。

そして、法務大臣、また官房長官初め関係大臣の皆さんに、政府の中央省庁改革法案における我が国の人権政策の位置づけについて質問したいと思っておりますが、本題に入ります前に、法務大臣、官房長官、おられますので、オウム真理教問題について緊急の質問をしておきたいと思いま

す。御承知のとおり、地下鉄サリン事件以来四年がたちました。最近また一段とオウム真理教の活動が活発になってきておるといことが報道もされてお、きのうも夜のテレビなど、どのチャンネルも報道がございました。

各地の地域住民の皆さんの不安の問題、これも一つあります。もう一つ、松本サリン事件あるいは地下鉄サリン事件などの被害者の皆さんの救済の問題、これもなかなか大変です。地域の皆さんの不安をどうやって取り除くか、また被害者の皆さん、どう救済に遺漏なきを期するか、立法院と行政府が迅速かつ適切な対応を求められていると思っております。オウム問題についてこの間ずっと特別の関心を持っておられる野中官房長官にまずお伺いをいたします。

この地域住民の皆さんの不安解消、被害者救済の問題について、現段階における政府の認識、そして対応策、これを説明いただきます。

○国務大臣(野中広務君) 委員御指摘のように、オウム真理教は、地下鉄サリン事件を初めいたしまして、組織的な凶悪事件を引き起こした後に、おきましても、現在に至るまで何らの謝罪、反省もすることなく反社会的教義を維持いたしております。最近では各地に新たな教団施設の取得を図るなどいたしまして、それぞれ施設周辺住民の皆さん方に多大の不安を与えておるといことを私どもとしても強く危惧し、認識しておるところでございます。

このため、オウム真理教にかかわります諸問題

について、関係省庁の密接な連携を確保いたしまして政府として必要な対応を検討するため、内閣にオウム真理教対策関係省庁連絡会議を設置いたしまして、去る五月二十四日以来、鋭意検討を行っておりますのでございます。この会議は、内閣官房副長官を議長といたしまして、内閣官房内政審議室、警察庁、法務省、公安調査庁、国税庁等から成り、必要な情報交換を行い、対応を今検討いたしておりますのでございます。

オウム真理教にかかわります被害者の救済は重要な問題であると認識をしておりますので、必要な問題であると認識をいたしました宗教法人オウム真理教と現在収益を上げていると言われるパソコンショップは、権利の帰属主体として、委員は十分御承知のように、別なものでございまして、なかなかその対応に苦慮しておるところでございます。

宗教法人オウム真理教の破産手続にパソコンショップが上げていると言われる収益を取り込むような措置を講ずることは現行法上まことに困難でありまして、そういう状況の中において、先ほど申し上げましたように、各庁の連絡会議を通じてどのようなことが対応できるかを鋭意検討いたしておりますのでございます。

○江田五月君 政府の対応を最大限やってもらわなきやありませんが、活動の規制の方、これは官房長官が今おっしゃった連絡会議で対応に遺漏なきを期すると。しかし一方で、まさに官房長官がおっしゃるとおり、法人格として別の今のオウム真理教の活動、これによって上がる収益、これをどうやって前の宗教法人であったオウム真理教の活動によって被害を受けた皆さん方の救済に充てるか。現行法ではなかなか難しい。

そこで、被害者救済、これを一歩進めてそちらの方面から団体活動の規制を結果として行っている。そんな考え方で被害者弁護団の弁護士の皆さんから、大規模不法行為による破産法人の破産財団の充実に関する特例法、ちょっとややこしい名前ではあります。要するに法人が不法行為を

して大変な被害を与えた、そして破産して後はさようならというんじやおかしいじやないかと。そういう法人に関しては、その構成員が破産後どこかまで活動をさせて資金を得ているという場合に、前の破産した法人の破産財団、すなわち被害者の救済に充てる原資に、後からの活動で得た資金も組み込むようにしてはどうか、これを特例法でつくりたいという、そういう試案が示されております。また、弁護士会などから一般的な犯罪被害者救済法の考え方も示されておるんですが、法務大臣はこういう犯罪被害者救済の立法について御存じでしょうか。御見解を伺います。

○国務大臣(陣内孝雄君) 犯罪被害者の救済について、いろいろな立場の方がいろいろな形でいろいろ提言されたり研究されておられるということも存じ上げております。

○江田五月君 御存じだろうかと思つたんですが、それについてはどういふ見解をお持ちですか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 官房長官からもお答えがございましたけれども、オウム真理教に係る被害者の救済は重要な問題であると考えております。しかし、破産した宗教法人オウム真理教と、現在収益を上げているといわれるパソコンショップは権利の帰属主体として別なものであることから、宗教法人オウム真理教の破産手続にパソコンショップが上げているといわれる収益を取り込むような措置を講ずることは困難ではないかと認識しております。

この問題は、例えば破産した会社の従業員が集まって別会社を経営し、それにより収益を上げていくような場合に、その収益を破産会社の収益として取り込むことがおよそできないのと同じことではないだろうか、このように私は感じております。

○江田五月君 官房長官は先ほど非常に言葉を選ばれた。現行法では難しいというふうな言われ

運悪く破産をした、その従業員の皆さんが前の破産した会社を離れて別に事業を起こしていく、それと同じことですか。

オウム真理教というのは、それはもちろん宗教活動をやってきた。しかし、あの全体像を見ると犯罪集団ですよ。犯罪集団が破産で逃れて、それを構成していた皆さんが、やれ破産したからさようならです、あとはまたこれから自分たちは別個パソコンショップでどんどん収益を上げている。そして、前の法人の活動で大変な被害を受けた皆さんが、何十億でしよう、そのうちの幾らですか、その損害賠償がちゃんとなされているのは、そういう皆さんのことをはっておいて、それで今の法律では難しいですから。それで立法院として済むか、あるいは政治の中枢にある内閣として済むのか。私は、やはりここは政治にある者として知恵を絞らなかならぬところだと思

います。幸か不幸かと言つたいけません。国会は随分延長されていますので、今国会中にも私たち民主党としても各党の皆さんと一緒にこの被害者救済に関し特別立法をつくっていきたいと思

います。野中官房長官、先ほどの言葉を選ばれたのは、そういう努力が必要だということだ、そのことが脳裏にあって言葉を選ばれておったと思うんですが、いかがですか、御見解は。

○国務大臣(野中広務君) 御指摘のように、オウム真理教に対する法的措置につきましては、現在は現行法令の最大限の活用を行うことに重点を置いております。それは、先ほど申しましたように、五月に関係省庁会議を開催いたしました。積極的に取り組みようになりまして、今日現在まで検討いたしました者、十一件でございますが、五月以降九件になっておるわけでございます。各省庁間の連携がいかに大切であるか、警察庁、国税庁を初め関係省庁が互いに連携をして取り組む成果を上げておることを考えますときに、法的に非常に難しいところがございますけれども、現行法令上

の最大限の活用をまずは第一に考えておるわけでございます。

また、適用は残念ながらされませんでしたけれども、破壊活動防止法につきまして、法務大臣からも公安調査庁に対して改正を視野に入れた検討が進められておると聞き及んでおるわけでございますが、それぞれ特別立法を示唆する御意見も承っておりますので、そのような問題を十分踏まえて、被害者救済を含めて立法化の道を私どもも求めてまいりたいと考えておるところでございます。

○江田五月君 現行法を最大限活用してというのは、活動を制約する、これはかなりできると思います。しかし、被害者救済というのは、これは現行法をどう活用したってできない。一方で、あの皆さんはほとんど活動して巨大な収益を上げています。これを野放しというのは、これは国民感情が許さないことだと思います。何かやっぱり立法上の知恵が必要だと私は思っております。

団体活動の規制について、破壊法のことを今ちょっとお話しになりましたが、私はやっぱりオウム真理教を政治団体として破壊法で規制するのは無理があるだろう。そこで政府の方は、あるいは組織犯罪対策三法、これをどうした犯罪集団の制圧のために必要だということを出しておられるということかもしれません。しかし今の組織犯罪対策法というのは、実態はやっぱり組織犯罪を行った個人に対する処罰の強化とマネーロンダリングの規制法であって、被害者救済規定はその中には全くありません。あるいは犯罪組織、組織の活動に対する規制というものは、これもありません。これでは組織犯罪対策法とは名ばかり、オウム対策にもなっていない。

今の刑法体系というのは、どうしたってこれは個人の刑事責任というものに基礎を置いた体系になつていくわけですね。個人の刑事責任をどう追究するかということですね。そこいらんなら法体系をつくり上げて、それをどう工夫してみても、犯罪組織、組織というものをどう規制していくか

というところはうまくいかないだろう。やっぱり個人の責任と別に、組織をどういうふうにして規制していくかという、破壊法もその一つ、暴対法もその一つですが、暴力団でもない、政治団体でもない犯罪集団というものを、組織として規制していくための刑法体系と別の法体系を考えなければいけない。

例えば通信傍受にしても、そういうふうな犯罪組織というものを指定して、その指定犯罪組織の通信について厳格な要件のもとにこれを認めるといふ、そういうような知恵が何か要るのではないかと思います。これは別のところでまた議論いたします。

もう一つ、人権行政に入る前に、今度は自治大臣に地方分権一括法の関係でちょっと聞いてみたい。

私も民主党政は、地方分権一括法は賛成という覚議を決めておりました。余りいろいろあら探しをしてはいけないのかと思っておりますが、どうも細かく見ておりました、あるいは私の勘違いなのか、しかし考えれば考えるほどこれは勘違いじゃなく、やっぱりちょっとこの法律おかしんじゃないかということが一つございます。

それは、行政不服審査法と今回の地方自治法改正の問題、関係なんです。地方自治法二百五十五条の二という規定を設けて、法定受託事務に係る処分について住民などに不服がある場合、行政不服審査法による審査請求を認めて大臣に対して審査請求ができる。もちろん、市町村長の場合は知事に対してですけれども、そういう審査請求が今までどおりできるようにしてある。これはどういうお考えですかね。

を改正してできた行政庁内の不服審査の一般法です。それを地方自治体制の改正によって、地方分権によって、中央と地方とが対等だと言いながら、なぜこの上級、下級の行政庁内部の審査の一般法というものを使われるんですか。

○國務大臣(野田毅君) 若干込み入った話になりますが、おっしゃる通り、基本は、今御指摘がございましたように機関委任事務が廃止をされて、そして法定受託事務と自治事務に分かれていくわけです。その中で、まず自治事務に関しては、従来どおり、処分を受けた私人はそのまま異議申し立てを知事なりにしていくという形になるわけです。法定受託事務に関しては、確かに機関委任事務というものが廃止されて法定受託事務、その事務処理そのものは知事なり市町村なりの権限と責任において行われた処分ではありません。この点は、そういう意味で上下関係ということではない、こういう位置づけになっていくことはたびたび申し上げておるとおり。

そこで、今、では審査請求というものをなぜ大臣にするかということなんです。この趣旨は、法定受託事務というその事務の性質から、法令を所管する国の立場においてその法令の適正な運用を確保しようということで法定受託事務ということになっておるわけですから、そういう点で従来の包括的な指揮監督権というものの一環としての話ではないのでありますけれども、法令の適正なる執行ということがまず第一であります。

そこで、今回の変更によりまして、各大臣は、処分庁の上級行政官庁ではない、別個の存在でありますので、裁決においては原処分を取り消すということができるといふことにとどまるのであって、原処分を変更するような新たな処分をすることはできないという点が従来のやり方とは異なると思います。従来とは異なっている。よろしいですね。

機関委任事務から自治事務になるものについては、今申し上げましたとおり、各大臣への審査請求はできない、処分庁への異議申し立てができるということだけであるという点はさき申し上げたとおりであります。

したがって、物事の発想として、いわゆる機関委任事務の廃止、それに伴って今までありました包括的な指揮監督権も廃止をしたんです。これがまず基本にある。ただ、あとは処分を受けた私人がその救済の道といたしますか、それについてはこういう形で救済をしていくというところはあつた方がいいのでは、逆にその方がいいのではないのでしょうか。

○江田五月君 多分、野田さん、今までいろんなことを一緒にやってきたりして尊敬もしておりますし、その理論家の野田さんがあれだけ今の答弁のように、言っちゃ悪いけれども大分苦勞されておるというのには、これはどうもちょっとやばいなというところをお感じだからではないかという気がするんですね。

つまり、この行政不服審査法五條、ちょっと細かな話ではあるんですけども、五條一項一号は、処分庁に上級行政庁があるときにはその上級行政庁に審査請求ができる。これは全くの一般法です。二号には、前号に該当しない場合で特に法律で審査請求ができる旨の定めがある。これは何かいろいろんなその事柄の性質上、やはり上級行政庁というかどこか別のところに審査をしてもらった方がいい、そういう体系にした方がいいという場合にこの二号を置いておるわけ、やっぱり二号というのは個別の法律でこの事務については別の機関に審査請求をと、こう判断して決めています。

ところが、機関委任事務の場合にそうであったその不服申し立て、行政内部での不服申し立ての仕組みをそのまま温存しようというところで地方自治法二百五十五條の二というものを設けて、一般規定ですよ、これは、特別に事務の性質に応じて審査請求をどこかに任せるのではなくて、一般規定です。地方自治法というのは特別の法律ではな

い、今申し上げましたとおり、各大臣への審査請求はできない、処分庁への異議申し立てができるということだけであるという点はさき申し上げたとおりであります。

○國務大臣(野中広務君) 人権は、申し上げるまでもなく、すべての人々が社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利でございます。

政府といたしましては、二十一世紀に向けては、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指しまして今後とも鋭意努力をしております。人権擁護推進審議会の答申に沿って一層決意を新たに努力をしております。

○江田五月君 その答申は今パブリックコメントの中で、これからどうという答申、最終案になるか。しかし、どうも沿ってということではちょっと足りないのじゃないかという感じがしますが、わかりました。

あと、各大臣の皆さん、簡単に結構といいますが、簡単にお願いしたいんですが、人権といふものをどうとらえておられるか、法務大臣。

○國務大臣(陣内孝雄君) 人権の擁護というのは憲法の柱でありますし、また民主主義の、民主政治の基本でもありますので、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現が必要であり望まれているところでございます。

そのために法務省といたしましても、人権擁護事務を所管する立場から、二十一世紀に向けては、各種の啓発活動によって国民の間に広く人権尊重の思想が普及徹底するように努めるとともに、人権侵害事件の調査、処理を通じて関係者に人権尊重の思想を啓発し、被害者の救済に努めるなど、人権擁護行政の一層の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

○江田五月君 文部大臣、総務庁長官、それから外務大臣、順次、ちょっと順次と言って済みませぬが。

○國務大臣(有馬朗人君) 人権尊重というのは極めて大切だと思っております。その上で、まず教育が果たす役割が非常に重要と我々は考えておりました。文部省といたしましては、従来から憲法及び教育基本法の精神にのっとり、学校教育、

社会教育を通じて広く国民の人権尊重の教育の推進に努めているところでございます。このたびは、人権擁護推進審議会から公表されたした答申案は、国民一人一人に人権に関する正しい知識、日常生活の中で生かされるような直感的な感性や人権感覚が十分身につくよう人権教育・啓発を行うことが重要であるとした上で、人権教育に關しては、学校教育、社会教育、家庭教育の各分野において今後講ずべき施策を御提言いただいております。これを我々十分考えまして実行に移していきたいと思っております。

なお、男女共同参画ということも極めて大切でございます。大学等々に対してもっと女性の教員を採るべしというふうなことを言っているところでございます。

○國務大臣(太田誠一君) 私は、憲法の中に幾つもある大事な考え方が盛り込まれておりますけれども、そのうちの一つで大変大切な柱だと思っております。そして、それが現実の具体的な法律や制度の中に盛り込まれているのかどうかということについてはまだ考える余地が十分あると思っております。そういう意味で、それは単にどここの役所がどうだではなくて、やっぱりこれは政治家として判断すべきであり、また立法府として判断することであり、また内閣レベルの問題だと思っております。

そして、いわゆる少数者といいますが、マイノリティという言葉は余り我々使わないわけでありまして、差別をされているのはマイノリティに決まっているわけでありまして、差別をされているマイノリティの方から、痛みは差別された方しかわからないわけでありまして、さまざま問題提起に対しても我々は謙虚に耳を傾けていくべきであるというふうに考えております。

○國務大臣(高村正彦君) 自由とか民主主義とか基本的人権というのは、西側諸国が共有してきた価値観であります。これは冷戦構造が崩壊してきますます普遍的になってきている、こういうふう

に思っております。今後二十一世紀におきまして、我が国を含めた各国が国内の人権の改善に努めることはもちろんでありませぬけれども、同時に、世界の人権状況全体にも関心を持って、より効果的に人権が保障されるように国際的に協力していくことが必要である、こういうふうな考え方をしております。

○江田五月君 皆さん、それぞれすばらしい人権についての認識をお示しくださいました。役所のつくったペーパーの中身もすばらしいわいですが、特に役所のつくったペーパーをお読みにならない総務庁長官の決意は大変すばらしいと思っております。その決意が今度の中央省庁法案で生かされているかどうか、これが問題なんです。いやいやまだこれから先は長いからと、さっきはそういうような含意もあつたのかもしれないが、しかし、そういう含意もあつたのかもしれないが、しかし、人権もいかにないと思っております。

人権として男女共同参画、この二つの政策課題の諮問機関である人権擁護推進審議会と男女共同参画審議会は、その理念と基本認識には共通点が随分ある。しかし、答申の内容は随分違う。男女の方は、男女共同参画社会を実現するために基本法の制定というものを提案した、これができた。しかし、人権擁護推進審議会は、二十一世紀を人権の世紀にするための法的措置について、この諮問第一号、教育・啓発についてという諮問ですが、少なくとも今の段階で何の提言もしていません。

この審議会設置のもとになった九六年十二月の人権擁護推進法成立のときの衆議院、参議院両院の附帯決議に「法的措置を含め必要な措置を講ずること」と明記されているんですが、さて、法務大臣、そして文部大臣、総務庁長官、書いていないんだからしなかつたんだろと思いませんか。法的措置についての諮問はしなかつたんです。順次伺います。

○國務大臣(陣内孝雄君) 諮問の第一号についてでございますが、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する

施策の総合的な推進に関する基本的事項について」ということで諮問いたしました。それについてでございますけれども、ただいまお触れになりました衆議院、参議院の両法務委員会の附帯決議、これは政府に対するものでございまして、今御指摘のような、「人権擁護推進審議会の答申等については、最大限に尊重し、答申等にのっとり、法的措置を含め必要な措置を講ずること」というふうに政府に対して附帯決議がついていることも承知いたしております。

○江田五月君 法的措置を諮問したのかと聞いたんですけれども、まあいいです。

○國務大臣(有馬朗人君) 審議会においては、種々審議をされた上で、答申案に記載してある諸施策はいずれも行財政措置で十分対応が可能であるという認識がありますので、そういう考えに今従っているところでございます。

○國務大臣(太田誠一君) 附帯決議は、最大限に尊重し、答申にのっとり、答申がそのように言えれば「法的措置を含め必要な措置を講ずること」というような附帯決議になっているわけですね。だから、その法的措置を、今おっしゃるような男女共同参画社会の基本法に相当するような基本法をつくると、そういうふうな内容、例えばつくりなさいというふうな諮問をしているわけではないということであることは確かにそのとおりだと思います。

ただ、確かに今おっしゃったような答申がありますけれども、行財政措置だけで十分だというふうな内容の答申だと思えますけれども、それは、立法権を持っておるのは立法府であつて、法的な措置が必要云々ということから我々が考えることだと考えております。

○江田五月君 答弁に若干の違いがやっぱりありますね。法的措置についても視野に入れながらという答弁と、いや、法的措置はこの答申で必要ないと言っておるのでそういう方向でというのと。私は、二十一世紀は人権の世紀とそういうふう

に思っております。今後二十一世紀におきまして、我が国を含めた各国が国内の人権の改善に努めることはもちろんでありませぬけれども、同時に、世界の人権状況全体にも関心を持って、より効果的に人権が保障されるように国際的に協力していくことが必要である、こういうふうな考え方をしております。

○國務大臣(陣内孝雄君) 諮問の第一号についてでございますが、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する

言う以上、この男女共同参画、人権擁護、どちらも理念として非常に高い位置づけをしておられるんですから、片や基本法の制定、片や法的措置は何もなしというのは、ちょっと対応としてどうかと思います。

そして、もう一つ大きな違いがある。それは政府の推進体制です。男女共同参画の方は、現在内閣に総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部がある。事務局としては総理府に男女共同参画室がある。これが今回の省庁改革では内閣府に男女共同参画局が置かれる、こういうことのようにあります。さて、人権については、現在は、内閣に総理大臣を本部長とし、官房長官、法務大臣、外務大臣、文部大臣、総務庁長官を副本部長とし、各省庁の事務次官全員を本部長とする人権教育のための国連十年推進本部が設置されており、事務局は内閣の内政審議室が担当して、国内行動計画を推進することになっている。

官房長官、今回の省庁改革では、この人権教育のための国連十年推進本部というものを設置してやっつけていく人権推進体制というものはどうなるんですか。

○国務大臣(野中広務君) 内閣においてやっつけてく予定でございます。

○江田五月君 それでちょっとほっとしますが、よくわからないんですね、どこでどうなっていくのか。

総務庁長官、今回の政府の省庁改革では、人権政策についての総合調整機能は一体どこにあるということになるんですか。

○国務大臣(太田誠一君) 人権擁護につきましては、法務省の人権擁護推進局というものが調整の中心になるといふふうに理解をいたしております。

○江田五月君 法務省の人権擁護推進局が総合調整機能を担う。一方で、長い名前ですが、人権教育のための国連十年推進本部、これで人権教育国連十年については内閣がこれまでどおりやっています。多少違うといえは違いますが、どんなもので

すかね。せっかく内閣の方にそういう本部体制をつくって、人権教育については国連の行動指針を積極的に内閣を中心しながら進めよう、それはこれからも続けるんだと言われながら、一方で人権政策については法務省であると。これはちょっと政府の省庁改革案の重大な欠陥ではないか。私たち民主党の行政改革案では、男女共同参画と人権政策の推進はともに内閣府の主要な任務の一つとしてきちんと位置づけしております。

ちなみに、衆議院でも議論になったようですが、私たち民主党は公正取引委員会もきちんと内閣府に位置づけしている。どこかの新聞に、これだけはすばらしいと、これだけはと言われてもちょっとつらいところですが、褒められました。官房長官、政府として、この省庁再編に当たって男女共同参画と同じように内閣府の総合調整機能の中に人権政策を位置づけしていく、こういうお考えはございませんか。

○国務大臣(野中広務君) 人権擁護は、もう申し上げるまでもなく政府・内閣全体として取り組むべき課題であることは言をまたないわけでございます。その充実強化につきましては、中央省庁等の改革基本法でも特に明記をされておるところでございます。

その推進に当たりまして、基本法で、委員御承知のように、人権啓発や人権侵害事件の被害救済を所掌することになる法務省を初め、関係行政機関が十分に協力していくものでありまして、これを一括して内閣の所掌事務とするのは基本法の趣旨には合わないかと考えておるところでございます。私どもが今回お願いしております省庁再編の法案は、その根っこに基本法があるわけでございますので、この基本法に基づいて、ただいま申し上げたような経過に従いまして、法務省の所管としておるところでございます。

○江田五月君 だから、私どもは基本法はおかしいと反対をしたのです。

総務庁長官、ちなみに、まさか衆議院の方で民主党も去年のときに基本法に賛成したと誤解され

ているわけじゃないですよ。何かちょっとそのように読めるような答弁があったものですか、そこはちゃんと認識しておいてください。私どもに対して基本法もこうだったんだからあなたたちも賛成しろというふう言われたら、我々はあんなとき意見が違っているわけですから、そこは誤解のないようにお願いいたします。

さて、ちょっと細かいことですが、文部大臣、文部省では人権教育は初中級の小学校、それから生涯学習局の社会教育課の所管だと聞いているんですが、人権擁護推進審議会の答申案の中では、人権教育は小学校だけではなくて、中学校、高等学校、大学を含めた学校教育、さらに社会教育、家庭教育にわたる広範な課題であるとされているんですが、今後とも学校教育については小学校課の所管でおやりですか。小学校を軽視する意味じゃないんですよ。いかがですか。

○国務大臣(省馬朗人君) 現在おっしゃるように初等中等教育局の小学校課に置いてありますけれども、人権教育の重要性ということとは全体の問題でございますから、初中教育だけではなく高等教育も含めて十分重要なことと認識いたしております。それから、社会教育関係につきましては御指摘のように生涯学習局の社会教育課でやっておりますが、お互いに極めて強く連携を保っているというところをまず最初に申し上げたいと思っております。

また、今度は新しい省になります。その課のレベルの具体的な組織編成につきましては現在検討中でございます。二十一世紀に向けての文部科学省の新しい姿をどうするか、課のレベルでどうするかについて今鋭意検討しております。その中で人権教育をどこがどう担当していくか、こういうことについてもさらにいい方向に向けて進んでいきたいと思っております。

○江田五月君 これはぜひ、やっぱり今の体制では文部省が力を入れているという姿は示せないと思っております。

さて、人権政策にはもう一つ重要な視点があ

ます。それはグローバルな視点。人権擁護推進審議会の答申案には「二十一世紀は、「人権の世紀」という記述がある。その後には「それには、二十世紀の経験が踏まえ、全人類の幸福が実現する時代にしたい」という全世界の人々の願望が込められている。二十世紀においても一九四八年の世界人権宣言以来、国際連合を中心に全人類の人権の実現を目指して、様々な努力が続けられてきたが、それが一斉に開花する世紀にしたいという熱望である。」と、こういうふうに書いてあるように、人権政策には全世界的な視野、グローバルな視点が不可欠だと思っております。

また、平成九年七月四日に公表された「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画には、やはり二十一世紀は人権の世紀であり、「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」であり、さらに平成八年五月の地域改善対策協議会意見具申の内容を引用して「人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、二十一世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。」と、こういう記述もある。

外務大臣、先ほどもちょっとお話を伺いましたからそのとおりだということになると思っております。人権の尊重が平和の基礎であるということについて、あなたの認識は。

○国務大臣(高村正彦君) そのとおりだと思っております。

例えば、最近の例で言えばコンゴの問題でも、お互いの民族がお互いに差別し合うというふうな人権侵害がまさに紛争になっていったということ、必ずしもマイノリティだけが差別されたわけじゃなくてマジョリティーがやられたこともあるわけですが、まさに紛争のもとに人権侵害があるということは非常に実際問題としても多

い、こういうふうに思っております。

○江田五月君 平和の基礎である、平和というのは国内だけの話じゃない、世界全体のことですから、人権のことを考えるときはやはりグローバル、全世界的な視野から考えていかなきゃいけない、それはよろしいですね。

さてそこで、世界の中から見ると、我が国の人権状況はまだまだ問題がある。外務大臣、我が国の人権状況について国連の規約人権委員会などからどのような指摘を受けているか、それに対して日本政府はどのように対応するつもりか。ちょっと質問がやや漠然で済みませんが、国連規約人権委員会からどういふ指摘を受けていると認識されているか、日本政府がどう対応しようとしているか、短くお答えください。

○国務大臣(高村正彦君) 国内人権機構の地位と役割に関する原則によれば、国内人権機構は立法の勧告、人権に関する広報等の権限を有すること等が求められているわけですが、そういったいわゆるパリ原則からいっても日本の機関は問題があるのではないかとというような指摘も受けております。

ただ、これについては関係省庁において慎重に検討しているというふうに承知をしております。

○江田五月君 さすが外務大臣、私がそこへ話を持っていくということをお答えになられまして、時間が省けてありがとうございます。

法務大臣、国連からそういう指摘をされているんですが、どのように受けとめてどう対処されるおつもりですか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 人権に関しましては、B規約としていろいろ指摘を受けておすることは承知いたしております。

これらの問題につきましては、いろいろな立場からの議論が必要だということで、規約そのものにつきまして今いろいろな形での議論をお願いしているところでございます。

○江田五月君 いろんな議論をお願いしていると云われますが、もうちょっとやっぱりスピードも

必要ですよ。

ちょっと話がぼんぼんと飛んだので、あるいは委員の皆さん、話が飛んでどうなっているのと思われのかもしれないんですが、私が特に指摘しておきたいのは、一九九三年国連総会で決議された国家機関の地位に関する原則、その前の九二年には国連の人権委員会での決議もありましたが、いわゆるパリ原則に基づく国内人権機関、いわゆるナショナルマシーナリーの設置のことでございませぬ。

規約人権委員会のつい先日最終報告でもこのことが指摘をされておるといふことですね。人権擁護のために機能する既存の国家とは別個の公的機関で、憲法または法律を設置根拠とし、人権侵害に対する苦情処理や救済に準司法的権限を持つ独立した行政機関の設置がパリ原則で求められている。

これについて日本政府としてどうするか。外務大臣、法務大臣、今議論をしてもらっているところだ、こういうお話ですが、私は、これはやっぱり積極的に国際社会のそういう動きというものに日本はもっと敏感に反応していかなきゃならぬと思うんですね。

私たち民主党案では、パリ原則に基づく国内人権機関として、公正取引委員会のように、国家行政組織法の三条機関として独立した行政委員会である人権擁護委員会を内閣府に設置し、あわせて内閣府に男女共同参画・人権政策推進室を設けて男女共同参画と人権関係行政に関する施策の総合調整を行うとともに、同和対策やウタリ対策等特別の施策を推進していく。もちろん、人権教育のための国連十年行動計画、国内行動計画の推進に関する本部事務局機能も担当する、こういうことにお伺いいたします。

基本法ではそれはなっていない、したがって基本法にのっとってつくった今度の中央省庁改革では法務省が総合調整機能だ、そこまではわかりました。しかし、今後、政府として二十一世紀は人

【参議院】

権の世紀、人権の尊重が平和の基礎だ、そういう人権政策を内閣総理大臣の直轄の形で強力に推進していく、そういう体制整備をする必要がある、そういうお考えにはなりませんか、官房長官。

○国務大臣(野中広務君) 組織といたしましては、先ほど米泉次御答弁を申し上げておるとおりでございます。

ただ、人権教育の重要性はもう言をまたないところでございます。我が国では、人権教育のための国連十年の趣旨を踏まえまして、関係行政機関相互の緊密な連携協力によりまして、人権教育のための国連十年に係る施策を推進いたしますために、先ほど申し上げましたように、平成七年の十二月に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連十年推進本部を閣議決定いたしました。これを設置いたしますとともに、平成九年七月に人権教育のための国連十年に関する国内行動計画を決定、公表したところでございます。

政府といたしましては、この行動計画に沿いまして、行政機関相互の緊密な連携を図りつつ、関係省庁において関連施策を推進しているところでございます。今後とも、鋭意この推進に努めてまいりたいと思っております。

私は、もう申し上げるまでもなく、委員御承知のように、我が国で同和行政を初めとする人権問題が大きく取り上げられたのは昭和四十年の同対策の答申以来で、自來昭和四十四年同和対策事業特別措置法ができ、累次それが法律名を変えましてたけれども、三年前まで継続してまいって、そしてハードな面についての事業はこれをほぼ完了することができ、残事業につきましても一定の一般行政に移すことができ、今後は人権啓発・教育を重点にやっていくべきであるということの合意をいただいた上で、その上で法務省の所管にまいりました経緯があるわけでございますので、所管といたしましては、教育については文部省、人権啓発・救済については法務省といたしておるところでございます。

○江田五月君 パリ原則に基づく国内人権機関は

既存の国の人権擁護機関を否定するものではない。現在の国の人権擁護機関といえは法務省の人権擁護局、人権擁護委員会ということになるんですが、一方で、国連の規約人権委員会では、国内の現在ある人権擁護体制について非常に鋭く批判をされておる。

これは正訳というのではないのかもしれないが、国連人権NGOネットワークの訳の規約人権委員会による最終見解、九八年十一月五日採択。これによると、九項ですが、委員会は、人権侵害を調査し、申立人のための是正措置をとることに役立つような制度的機構、国内人権機関が存在しないことに関して懸念を表明する。当局が権力の乱用を行わず、実際に個人の権利を尊重するということを保証する効果的な制度的機構が日本に必要とされている。委員会の見解では、人権擁護委員会はそのような機構ではない。なぜなら、法務省によって監督され、その権限は勧告を出すことに厳密に限定されてしまっているからである。委員会は、人権侵害に関する苦情申し立てを調査する独立的な機構を締約国、というのは日本、これが設立することを強く勧告する、そういう文言が採択されているんです。

人権侵害というのは、国家権力、公権力による人権侵害というものが非常に大きな問題なんです。政府がつくった人権教育のための国連十年に関する国内行動計画の中には、特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進という、ざあっと書いてありますね、たくさん。その中には、これはもう国家権力、国家の行政を担当しているいろんな人に個別にわたって、これにはこういう教育をということをやつと書いてある。

ですから、それは多くが法務省の所管にあるわけでしょう。その法務省がそういうところを所管しながら、一方で人権救済についても法務省がというのではこれはだめだ。まして今、法務省は、参議院で審議が始まった盗聴法、はかり知れないプライバシー侵害という人権侵害が組織的に

人です。これは余計ですが、別のところで議論しますが。

法務省が人権政策の総合調整機能を持って人権侵害の救済機関を監督していく、そういう議論は人権の世紀と呼ばれる二十一世紀の世界には通用しない。だから、私たちは、この人権救済関係について今度の中央省庁改革法はだめだと、こう言っているわけです。これは私の意見です。

質問を終わります。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後一時五十七分開会

○委員長(吉川芳男君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、内閣法の一部を改正する法律案外十七案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤井俊男君 民主党・新緑風会の藤井俊男でございます。江田先生から引き継いだ時間が非常にいい時間を与えられまして、私は世に出るとい位置づけで、限られた時間でございませけれども質問をいたしてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、この分権一括法案は住民の福祉改善にどのように役立つかという点であります。この法律では、地方公共団体の役割を住民の福祉の向上を図ると位置づけられております。しかし、御説明、御答弁を伺っていてもいま一つどのように住民の福祉が改善されるものかわからない。この法律の一般市民へのアピールポイントは何なのでしょう。例えば、現在住民の最大の関心事は雇用対策でしようし、まさに公表されました合計特殊出生率一・三八という少子化社会、それに伴う超高齢社会の到来など、住民は不安要因を数多く抱えております。

こういつた問題に対して今回の法案はどのような解決策を提示するものか、お答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) 大変大所高所からの御議論をちょうだいして、どういう角度からお答えを申し上げようか御意見を承りながら考えていたんですけれども、国民の福祉増進を図るといふのは住民の福祉の増進を図るといふのではやはりおのずから、その地域に住んでいる住民といふか、そういう角度でまずとらえるべきものでありう。つまり、地方自治というのにはまさにその地域に住む住民なんだろう。それが自分たちの地域のことについて自分たちで組織をし、そして言うなら、自主組織権あるいは自主課税権といふことが、財政の自主性、自立性、そういうことが自治というものの根底にあるわけで、そういう意味で、地域のことについて自己決定、自己責任というものをより強めていくということ自体が言うなら住民福祉の向上につながる。そういう意味で、実際に住民サービスを担当していく基礎的な行政主体である地方公共団体がみずからの自立性、自主性の範囲が広がるにつれて、そしてまた同時に、住民の考え方が行政の中に反映されるような道がより開けていくということもまた住民の福祉の増進に役に立っていくことである。

そういうことを頭に置いてこの改正案をごらんいただきますと、まさに機関委任事務の廃止を中心として、国と地方の関係を縦の関係から横の関係といえますか対等の関係に切りかえていく。そういう中で、自治体の自主性、自立性が今までよりもはるかに増進されていくということ、これはまず御理解いただけることであると思っております。

ただもう一方で、きのうもどなたかの御質問にお答えしたんですが、いわゆる権限、事務事業の移譲の問題、これは住民といえますか国民といえますか、行政サービスの窓口の主体が国から地方に変わるといふことで、わかりにくいことはわかりいいんです。つまり、申請書なりなんなりを提出する相手先が変わるといふことは、本人にとって

みればわかりにくいことかもしれません。そういう点で、さっき言いましたが、国の関係の見直しであったり、そういう国と地方の関係の役割分担を見直すということになりますと、住民の立場から見てどこがどういうふうな自分の実生活の中で変わったのかという点でいうと、少し見えにくい部分はあるのかもしれない。しかし、今るる申し上げましたが、ぜひこの点は国民の皆様にも御理解をいただきたい。

そして同時に、これもきのう、どなたかがおっしゃいましたが、大事なことは、制度面を変えるということだけでこの効果が出るというものはありません。この制度を運用していく地方自治体の職員なりあるいは議会の皆さんなり、そして住民自身がそのことについての意識改革をかわせてお互いやっていかなければならないことであるというふうにご考えております。

○藤井俊男君 ありがとうございます。六月一日に公表されました完全失業率は四・八%と昭和二十八年以降で最悪ということであります。完全失業者は三百四十二万人とやはり過去最多と言われております。

私は、労働条件や保険といったものは確かに中央集権でやる必要があると思っておりますが、職業紹介、雇用のあっせんについては地元密着型で行われるのが本来の姿だと思っております。特に、不況の中で思いがけず職を失った場合には、遠方の仕事を紹介されても、引越しの負担が大きいであろうというところは想像にかたくありません。やはり地元で職を探したいというのが切実な願いではないでしょうか。

今回の法案により地方事務官制度が廃止され、職業安定関係の地方事務官は労働事務官となることなどの改正がなされておりますが、地元密着型から離れる結果になるのではないかと私は懸念をしております。職業あっせんの体制に何らかのよい変化が期待できるものか、伺いたいと思っております。よろしくお願いたします。

○国務大臣(甘利明君) きょう発表をされました

先月の失業率は四・六%、若干改善をしておりますが、まだまだ予断を許さない厳しい状態が続いていると思っております。

そこで、雇用対策に万全を期していかなければならない中で、ただいま先生の御質問であります。御指摘のとおり、地方労働局ができませんと県の職業安定課のかんりの部分がそこに統合されるわけでありまして、県単独の雇用安定行政について御心配をいただいていることはよくわかるわけです。

そこで、もちろん県独自の雇用対策もありませんし、企業情報でありますとか、あるいはそれにまつわる生活情報があるわけでありまして、引き続き国の雇用安定行政と県のそうした独自の行政は連携をとらなざるを得ないということは御指摘のとおりであります。

この改正にかかわる雇用対策法の改正によりまして、県は国の施策と歩調を合わせるような形で雇用対策を組んでほしいということと、それと県と国とが連携をとってやるようにという二項目が加えられているわけでありまして、その法律の趣旨のつとめて県と地方労働局が情報を密接に交換をしながら取り組んでいきたいというふうにご考えております。

御指摘のとおり、地域に根差した雇用情報というものがその地域の職業安定行政にとって非常に大事なこととは御指摘のとおりでありますし、御心配のような懸念が起らないように密接な関係をとっていききたいというふうにご考えております。

○藤井俊男君 きょう発表された失業率は四・六%ということですが、まだ厳しい状況下であると思っております。県との連携をとるといふことで答弁をいただいておりますけれども、私が住んでおります埼玉県においては埼玉県新都心が今着工しております。来年の四月完成に向けまして国の十省十七機関が移転をしております。私は、新しい雇用の関係の場ができるものと大いに期待をいたしております。

そこで、これに対応しての職業窓口体制を整備していただけないものかどうか、労働大臣にひとつ伺いたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) 大宮に建設中の新都心というんでしょか中心地、これが雇用の受け皿としていろいろと期待をさせていただいているわけでありませうけれども、それに対して職業紹介の体制整備はどうかというお話であります。

公的職業紹介事業はハローワークを中心にやらせていただいておりますが、それ以外にもパートバンクであるとか人材銀行、なかなか片仮名が多くて恐縮なものでありますけれども、それぞれ特有の分野に特化した紹介事業というのを国は行っておりまして、場合によりましてはそれらが連携プレーをとって総合窓口のような形で設置をさせていただいていることがございます。

そこで、この埼玉県の東部地区におきましては、ハローワーク大宮に加えまして、地域におきます職業安定行政に対するニーズの高まりを踏まえまして、昨年の十二月に人材銀行、人材銀行というのとは職安でも管理職とかホワイトカラーの経験豊かな方に対して紹介事業をするところでありませうが、その人材銀行や、パートバンク、これはもうその名のとおりにパート関係に特化した紹介事業を行っておるわけでありませうが、これらの公共職業安定機関の複合施設として、愛称でこれはプラザ・サラリアル大宮、どういう意味なのかよくわからないですけれども、要するに総合窓口を設けてまして、最近では自己検索可能な端末機を集中的に配備しているところもありませんが、ここにも自己検索端末を用いた求人情報を初め雇用に關する総合的なサービス窓口ということで実施をさせていただいているところでありまして、御指摘を踏まえて幅広く柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

○藤井俊男君 次に、福祉行政における地方分権のメリットについて伺います。
今回の地方分権一括法には福祉の分野に關する法律が数多く含まれております。厚生省所管の法

律は四百七十五本中実に九十一本にも上る膨大なものになっております。地方分権の実を上げるためには、住民の身近な分野で目に見える変化があることが望ましいと思っております。今回の改正によって福祉の分野が住民サービスの向上の観点からどのように変化されるのか、厚生大臣に伺いたいと思っております。

○国務大臣(宮下創平君) 福祉の分野につきましては法律の改正本数が多いというのはそのとおりでございます。大変福祉行政が多岐にわたっておりまして、大まかにそのような結果になっておると存じますが、今回の地方分権一括法によりまして福祉の分野でもやはり機関委任事務を自治事務化するということが一つございます。それからもう一つは、実体法の関係がございませうが、法定基準の廃止等が必置規制を緩和するという二つの点が大きくなっております。

まず、具体的に機関委任事務がどう変化してきているかという点を具体的に説明せよということでございますが、従来、機関委任事務としては生活保護関係、これは今度法定受託事務になりますから、あるいは児童扶養手当もそうでございますが、これは法定受託事務として位置づけられます。

ところが、保育所とか特別養護老人ホームの關係につきましては、その設置認可事務は自治事務となります。したがって、保育所の児童福祉施設等の設置認可でありますとか、児童居宅生活支援事業の開始の届け出の事務とか受理の事務とかいうのは自治事務になります。それから、高齢化の關係では、今申しましたように特別養護老人ホームの設置認可が、これは老人福祉法の規制のもとにありますが、これが自治事務になります。それから老人居宅生活支援事業の開始の届け出の事務、これも自治事務となります。こうして、地方公共団体の自主的な判断に基づく事務の実施が一応可能になるということでございます。

で団体委任事務でございませうが、これも完全な自治事務になります。それから、福祉事務所の設置の配置基準の廃止も、これも例えば十万人以上に一カ所というような基準がございましたが、これは条例によって定めることが可能になりますから、弾力的に設置が可能になる自治事務でございませう。それから、福祉事務所の現業所員も、今までは例えば生活保護で八十五人までは一人とかいうような基準がございましたが、それを弾力的にたしまして、配置が自由にある程度地方の実情に応じてできる。それから、地方社会福祉審議会の名称等も名称規制を弾力化して自由にできる。それから、身体障害者福祉司というのも法律上の名称規制の弾力化を図ることができるようになる。

このように、具体的事例を多少申し上げましたが、要は、地方公共団体の自主的な判断に基づく事業の実施がかなり大幅に可能になるということを通じて、住民の立場に立った行政サービスの弾力的、効率的な適用ができるというように考えておりました。私も大きな前進であるというように考えております。

○藤井俊男君 ただいま答弁をいただきましたけれども、自治体事務が多くなっておりますので、福祉の充実等大いに期待をいたしております。願わくば、福祉が後退しないようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、国と地方の人事交流について伺いたいと思っております。
私は、分権化にはお金のような物的な資源のみならず、それを担うべき人的資源、すなわち人材の適正な配分も伴う必要があると思っております。従来は、人材につきましても中央政府に偏りがなされておりました。地方公共団体の場合は派遣という形で補助がなされておりました。総務省から最新ということであった平成八年八月現在のものでありますが、本省庁から地方公共団体への出向は全体で一千百九十七人、このうち一種のキャリア職員が九百五十

一人ということですが、多い順から三省を申し上げますと、建設省二百三十八人、自治省百六十九人、農林水産省百五十一人となっております。

この種の人事交流は、財政関係や公共事業関係等の枢要部署のポストに継続的に配属されるという点からは、中央支配ですとか地元の人材が育たないとかいろいろ批判もされております。しかし、私としては、中央の優秀な人材を活用して刺激を受け、新風を送り込み、地域を活性化するという点では、こういった補助は一定の役割を果たしてきたと評価しております。

特に、建設省のキャリア派遣のうち二百一人、農水省百二十一人、そして厚生省は九十一人の派遣のうち五十九人が技官ということですが、キャリア全体では実に四百六十八人が技官という実態からは、一律に廃止、縮小することで技術的側面に支障が出るのではないかと懸念を免れませぬ。

そこで、私は逆に県の職員や市の職員を中央省庁に派遣し、人事交流をすべきと思っております。むしろ、分権化に伴い、地方が対等関係に立つ、このような補助ないし支援のあり方についてどのように考えているか、お聞かせを賜りたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) 公務員の国、地方間の交流といいますが、こういったことを現在も国から地方に、あるいは地方の公務員の方が国の方に出向でお見えになるということで交流が行われております。

こういった相互交流、つまり対等交流といいますが、相互、対等の交流ということの基本として、まず各地方公共団体と十分な協議を行った上で行われるということが一番大事なことであると思っております。そういう点で、地方公共団体の意に反して一方的な押しつけになるようなことがあってはよくありませんし、今御指摘のような人材育成といいますが、そういう角度からも相互交流ということは意義のあることであるというふうにも考えております。

ただ、これから後、まさに国と地方の間が対等、協力の関係になっていくという点で、技術的な面をすべて国が中心になって地方を指導していくというふうなやり方だけで本当にいいのかどうか。逆に、地方の自治体自身のみならず、人材育成なりというものをやると同時に、そういう仕事そのものは地方自治体がやっつけていかなきゃならぬというの当然のことです。私は、御指摘のとおり、協力の関係になればなるほど、ういっただ人育成というものは極めて大事なテーマになるというふうに考えております。

○藤井俊男君 法務大臣がお忙しい中お見えになっておりますので、先ほど福祉行政の関係で質問をいたしました。前回は、私は法務大臣に少年法改正について伺いたいと思っております。

今国会に少年法の改正案が提出されたことですが、人権擁護団体や法律の専門家から、人権上極めて重要な法律だけに慎重審議を求め、声が相次いでおります。昨日の報道によれば、本法案は会期日数の不足で成立の見込みが立たず、次期の通常国会まで取り扱いは延期される見込みのことです。こうした重要な法案ではいたし方ないことと私は存じております。

法案審議の見込みについて、大臣のまず見解をお聞かせ賜りたいと思っております。

○国務大臣(陣内孝雄君) 今国会に提出しております少年法等の一部を改正する法律案は、喫緊の課題となっております。少年審判における事実認定手続の一層の適正化のために所要の法整備を図ろうというところでございます。

この法案審議の時期等につきましては、お尋ねでございますけれども、国会でお決めいただくことであります。私の方からはお答えできませんが、この法整備の重要性、緊急性にかんがみまして、どうか御理解を得て、できるだけ早期に成立させていたいただきたいと思います。次第でございます。

○藤井俊男君 法案審議の関係もございませうけれども、

ども、法務大臣、最近の青少年犯罪の凶悪化、深刻化について心配をされておられます。どのよう少年犯罪が変わってきたと認識しているのか、その原因について大臣の認識をお聞かせ賜り、青少年の犯罪に対してどのように対処されるようにしているのか、国家公安委員長は野田大臣ですが、私は法務省に、法務大臣の立場からお聞かせを賜りたいと思っております。

○国務大臣(陣内孝雄君) 御指摘なされたように、少年の最近の事件というのは凶悪化の傾向が認められます。少年による殺人、強盗、それから強盗致死傷等の凶悪事犯の検察庁における受理人員の推移を見ますと、近年増加の傾向にございす。平成八年には千四百八人でありましたけれども、平成九年には千九百三十六人と著しく増加を見せております。

こうした凶悪犯の増加等の原因につきましては多くの要因が考えられると思っております。特定の要因を挙げるといふことは大変困難だろうと思っております。最近の非行少年の特徴としては、法律とか道徳、約束事、こういう規範を守るといふ意識が低下して、あるいは人間関係が希薄化しているとかあるいは抑制力の不足による短絡的な行動傾向等が指摘されております。また、これらの背景、あるいは原因の一部でもありましょうが、社会の複雑化及び社会環境の悪化、家庭等の教育機能を挙げることができると思っております。

そこで、法務省といたしましてはかねてから少年非行防止対策の一環といたしまして、検察庁における少年事件の適正な処理、それから少年の福祉を害する事犯に対する厳正な処分と科刑の実現、これは最近中学生、高校生などにも藥物被害が広がって、おそれるというところでございすので、そういうことを大変憂慮しております。そのほか非行少年の改善更正に必要な矯正保護機能の充実強化、こういうものに意を用いているところでございす。

○藤井俊男君 少年の関係も憂慮すべき時代でございすので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、首長の権限強化及び多選制限という点で私はお聞きしてまいりたいと思っております。

この法律案によりますと、地方公共団体の果たす役割が大きくなり、それにより首長の権限が従前に比べて非常に強大になるのではないかと見合います。首長の権限が強くなってもそれに見合った力量がないのであれば、国の援助がなくなると地方行政はスムーズには進みません。

これに関連して、首長を支える部局の人材育成という点をどう考えているのか。本来、地方それぞれが責任を持つべき問題ではありますけれども、環境整備という点からどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

また、首長が強大な権限を持つようになると、懸念されるのが権力の集中による乱用、腐敗であります。首長の任期が長期にわたるとやはりこういった弊害が生じやすいのではないのでしょうか。首長の連続就任回数調べというところで昨年末のデータを見たところでありませうけれども、四回連続当選の知事が五人、五回も五人、政令指定都市では六回が一人、市区長では六百九十三人のうち四回以上が百一人、五回以上でも四十二人、最長の八回が二人、七回が四人、六回が十二人、そして、理由はわかりませんが、七回の四人全員、八回のうち一人は大阪の方であります。

首長の多選の制限といたしましては地方分権推進委員会の勧告や推進計画でも触れられておりまして、幅広く研究を進めていくという方向で法案には盛り込まれなかつたとお聞きいたしました。

住民が選挙で選べるのですからいいのではないかと、憲法が保障する職業選択の自由を制限するのではないかと思ふ反面、やはり四期、五期ともなると制限する必要があるのではないかという気がいたします。

判断に苦しむところではございませうけれども、

これに関連して現在指摘されている問題点を自治大臣から御紹介をしていただければと思っております。

○国務大臣(野田毅君) 二つの質問があったと思っております。一つは、知事部局の人材育成が重要である、これをどうやって環境整備するかということが一つでございます。いま一つは、首長さんの多選禁止問題についてどういうような議論がなされているか、この二つの御質問であったかと思っております。

まず前半部分ですが、人材育成に關しましては地方分権の進展によって、地方公共団体がその拡充されたあるいは強化された権限を適切に行使して地域の総合的な地域づくりを推進していかうというところになるわけですが、今後それに対する、住民ニーズに対する的確な対応をいくために、企画力といえますか政策形成能力といえますか、そういう意欲ある人材を確保することあるいは育成をしていくことが極めて大事なテーマであるということは御指摘のとおりでございます。

そういう点で、現在においても地方団体の中でかなりそれぞれ自主的な努力をしていただいております。採用試験や職員研修を共同で実施するというようなやり方だったり、あるいは地方公共団体間の人事交流、先ほどの国と地方の間の人事交流もございす。あるいは専門家を社会人の中途採用というように形を補っていくというように今現在既に行われております。

自治省としましては、これらの取り組みを支援するために二年前、平成九年十一月に人材育成に関する基本方針を策定するための指針というガイドラインをお示しして、その中で人材育成等アドバイザーの派遣や人材育成に対する財政措置などを行ってきたところでございす。今後とも、そういう人材確保、育成の支援に努めてまいりたいと考えております。

それから、首長の多選問題でございす。

これについては、多選禁止することに消極的な意見としては、多選の弊害の実態や多選と弊害との因果関係を客観的に説明できるのかという議論があり、また多選を禁止することが憲法で保障されております立候補の自由あるいは職業選択の自由などの関係で合理的な説明が可能かどうかなどの指摘があります。

一方、多選による弊害という立場からの議論としては、政治の独裁化や人事など行政の偏向化を招く、それから日常の行政執行が選挙運動の効果を積み重ねて選挙民の自由公正な意思が反映しがたくなるということなどが指摘されております。外国の立法例なども参考にして多選を禁止すべきであるという意見があるわけであり、

現在、自治省におきましては、学識経験者による研究会を設けて、首長の多選にかかわる問題について今両面からの議論を若干御紹介申し上げますが、さまざまな論点を整理して調査研究を進めておるところでございます。

いずれにしても、この問題は、率直に申し上げて白地に絵をかくという世界の話ではなくて、現実にも多選を承知の上で有権者が選んでいるという実態もございまして、そういう点で、ぜひこれは党派を超えた形の中で議論をいただきたい。特に今、国会各党派の中でそれぞれ御検討いただいていると思っておりますが、これもそういう角度からもぜひ御検討をいただきたい、御議論を重ねていただきたいと考えております。

○藤井俊男君 次に、地方議会の権限強化及び定数問題であります。
首長の権限が強化されるのであれば、カウンタートパートである地方議会のチェック機能、権限も強化されなければバランスを失うと思います。今回の機関委任事務が廃止されるに伴い地方議会の調査対象も拡大が図られるようですが、具体的にはどの程度の変化が見込まれるのか、お伺いしたいと思います。

時間の関係で続きはしませんが、今回の改正では、地方議会の議員定数の自主決定権が強化

されている一方で、市区町村議会の定数の上限見直しが含まれておりますが、そもそも大枠といえども議会の定数を国が決めるべきものなのか、疑問が残ります。

例えば、私の地元埼玉県、全県の法定議員数は二千九百十八人ですが、実際には減数条例で八百二十七人であり、約三割を減らしてあります。上限規制を撤廃すると際限なく議員数がふえるという懸念があるようですが、実際には良識的に運営されるものではないかと、改めて私が申すまでもないでしょう。今回の改正はこのような減数条例の制定状況をも勘案していると聞いておりますけれども、そもそも自主権、組織権を高めるといふのであれば、議会の定数を国が規制するという必要があるのか、疑問が残ります。

自治大臣、この点についてお伺いしたいと思います。
○国務大臣(野田毅君) 二つのテーマがあるかと思っております。

まず、前半部分、議会のチェック機能がどういう形で拡大されたかという点について申し上げます。従来、機関委任事務については議会の調査権の対象外であったわけであり、今回は、機関委任事務が廃止されることにより、調査権あるいは条例制定権が全部に及び、法定受託事務にもあるいは自治事務にも及ぶということになったわけで、議会のチェック機能というものは格段と前進をしたことであるというところは言えると思っております。

それから、少し小さなことかもしれませんが、議案の提出や修正動議の発議の要件を緩和することによって議会の審議が活性化し、首長に対する監視機能がさらに十分に果たせるようになり得るだろうと考えております。

そのほか、制度面の改正に加えまして、住民からの監視ということも大事でありまして、そういう点からは、審議の公開やあるいは夜間議会の開催など、会議運営上の工夫を図っていただくこと

もことも大事なことでありまして、これらの点について既に地方行革指針、平成九年にガイドラインを出したわけですが、その中でもこういった点を要請しているところであり、

それから、地方議会の定数問題であります。これは、今日まで明治以来法律でもって地方議会の定数を決めてきた、いわゆる法定定数制度をとってきたわけですが、これは、地方自治の母国とも言われる英国において、今日なお法律でもって地方議会、各自治体ごとに決めていくということも実はあります。

そういう意味で、いろんな経緯があるんですが、いずれにしても、今回より自主権を高めていくという中で、法定定数、法律によって定数を決めるというのではなくて、これをそれぞれ自治体がみずからの議会において条例でもって決めていただく。ただし、決めていただくときに今御指摘がありました上限を設けてその範囲の中で決めていただく。これは、今日の法定定数の中であっても減数条例で自主的に定数を抑制している、そのことを勘案して上限の数を決めさせていただきますというところであります。

○委員長(吉川芳男君) 藤井君、時間が参りました。
○藤井俊男君 時間が参りましたので、どうも大変ありがとうございます。(拍手)

○高橋令則君 自由党の高橋でございます。十六日に質問をさせていただきました。そのときは、言うなれば人の問題を、国、地方、そしてまた国民全体的に地方分権、この改革をしなればできないというところをお話し申し上げ、大蔵大臣からもお話をいただきました。

私は、今回は財源の話は少し踏み込んでお話しさせていただいたと思っております。というのは、俗に言う三ゲンの一つではありますけれども、権限があっても、そしてまた人があっても、結局最後に行くとお金の問題になってしまうわけですが、

御承知のとおり、今の国として地方の財源というものは六、四になっているわけでありまして、それに対して支出の方は七、三ぐらいかなという感じなんですけれども、やっぱりこれはおかしいわけでありまして、長年そういうことが言われてきました。

やっとこの分権のいろんな法律、そしてまた分権計画によって曙光が見えてきたのかなというふうには私は思っておりますが、実際それがどの程度進捗し、あるいは道のりというのが見えるのかなというふうにも思っておりますが、どうも余りよく見えない。本会議でも申し上げましたし、それからまた各委員からもお話があったわけですが、でも、金がないからどうにもならぬと。ですから、金があったらやりやすくなるというふうな話になっちゃうんですね、極端なことを言いますと。

これだけでは、どうも今の地方分権の時代というのか、国から地方へという時代、そのテーマというか理念にもとるのじゃないかなと。もう少し踏み込んだ政府としてのお話を、御意見を、方針をいただきたいと思いますというふうにも思っております。大蔵大臣からどうぞお話を。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいまのお話は財源の国と地方との範囲と。
この間もお話ございまして、地方自治に深い御経験のおありのこと、私は大変ごもっともお話をなすっていらっしやと思っておりますが、今の財源の問題につきましても同じように考えております。国も大変な財政難でございまして、地方もそれに劣らないような、殊にこれは今まで富裕団体と思われていたところですから非常に異常になりました。法人税、事業税の関連が大きいと思っておりますが、しよせんこれは国の経済がこういう状況でございますから、地方にしろ中央にしろ税収が極端に落ちてきたということに尽きるところでございます。

その間に、こういう地方分権の問題が国会で御議論になって、そのあるべき姿というのがいろいろ御議論になるわけですが、そのためには財源を必要とする、行政の再配分があるならば財

源を必要とする、行政の再配分があるならば財

用、その中で港湾利用高度化促進事業、局部改良事業、補修事業、これを統合化したしまして、国が示す配分枠の範囲内で港湾管理者、多分、県ということになると思えますけれども、大体が県でございますが、具体的な事業箇所、内容を定めることとするものであり、平成十二年度予算で措置すべく今検討を進めております。

○高橋令則君 関係大臣あるいは政府委員からお話をいただきました。

総合的に、この統合補助金は初めてのことでございまして、それなりに私も期待をしておりますが、個別に見ておきますと、やっぱり計画に沿ってやるということでありまして、本当の意味で、例えば自由党として私どもが主張しているような総合補助金あるいは総合交付金とは違うわけでありまして、そういう意味ではまだいまま、二歩というふうな感じがあるんです。

それはそれとして、統合補助金をせっかくなので進めるわけでありまして、地方分権に少しも進むような、そういう配慮を大蔵大臣にお願いしたいわけですが、いかがでございますか、査定する方としては。

○国務大臣(宮澤言一君) さようでございますね、おっしゃる通りに理想とするところからはまだまだ大変遠い話で、しかもどうしても今までのいきさつがございまして、これとこれは関係がないとか違うとか言えども議論のできることを、今各大臣、政府委員からお答えがございましたように、そこはちょっと踏み切ってやってみようじゃないかということでありまして、大蔵省としましても、要求官庁がそれはできないとおっしゃればできないと言いかないんですけれども、しかし、なるべく地方団体が裁量的に施行できるように、なるべくしたところらひとつそういうふうな考えでやられたらどうかというふうなことで、来年度の予算編成には積極的に進めていきたい。

本来、大蔵省としては望ましい方向だと思っておりますので、要求官庁の側でもよく御検討いた

だいて、御理解の上でなら進めてまいりたいというところは積極的に考えております。

○高橋令則君 ぜひその点をお願いしたいと思っております。

ちょっとそれるかもしれませんが、実際に地方で予算をやっておりますと、いいか悪いかは別にして、経常収支率をざっと見て、それで経常的な経費というのは大体七〇%から八〇%ぐらいまで行っちゃるわけですね。そして、投資的な事業というのはいいときで大体三〇%、ないし二〇%ぐらい。それを全部、公共事業計画がありますね、あれは十八だつたか十四だつたかありますけれども、それに基づいて各省庁から予算が出てくるわけですね。そして補助金がどの程度取れるかとばつと見て、そしてそれに全部積んでいくわけですね。それに基づいて起債をやるんです。起債を充てて、そして足りないところを交付税を充てるといふような形でざつとわかるんです。

これは何かというと、全く私自身も反省しておりますけれども、依存体質財政なんです。それで一〇%でございまして、これではやっぱり困るわけでありまして、これを交えるということが基本ではないかと思っております。したがって、この統合補助金の中ではそういうものに少しでもかわるような形をお願いを申し上げたいものだといふふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それに関連して、国土庁長官ということと兼務でいらつしやいますけれども、全国総合計画、それと全体的な基本投資計画がありますね。それに基づいて公共事業の五計があるわけですね。これが地方分権で財政的に変わっていくことによって、やっぱりこの総合計画、それから五計もそれなりに変わっていくかなければならぬだろう。私は極端に言ってしまうと五計は要らないんじゃないかと実は思っているんです。

それはそれとして、いきなりそういう案は申し上げられないけれども、この全観、基本計画、そしてまた五計の基本的な考え方、これは五計の各

部別となりまして各大臣になりますので、それは私は要求はしません。基本的な考え方を国土庁長官としてお話を聞かせたいと思います。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 両方の指名をいただきましてお礼を申し上げます。

結論を申し上げますれば、新たな国土計画体系の確立をこれからやっていくというところなんですけれども、昨年三月に閣議決定されました二十一世紀の国土のグランドデザインにおきましては、国土計画の理念の明確化の要請とか、あるいは地方分権等の、いろいろ変わってきておるわけでございますが、その諸改革に対応しつつ新しい国土計画体系を確立するというところに来ておるわけでございます。このため、ことしの一月から国土審議会におきまして二十一世紀の国土計画のあり方について調査審議を開始したところでございまして、ちょうどきょう午前中にこの国土審議会も開会されたわけでございます。その中には衆議院議員の先生方もお入りになっていただいておりますのでございまして、来年の秋ごろを目途に基本的な考え方を取りまとめたいと予定になっております。

したがって、急ぎ新たな体系の確立に取り組んでいく所存でございます。その時点でまた五年計画ということも議論を、またそれまでの過程においても議論をされるものだろうと期待をいたしております。

○高橋令則君 非常に大きな問題でありますので、各省庁にとっては相当抵抗があるだろうというふうに私は率直に言っています。しかし、この地方分権を本場に究極的にやっていくためにはやっぱりこの計画をどうにかしなければならぬんじゃないというふうに思っております。

〔理事石渡清元君退席 委員長着席〕

党の中で恐縮でございますけれども、病気になる前に野田先生からも御指導をいただいておりますが、ひとつ大臣よろしく願います。

最後ですけれども、厚生省、厚生大臣にお聞きをいただきたいんですが、今の国民年金の保険料の収納の問題、この現状については御承知のとおりで非常に悪いわけですね。これに対して、市町村が機関委任事務でやっているわけですが、どうも今回のこの地方分権のいろんな制度の仕組みの中では、私から言わせれば、自治事務と法定受託事務のどちらかという後方ではないかというふうに思っているんですけれども、どうもそうじゃない話も聞くわけですが、そのあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(宮下創平君) 国民年金の適用促進についてのことであろうと存じますが、これを法定受託事務的なものと考えてはどうかということであらうかと思っております。

これまで市町村で実施してまいりました国民年金の適用促進事務につきましては、法令上明文の規定がない事務であるということ、それから市町村の事務の軽減の観点から地方分権推進委員会第三次勧告、地方分権推進計画において廃止することとされております。したがって、国民年金の適用促進事務を市町村の法定受託事務とすることは適当ではなく、また市町村の同意も得にくいと考えております。

しかしながら、住民の年金権を確保するのと同時に、国民年金財政を健全に維持していく上で有効な対策を講じていくことは今後も重要な課題であると考えておまして、地域の実情に応じて必要な財源措置を講じながら、市町村の自主性を踏まえ、市町村との十分な連携協力のもとに進めてまいりたいというふうに考えております。

一言で申しますと、届け出事務は法定受託事務となっておりますが、適用促進はそうではないというところでありますが、事実上また市町村のお助けもいただくということをやってまいりたいというところでございます。

○高橋令則君 時間でありましてから終わりますが、国年の問題はいろいろ問題がありますので、今後とも大臣には御努力をお願いしたいと思います。

す。
終わります。(拍手)

○菅川健二君 参議院の会の菅川健二です。
雇用対策につきまして今度の法案はいろいろ問題がございますので、その点を労働大臣を中心にひとつ御質問させていただきたいと思ひます。

さきの本会議で、総理の方から、職業安定事務は国の機関である公共職業安定所における指揮監督の事務であるから、これを国の直接執行事務とし、地方事務官を労働事務官として事務処理体制の整備を図るというふうな答弁されたわけでございます。もとより、このような任務があるということも私は否定するわけではございませんが、私もかつて、十数年前に県で労働の担当部長を三年余りやっておりますので、その経験、それから現状をいろいろ県からお聞きした中で御質問させていただきたいと思ひます。

実態といたしましては、先ほども藤井委員に對しまして労働大臣が若干御答弁なさっておりますが、都道府県の行う障害者とか高齢者の雇用安定等の事務と職業紹介事務というのは密接不可分の関係にあるわけでございます。それが一体になって地方の雇用行政を支えてまいったわけでございます。したがって、理論的に言いますと、私は職業安定事務というのは都道府県の法定受託事務として、そして地方事務官を地方公務員とすることが雇用政策上最も効果的ではないかというふうにして思っております。

ただ、これにつきましてはそれぞれ見方があるわけでございまして、仮にこのような状況で職業安定事務というものを国の事務にすることは一つの幹を、生木を裂くようなものございまして、あわせて地方事務官を国に吸い上げる、労働事務官とするということになりますと、府県の雇用対策の組織あるいは人員はほとんどぬけの殻になるわけでございまして。

この点、労働大臣は実態をどのように御存じであるか、現に都道府県のプロパー職員がどの程度雇用安定事務に携わっておられるか、その点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

いってお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(甘利明君) お話のとおり、現在は地方事務官ということで労働省の職員と県の職員が一緒の場所で職業安定主務課で仕事をしているわけでありまして、これから労働事務官ということと県の組織から離れますと、純粋に残る都道府県の職員は数は全国集計をいたしますと二百四十人程度であります。

○菅川健二君 全国で二百四十名ということ、都道府県単位に割りますと大体四、五名ということになるわけでございまして。

具体の例を私の選挙区の広島県でとってみますと、現在、職業安定課、雇用保険課に在籍している職員数は六十六名でございまして、そのうち地方事務官が六十二名、県費職員はたったの四名にすぎないわけでございまして。したがって、こういう形で地方事務官が完全に国に吸い上げられますと四名しか残らなくなる。しかも、幹部職員は県のプロパー職員がほとんどないわけでございまして、一般の事務職員が残るということになるわけでございまして。事実上、県の雇用対策事務の組織、人員は壊滅的な打撃を受けるという実態にあるわけでございまして。

いっそのこと、雇用対策は全部この際労働省に持っていくべきという議論もあるわけでございまして、また今回打ち出されます地方の雇用対策について、調子のいいときは労働省は地方をおだてていろいろ仕事をやらせるけれども、実際はほとんど権限は労働省が握っておるではないかというふうな批判もあるわけでございまして。

そこで、雇用対策について地方の役割というところが重要である、これは先般の本会議でも労働大臣が申されたわけでございまして。重要であれば、その雇用対策で地方に期待する役割は何なのか。雇用対策法から見ますと非常に規定もそつけないわけではございまして、「地方公共団体は、国の

施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と極めて抽象的なわけでございまして。

これのもととなりまして地方分権推進委員会の第三次勧告を見ますと、これはもつと親切丁寧に書いてあるわけでございまして。「国と地方公共団体の雇用施策に関する役割分担とその位置付けを明確にし、地方公共団体がその区域における雇用機会均等の是正を図るために必要な施策を実施する旨の規定を置くこととする。」と書いてあるわけでございます。この勧告に比べて極めてそつけないんです。

もつと具体的な内容を、労働省は雇用対策として地方に、府県にこういうことを期待するということについて、労働大臣の方から明確にお示しいただきたいと思ひます。

○国務大臣(甘利明君) 確かに雇用法の方では、法律本体では余り細目にまでわたって書いてございませぬ。であります。先生も御指摘のとおり、都道府県を中心とするそれぞれの地方自治体における雇用対策、これは国が行うものと相まって大変に重要な位置づけは引き続きあるというふうな思っております。

具体的に期待をしておりますのは、例えば企業誘致であるとか創業支援を通じた雇用機会の創出であるとか、あるいはUターン希望者に対する企業・生活情報の提供、生活情報といふのは、例えば子供の学校はどうするか、あるいは住居はどうするか、高齢者の多様な就業機会の確保であるとか、御指摘のありました障害者の自立の支援など、地域の実情、特性に応じた雇用施策を自主的に都道府県で実施していただくことを期待しております。そう認識をされているわけでありまして、これからのいろいろ御質問をいただくと思ひますけれども、いろいろの障壁が出ないような連携の工夫をしていきたいというふうな思っております。

○菅川健二君 具体的にいまして例示にとどまるわけでございまして、もう少し一つの典型的な体系の中で地方の役割を明確にしていたらいい、今後もそれをさらに進めていただきたいと思ひます。

そこで、そうしますと、地方団体の施策に対してどういう陣容で、それからどういふ人員で、その財源措置はどうするかということになるわけでございます。もとよりこれは自治事務であるから御勝手にということになるかと思うわけでございまして、いずれにしても、雇用行政を担当しておる労働省としてそれについてどう考えるか。労働省としての考えをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(甘利明君) 引き続き都道府県が行う雇用対策についての位置づけはよく認識をしております。先ほど申し上げたような点を期待しているわけでありまして、それから先の話になりますと、あとはそれぞれ都道府県が自主的、主体的にいろいろ判断をされたこととありまして、もちろん労働省も、できる支援の範囲は当然限られてきますけれども、雇用政策の専門官庁として、いろいろの情報提供であるとか、あるいは可能な限りのいろいろのお手伝いを考えていきたいと思います。基本的には、先生も最初に御指摘をされたとおり、自主的、主体的に都道府県がこれらのニーズ、必要性に応じて体制を組んでいただくというふうな考えをしております。

○菅川健二君 先ほど申し上げましたように、県の段階ではまさに雇用対策を支える人員が空洞化してほとんどいなくなるわけでございまして、仮に広島県にまた例をとらせていただきますと、どの程度それは今後必要になるのかと申し上げますと、大体十二、三名は要るだろうということとございまして。したがって、現在四名おりますから、あと八名程度は増員しなければならぬというところからいまして、国はある程度スリム化しても地方の方はむしろ人員増をせざるを得ないというのでございまして。

またあわせて、いろいろ幹部としての判断業務をやっておる人たちは皆地方事務官で、いなくなるわけでございまして。そうすると、なかなかそれ

について、人員は仮に充足したとしてもすぐ役立つとは限らぬわけでございます。そういった面でのやはり人的な配置の配慮といえますか、例えば経過的に国が専門職員を派遣するとか、派遣するといつても強制的に派遣するんじゃないかと思っております。地方団体の要請に応じて派遣するとか、そういった細かい配慮が必要ではないかと思うわけでございますが、いかがでございますか。

○国務大臣(甘利明君) 行革は国もそして地方も同じ姿勢と熱意で取り組んでいかなければならぬわけでありまして、私どもの方もかなり窓口業務で忙殺をされておりますけれども、行政改革の中で業務の濃淡をつけて必要となるに機動的に人員配置をしたいと思っております。ぜひ都道府県におかれましてはそうした地方行革の中で行政ニーズの必要性に応じて濃淡をつけてやりくりをしていただきたい。

ただ、その中で、御指摘のような雇用政策に対するノウハウを国のスタッフが主に持っている、そこでの人事交流が必要ではないかと。それはそのとおりだと思いますし、都道府県からの要請を踏まえてそうした人事交流に対してしっかりと受けとめていきたいというふうに思っております。

○菅川健二君 いずれにしても、空白が生じないように細かい配慮をお願いしたいと思うわけでございます。

それからもう一点でございますが、雇対法の規定にも書いてあるわけでございますが、国と地方公共団体との間で相互に連絡し及び協力するものとされておるわけでございます。労働大臣が本会議で答弁されましたように、常設の連絡調整の場を必ず設けていただきたいと思うわけでございますが、これについてはお約束いただけましたでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 先ほど来御指摘をいたしておりますとおり、雇対法の改正では、国と都道府県はしっかりと息を合わせて対策に取り組む、あるいは協議して取り組むようにと法律上は書いてありまして、これを具体的に進めていく上

で御指摘のとおり常設の連絡機関というのは必要だと思っておりますし、そういう方向で取り組んでまいります。

○菅川健二君 それからまた、職業紹介事務というのが全部国に引き揚げられますと、雇用対策の情報がかんたんに地方になくなっていくということもあるわけでございます。そこで、職業紹介に関する情報等について、地方団体に対して積極的な情報提供をしていただくということが要るのではないかと思います。その点はいかがですか。

○国務大臣(甘利明君) 御指摘のとおりだと思います。常設の連絡機関あるいは通常業務の中でも積極的に情報の交換、提供をしていきたいというふうに思っております。

○菅川健二君 今、地方行政における雇用対策で大変な支障を来すんじゃないかというおそれが出てまいっております。そこで、自治大臣にお聞きしたいわけでございますが、雇用対策におきまして地方団体の事務が大変大きな役割を果たすということについては、恐らく自治大臣も同意見だろうと思うわけでございます。それについての自治大臣の自治体の役割についての御見解と、そして財源措置は労働省に期待するといいますが、労働省は、恐らく補助金をつくらせてやるということとはまた特別な補助金を新設するというところで、余りいい状態ではないわけでございます。当然、地方交付税とか一般財源措置でもってそれらをカバーしていくということがどうしても必要ではないかと思うわけでございますが、自治大臣、その点いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) 雇用の確保というのは地方の経済を支える基本となるものでもあるわけでありまして、地域の雇用対策というのは今後とも地方団体に極めて重要な課題であるとまず認識をいたしております。

そこで、自治省としても、雇用対策における地方団体の役割の重要性ということにかんがみまして、これまで交付税措置で地域雇用対策費とか職

業能力開発指導費とか職業能力開発校費等々を交付税の中で単位費用算定の基礎として計上いたしておるわけで、この点は今御指摘のとおりそういう一般財源措置という形で手当てをしてきておるわけでありまして。この点はこれからも非常に大事な地方自治体の仕事でありますから、当然このことも継続していくわけでありまして。

なお、先般、産業構造転換・雇用対策本部、六月十一日に決定されましたが、ここで盛り込まれた施策というのは、国、地方公共団体による臨時応急の雇用・就業機会の創出のための施策、こういうことでもあります。ただ、これも地方団体にも一定の役割を期待されておるわけですが、この点については手当ては緊急地域雇用特別交付金ということでも全額国費で対応するということになっておりますので、特にこの点では地方の財政に負担をかけるものではないと認識をいたしております。

今後とも、関係省庁と十分に連絡をとって、自治体の財政運営に支障が生じないように、そして同時に自治体の自主性が尊重されるように適切に対処してまいりたいと考えております。

○菅川健二君 今までのいろいろな御答弁があったわけでございますが、基本的に今回の措置というのは、せっかく地方行政の中になじんでおるものについて、余りにも理念的にこれは国の事務だ、これは地方の事務だというものを分け過ぎてしまつて、それで実態としてうまく一つの木として育っておったのが半分、半分といえますか、むしろ地方では空洞化してしまつておるわけでございます。そういった面でも、大変雇用対策が重要なときに地方の雇用体制が完全に破壊される状況にある、そういう状況を認識されまして、国と地方は車の両輪であるという観点から、ぜひひとつ地方の雇用対策にも関係大臣の御配慮をよろしくお願いいたしましたと思っております。

それから、若干時間がございましてので総務庁長官に、暇そうにしておられますので、あすの予告編を含めまして少し国家公務員の定数の二五%削減と独立行政法人のことにしてお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) 雇用の確保というのは地方の経済を支える基本となるものでもあるわけでありまして、地域の雇用対策というのは今後とも地方団体に極めて重要な課題であるとまず認識をいたしております。

そこで、自治省としても、雇用対策における地方団体の役割の重要性ということにかんがみまして、これまで交付税措置で地域雇用対策費とか職業能力開発指導費とか職業能力開発校費等々を交付税の中で単位費用算定の基礎として計上いたしておるわけで、この点は今御指摘のとおりそういう一般財源措置という形で手当てをしてきておるわけでありまして。この点はこれからも非常に大事な地方自治体の仕事でありますから、当然このことも継続していくわけでありまして。

削減と独立行政法人のことにしてお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) 雇用の確保というのは地方の経済を支える基本となるものでもあるわけでありまして、地域の雇用対策というのは今後とも地方団体に極めて重要な課題であるとまず認識をいたしております。

そこで、自治省としても、雇用対策における地方団体の役割の重要性ということにかんがみまして、これまで交付税措置で地域雇用対策費とか職業能力開発指導費とか職業能力開発校費等々を交付税の中で単位費用算定の基礎として計上いたしておるわけで、この点は今御指摘のとおりそういう一般財源措置という形で手当てをしてきておるわけでありまして。この点はこれからも非常に大事な地方自治体の仕事でありますから、当然このことも継続していくわけでありまして。

いづれにしても、この数字というのははもとと出どころというものがいわゆる政治ベースの話でございますので、まず数字ありき、数字のつじつまをどう合わせていくかということで、余りにもハードルが高過ぎてそれに詰め合わせるものがないかなかなか見当たらないといいますが、やと独立行政法人という抜け穴をつくって半分ぐらいをそちらの方に今のところ持っていくって、これも私から言いますと、行政のスリム化という観点からすると全くそうならないわけではございません。右のものを左に持ってくるだけでございます。これについて行政改革だ、行政スリム化の一環だと言われるのはまさにまやかashiではないかと思うわけでございます。

したがって、それでは独立行政法人のスリム化なり効率化というのをどう図っていくかということが一つ大きな課題になるんじゃないかと思うわけでございますが、この点につきましては後ほどまた御質問するつもりでございます。そのほかの残りは、今までお聞きしておりました各省庁に約一〇%程度削減を図っていくというふうな方策であるやに聞いておるわけでございます。

しかし、各省庁の中でも需要がどんどん膨らんでくることと、例えば外務省とか、あるいは環境庁が環境省になりますから環境省とかそういうことと、必ずしも需要が膨らんでこないというわけですが、どこも大切だと言わなければならないわけではございません。例えば国土交通省などにつきましても申し上げますが、従来から問題になっております補助金等の事務をがさつと廃止いたしました一括交付金化した

しますと職員が三分の一ぐらい減るんじゃないかと言われるぐらいでございます。

そういう面ではやはり地方分権との絡みで、足らず前といいますが、なかなかつじつまが合わぬ部分について思い切った措置をしていただくというところも大変重要なことではないかと思うわけでございますが、その点、地方分権との絡みでの定数削減の問題についてお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(太田誠一君) お答えいたします。

よく御理解をいただきましてありがとうございます。でございますけれども、二五%の件につきましては、二五%という全体目標のほかは、基本法で十年一〇%というダブルで別の目標がかかっているわけでございます。したがってその一〇%については、イメージをするのは新規採用の抑制でございます。十年一〇%はむしろ新規採用の抑制でもってやりたい。

独立法人についてのお話は、今とちよっと見解を異にいたしました。それはそれで堂々たる私は一つのスリム化の条件になると思っております。

地方分権でございますが、もちろん今の補助金も統合補助金のような形にいたしますと、その裁量といえますか判断の権限は地方の方に行くわけでございますから、その部分は当然中央の方はそれだけの人手は要らなくなるということになります。また規制緩和をやれば、当然細かい規制にかかわっていた方々は要らなくなる。あるいは審議会の整理を随分大幅にいたしますので、それぞの審議会の事務に携わった方々は要らなくなる。あるいは課や局にかわって分掌官という制度を設けますので、分掌官は新たにそのために固定的な部下をつくらないということになります。で、それですと削減ができるのか、さまざまな改革の余地はあるわけでございますので、そういうことでもって十分に私は目標は達成できるのではないかと、いろいろ思うところであります。

○菅川健二君 これもたびたび申し上げておられますけれども、まず人員減らしありきではございませぬので、まず仕事減らしありき、それに必要なあるいはそれで不要になった人員についてはそれなりの対応をしていくというのをしっかり頭に置いていただきたいと思います。以上でございます。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) 速記をとめてください。(速記中止)

○委員長(吉川芳男君) 速記を起こしていただき

○富樫三君 日本共産党の富樫三でございます。先日、小淵総理は地方分権問題について、この分権によって中央集権型行政システムを改革して、地方公共団体の自主性、自立性を高め、国と地方公共団体の関係は上下主従の縦の関係から対等、協力の横の関係に転換される、こういうふうな答弁しております。したがって、国の関与もこの関係を基本に据える、こういうことだと思っております。

そこで、まず次の点について自治大臣に御確認をいただきたいわけなんですけれども、現行の地方自治法に技術的助言または勧告というものがありません。従来、通達と言われているものは、この技術的助言または勧告、こういうところには法的な根拠もありました。この通達が今度の地方分権一括法案でどのように変わるのかということについて、先日の十五日のこの委員会で自治大臣は大変すつきりと答弁いたしました。

その中身は、機関委任事務を廃止したので通達によって地方公共団体を拘束するという法律上の根拠はなくなったということ。そして、従来の通達の内容である種の拘束力を維持する必要があるという判断がなされる場合は、自治事務については法律または政令などで定める。そして、法定受託事務については、法律または政令などのほか新しい処理基準で定める。さらに、自治事務に關しても、個別具体的な処理の内容について通達するということも、個別具体的な処理の内容について通達するということも、ルール化された形に移っていくということ

あります。こういうふうな答弁をされました。すなわち、従来の通達はなくなる、そして法定受託事務は法律、政令、処理基準、これで行う。自治事務は、地方の判断で行うのが前提だけれども、国が地方に対してある種の拘束力を維持しよう、そういう必要がある場合、そういう場合には一般的なルール化された形での法律または政令で定めるんだ、こういうふうな答弁されておりますけれども、そういう理解でよろしいですね。

○国務大臣(野田毅君) 大体そういうことなんです。もう一遍、大事なところですから、正確に申し上げたいと思っております。

通達は、機関委任事務に係る包括的な指揮監督権を規定する現在の地方自治法第五十条に根拠を有するものでありまして、機関委任事務の管理執行全般にわたる地方公共団体を拘束するものであるということがまず第一であります。今回の法案におきましては、この地方自治法の第五十条そのものを削除するということにはいたしておりました。この通達によって地方公共団体を拘束する法律上の根拠は失われるということになるわけです。

したがって、従来の通達の内容のうちなお拘束力を維持する必要があるものについては、そのうち自治事務については法律または政令などに定め、法定受託事務については、これらに加えて、つまり法律または政令等に加えて、新しい地方自治法に基づく処理基準として定めるということになるわけです。また、拘束力を維持する必要があるものについては、助言または勧告に移行することになるわけです。

一方、旧自治法といえますか、改正前の自治法で、団体事務について第五十条の包括的な指揮監督権に基づく通達、いわゆる正式な意味での通達として地方公共団体に對して発出するということとはこれまでなかったものであると我々は認識しております。

ただ、通達という俗称といえますか、そういう俗称の中で法律的な意味での通達ではないものが

通達という名前においていろいろ行われておったので、その辺が多少現場において混同されて、結果として団体事務について、今で言う自治事務ですが、そっちについてまで通達行政が行われたというイメージがあったのではないかと、いろいろに考えております。

なお、現在地方公共団体に対する助言として行われております通知につきましては、従来どおり助言として位置づけられるものであるというふうな考えをしております。

○富樫三君 そこで、建設大臣に伺います。

例えば今、全国の約半分の地方自治体では、宅地造成やマンション建設などから周辺住民の環境を守る、こういうことで開発指導要綱を独自につくっているわけですが、この開発指導要綱は、都市計画法や建築基準法では環境を守り切れない、こういう部分を今までもカバーしてまいりました。

ところが、今まで建設省や自治省がこの開発指導要綱の見直しの通達、いわゆる通達というんです、今までは通達いろいろありましたけれども、文書で出されるのが大体みんな全体として通達と呼ばれてきたわけですが、一九八二年、昭和五十七年以来、毎年のように出されてまいりました。その通達では、地方自治体の行政指導が行き過ぎている、こう言って、例えば宅地開発の場合、道路幅員は六メートルは広過ぎるとか、あるいは緑地公園は三%以上を求めるとか、あるいは道路や水路、雨水の調節池、こういう整備を抑えろとか、あるいは文化財の発掘と開発を同時に進めるとか、開発やマンション建設についての周辺住民の同意は必要ないとか、周辺住民の環境破壊を防止するための自治体の独自の規制を取り扱うため、こういう通達が出されておりましたけれども、これはきょうお手元に資料として一連の通達をプリントしたものを配らせていただきました。従来のこの開発指導要綱を見直しなさいという通達は、法律上の根拠はどこにあったんですか。

○国務大臣(関谷勝嗣君) この宅地開発等の指導

要綱でございますが、これは地方公共団体が開発者の負担等について独自に定めた行政指導の基準でございます。したがって、これは独自に地方公共団体がつくったものでありまして、現在、全市町村の約半数において制定をされておるわけでございます。

それで、いろいろな通達があるとおっしゃられました。指導要綱は良好な都市環境を形成する上で一定の役割を果たしたところでございますが、反面、御指摘もございましたが、使途等の不明確な寄附金を求めるなど、開発者に対して過重な負担を課す行き過ぎるところがあったことも事実でございます。そういうところは、建設省といたしましてはその行き過ぎた指導要綱の是正について、そのときに通達により指導を行ってきたところでございます。

地方分権のこの法律に、これは、地方分権推進計画においては、法令に基づいて処理される自治事務に係る基準のうち、必要なものは、通達によらず、今後は法律またはこれに基づく政令で定めるということになりました。

○富樫三君 従来、機関委任事務であった建築確認事務あるいは開発許可の事務、これについては今度自治事務になる。その自治事務に対して国の意見を言う場というのはいろいろあるんですけども、基本的には通達ではなくて今度は法律あるいは政令に基づいてルール化されたものとしてやると。従来ありました開発指導要綱などの、これは法律行為ではありませんから、法律の枠の外で、それに上乗せというか横出しというかそういう形でやっていた本来ももとの自治事務なんですね。地方自治体の固有の事務としてやっていたもので、これは引き続き自治事務になるわけですから、そうしますと、従来の通達とかそういうものではなくて、同じようにやっぱり法律または政令、こういうことでやる。国の方が、どうしても一定程度拘束しなければならぬ、こういうときにはそういう方法でちゃんとルールを定めて拘束するんだ、こういうふうになつたわけ

です。建設大臣が行う助言、勧告、この法律上の基準は何ですか。どういう場合に助言、勧告をするのか。今あったのは、幅員六メートル以上を求めるとはそれは法律を超える無理な要望だから、それは法律から外れるから、そういうときに通達を出すんだと、今後は、こういう意味として理解してよろしいですか。

すね。ということとは、建設大臣、今度はどういう開発指導要綱というのを通達として出すということではなくりますね。

○政府委員(木下博夫君) 先ほど大臣からお答えいたしましたように、今までの経緯はそうでございます。御質問がありました件は、お話のございましたように、それぞれ指導要綱の中で決められておりますのは、法律に基づいて、例えば先ほど御紹介のありました幅員六メートル以上の道路とかそういうようなものについては、特に規定上は開発許可の際には必要としておりませんので、そこを超えることについてはむしろ一種の法令で定める基準を超える行き過ぎた行政指導ではなからうかと我々考えております。こういうものについては、今お話にございましたように、本来の趣旨として、いわば高度成長期に宅地造成をする際、いろいろ地元としてのお困りになったこと、あるいは開発者に対して負担をさせるということの一定の効果は一方ではありますけれども、今お話ししましたように法令のいわば基準を超えるという点ではいささか問題もあらうかと思っております。それらについては国が必要な助言を行っていくということについては、通知の世界としては当然あらうかと思ひますし、指導要綱の見直しの通達を今後引き続きそれは私たちが考えていきたいと思っております。

○富樫三君 そうすると、結局、今度の新しい法律でも助言、勧告という名のもとで従来の通達はなくならない。建設大臣が行う助言、勧告、この法律上の基準は何ですか。どういう場合に助言、勧告をするのか。今あったのは、幅員六メートル以上を求めるとはそれは法律を超える無理な要望だから、それは法律から外れるから、そういうときに通達を出すんだと、今後は、こういう意味として理解してよろしいですか。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 例えば、都市計画法に

に基づきます宅地等の開発許可制度について、法令に基づく許可についての基準を定めた通達などについては廃止等を考えております。廃止をやりたいと思っておるわけでございますが、一方、指導要綱の中には法令で定める基準を超える行き過ぎた行政指導の基準を定めているものもありまして、これらについては、国民に良質かつ低廉な宅地を供給する観点から国が必要に応じて適切な助言等を行っていく必要があると考えております。この場合は指導要綱の見直しの通達を廃止するということは今度考えていないところでございます。

○富樫三君 それはちょっと違うんじゃないかと思うんですね。今度の新しい法律の二百四十五条の四、ここで助言、勧告ができるということになっておりますけれども、その基準というものは、「普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的助言若しくは勧告」というふうになっておるんですね。したがって、その通達を仮に出す場合、あるいは助言、勧告をする場合の基準というのは、適切と認める場合なんですよ。ということとは、不適切な状況があつて適切にしない、こういうことですよ。ですから、その地域によつて、例えば幅員六メートルの道路が必要であるとか、取りつけ道路の高さはこのぐらいにしないとか、こういうことを決めるといふのはその地域地域によつて状況が違ふんですよ。そういう状況に合わせて開発指導要綱をつくつて、これで規制をしながら良好な住宅環境を守る、こういうふうにしておるんですね。これを国の方が一律に、例えば道路法でいえば道路は四メートルなんだから四メートルあればいいじゃないかと、こういう形でその通達をもつて見直しを迫るといふのは、これはむしろ適切なものをつくらうという方向に逆に進むんじゃないですか。どうですか。

○政府委員(木下博夫君) 確かにおっしゃるよう

に、国民に対して良好な宅地を供給していくという事は、業者もそうでございますし、その取りまとめをする公共団体も、当然先生がおっしゃったようなスタンスでこれまでやってきたと思ひます。これからはもうどうも思ひます。

ただ、例に出された道路の幅員もそうでございますが、私もいろいろ調査を過去にもやりましたが、私どもも、例えば取支あるいは使途、こういうものを明確にしない、多額の寄附金を要請するとか、そういうものについては、あくまでもやはり法律で決められた開発許可以上のものではないから、それについては、ケースはいろいろございまして、それについても、考え方としては、法令で定められた基準についてはおっしゃられるようにきちっとした政令で決めるべきであると思ひますが、それ以上のものについては、やはり今後とも指導要綱等に対しての助言は私たちがやっていく必要はあらうかと思っております。

○富樫三君 建設省から出されております開発指導要綱への通達の中身を見ると、皆さんのお手元にも配つてありますけれども、実は経団連から再三にわたつて国に対して要請が来ているんですね、要望が出されているんですね。その内容がほとんど同じ中身ですからね。

要は、良好な住宅環境をつくると言ひながら、経団連あるいは建設関係の業者、業界から国に対して要請されれば、それに基づいて、それを焼き直して、地方自治体に対して通達で規制を緩めろ、こういうことなんですね。その中心になつておるのが寄附金を廃止しないということなんですね。その取り扱ひの仕方などについて自治省からも通達が出ているわけなんですけれども、結局は、もともととはいへば、財界の方から要求されたことを国を通じて地方自治体に渡す、通達を出す、そのことによつてむしろ環境を守るといふことがなかなか守りにくくなる、こういう役割を果たし

ているということがはつきりしているわけなんですね。

この通達の問題については、今度の地方分権推進委員会、こういう中でどういふふうに行われているか。例えば全国知事会の方から、こういうふうに行っているんですね。国の関与がなくなれば首長も市民の方にもっと顔を向けられるようになります。もともと住民の意見を吸収できるように、住民参加なくして自己決定、自己責任という議論はできないと言っています。

この点から判断して、例えば今までの開発指導要綱に対する通達、行き過ぎがあったのではないかと、かといふふうには思いますが、その点は大筋どうですか。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 行き過ぎがあったといふのは、どこで線を引くかということに判断も違ってくると思いますが、いずれにいたしましても、こういう通達というのは何も経団連の意見をそのまま横流ししておられるわけでは決してありませんで、建設省といたしましては、地元の方はよく御存じでございますから、そういうようなこともいろいろヒアリングした上で、こういうことはこうすべきだという、よかれと思つてやっておるわけでございますから、私は行き過ぎたことがあるとは認識をいたしておりません。

○富樫三三君 一九九五年、平成七年十月に地域づくり部会と合同で開かれた地方分権推進委員会の第十二回会議の議事録の詳細版、これを見ますと、この会議では地方公共団体からのヒアリングとして全国知事会、市長会、町村会の代表から意見聴取が行われております。

この中で全国知事会の代表が、「地元調整がこれに国に裁定が持ち込まれるケースもあり得るがごく少ない。国が画一的な基準を押しつけてくるため時間がかかる」という例の方が、はるかに多い。通常長くかかるのは、法律以外の通達等による行政指導の行き過ぎによるというのが実態。「法律を改正する必要もあるが、法律以上に通達とか指示とかいろいろ関与によって、がんにが

らめに使われている面も多すぎる。」、こういうふうに行っているんですね。そして、全国市長会の代表は、「都市計画は、原則市町村決定とし、開発行為の許可等の規制も市町村の権限とすべき。」、こういうふうに行っているんですね。

だから、行き過ぎだと言っているのは私が勝手に言っているんじゃないんです。全国知事会が行き過ぎだと、こういうふうに行っているんですね。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 行き過ぎであったかどうかということ自体は別といたしましても、いずれにいたしましても私はそういうことはなかったと確信をいたしております。そして、委員御指摘のように、今後は市町村が中心な主体となつていろいろな計画を決めていただくように進めてまいります。

○富樫三三君 建設大臣は五月三十一日、記憶にあると思うんですが、衆議院の答弁の中で「こういうふうに行っているんですね、この開発指導要綱の問題について、それがそのまま今後、それがそのままというのは今までの開発に関する通達ですね、そういう通達で「引き継がれていく」というわけではありませぬから、「今までと同じ数のものが発出される」とは私は思いません。」、「地方の方々の御意見を伺う」というのは、これは当然のことでもございませぬし、「意見を聞く」とそれだけ時間がかかるからそういうことをやめるな」ということは、それはあり得ませぬでしょうし、「一、二、三、四、五、六、七、八、九、十」というふうに行っているんですね。

ですから、問題は技術的助言及び勧告、これに基づく通達の類が今までのように出される、こういうことになれば結局のところは上からあしるころころ、上乗せ、横出しはだめだ、単独事業はだめだ、単独で上乗せしたりするのはだめだ、こういうことでは一番最初に私が申し上げました総理が言っている上下主従の関係、これはなくならないんです。縦の関係はそのままになるんです。

総理の言う対等、協力、横の関係というなら

ば、この助言、勧告、これについては自治体の側から国に対して求めがあった場合に専門的な立場や専門的な知識、そういう立場での助言をする、そしてその上で判断は地方自治体が行う、こういう制度に中身をしていかなければならないというふうに行うんです。そうやってこそ初めて地方分権と言えらると思つておられますか、どうですか。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 五月の私の答弁はすばらしい答弁だと今再度認識をいたしたところでございまして、私はそういうふうに行うことが、ざっと流れていっておると思つておる。これからは、市町村の定める都市計画の範囲なども大幅に拡大しておるわけでございますから、自然的にという的確でないかもしれませんが、地方分権というところでそちらの方向にすべてが動いておるわけでございますから。

例えば市町村道にいたしますと、今までは幅員が十六メートル未満ということであったわけでございますが、それは四車線に満たないものにするとか、公園緑地あるいは広場、そういうようなことになりまして、四ヘクタール未満というのを、それを広くしまして十ヘクタール未満までを市町村が定めることができるというふうに変更するわけでございますから、先生の御指示の方向に進んでおると私は認識をいたしております。

○富樫三三君 時間が余りありませんので次に進みますけれども、国から地方自治体への職員の出向の問題についてです。

この問題は、今までもたびたび議論されてまいりました。その中で、この間の議論をずっと議事録等を見ますと、長期間にわたつて地方自治体の固定したポストに継続して出向する、これをよしとする大臣は一人もいないんです。中には、二年前の自治大臣はこの出向人事の問題について、同じポストに連続して自治省から出向することはするな、こう言つて、どうしても例外をつくつてくると言つておられますが、例外は一つもつくるといふことが大臣のときは例外は一つもつくるといふことで今指導しているところでありませ

と答弁した大臣もいらつしました。ところでこの問題は、昨年の五月閣議決定をいたしました地方分権推進計画、この中ではどういふふうに行うに位置づけられておられますか。

○政府委員(中川良一君) 昨年五月二十九日の閣議決定、地方分権推進計画におきましては、「国と地方公共団体との人事交流については、相互・対等交流の促進を原則として、交流ポストの長期固定化により生ずる弊害の排除に留意しつつ、人事交流を進めることとする。各省庁は、毎年度、それぞれ行われた人事交流の人数、相手先、ポストの実績をわかりやすい形で公表するものとする。また、地方公共団体に対して、国に準じ、必要な措置を講ずるよう要請する。」というふうに行うに記述されております。

○富樫三三君 要するに、長期固定化により生ずる弊害の排除、こういうことを分権の計画では言っているわけですね。

総務庁長官に伺いますけれども、長官が決定する人事管理運営方針というのがありますが、この中では、この長期固定化のポスト、特定のところに特定の省庁から交代交代で出向する、このことについてはその運営方針ではどういふふうに行うに記述されておられますか。

○政府委員(中川良一君) 平成十一年度における人事管理運営方針におきましては、国と地方の人事交流につきましても、国と地方公共団体の関係は対等、協力が基本であること、及び国の職員の地方公共団体への出向については、各方面でさまざまな指摘のあることを踏まえ、相互・対等交流の促進を原則として、以下の点に留意しつつ、各地方公共団体と十分協議して行うというふうに行つておりました。今御指摘の部分につきましては、「特別職に属する職、専門性の高い職など特別な理由があるものを除き、地方公共団体の特定ポストに特定省庁からの出向者が長期間継続することによる弊害が生ずることのないよう配慮を求めると」といふふうに行つておられます。

○富樫三三君 そうすると、推進計画でも総務庁

の方針でも、どちらも特定ポストに長期固定的に出向するのは弊害があるところも認めているんです。

その弊害とは具体的に何ですか。どういふことが弊害ですか。

○政府委員(中川良一君) 一般的に、国から地方公共団体への出向につきましては、まずは各地方公共団体の実情に応じてその要請に基づいて行われているものでございます。

しかし、地方公共団体の特定ポストに特定省庁からの出向者が長期間続くことにつきましては、それによりまして当該地方公共団体の職員が損なわれたり、あるいは地方公共団体の職員の士気の低下につながるおそれがあるといったような指摘もあるところでございまして、そういうことを踏まえて先ほどの人事管理運営方針の中に方針を定めているところでございます。

○富樫三君 そうすると、特定ポストに長期間にならぬ出向するということは、自治体の自主性をゆがめたりあるいは士気をなくさせたりということ、これは分権の方向とは全然違いますがね。自主性をちゃんと尊重しようというのが分権の基本的な考え方だと思ふんです。

ところが、そういう中で、実際には実態はどうなっているのかという問題なんですけれども、昨年三月の予算委員会での当時の自治大臣の答弁が実態を極めてよく物語っていると思ふんです。

地方自治体の特定ポスト、そこが国の出向の指定席になっているのではないかと、こういう質問に対して時の自治大臣がこう答弁しているんです。自治省としては指定席はつきりません。また、つくれるものじゃないと。それを受け入れるのは都道府県であり、市町村でありますからと。それで、政府として総務庁長官が示された方針、先ほどの運営方針、これはもう守らなければなりません。自治省としても同一ポストには出向させない、この原則を持っておりまして、

かし、県でありますとか市でありますとか、その原則を伝えてお断りしておるにもかかわらず、直

接強い要請があれば、それは任命権者、すなわち都道府県知事とか市町村長の求めるところによっておこなえをしたということございまして、政府の方針を破ったわけでもないし、指定席をつくってそこへ派遣されたわけでもない。こういうふうに出向しているんです。

結局、総務庁の長官がそういうことはやめなさいということ全体に流しても、個々の大臣が直接来られればそこに人を派遣するんだということ、これじゃしり抜けじゃないですか。どうですか。

○国務大臣(太田誠一君) お答えいたします。

この人事管理運営方針はもろもろ総務庁長官の決定でございすけれども、先ほどのもう一つの地方分権推進計画あるいは中央省庁等改革の推進に関する方針も全閣僚でいたしておりまして、ほかならぬ今言われました閣僚もその中に入って決定に参加しておるわけでございすので、それはそういうふうな、各大臣においてそのように御判断し、またそのようになされることだと考えております。

○富樫三君 全閣僚に徹底していると言ふんだけれども、約束を守らない、あるいは総務庁長官の言うことを聞かない、そういう閣僚がいるということですね。一つ一つ挙げればたくさんあるわけなんですけれども、時間がないので個々に挙げません。

それで、調べてみました。それがこのパネルで一番下のところに、全省庁からの出向合計というのが七百五十二人です。ただし、これは警察庁を除いてあります。それで、四十年以上同一ポストに継続して出向しているのが農水省に二名、三十年以上が農水省七名、建設省二名、二十年以上というものが、自治省六名、建設省五名、農水省三名、合計十四名、十年以上というものが、十四名、二十九名、六名、合計四十九名。したがって、合計十年以上同一ポストに二、三年ごとにご

んどん人派遣している、帰ってきたらまたその

同じポストに行く、こういうところが全部で七十人いるわけなんです。各省庁全部あるわけですが、多いのが自治省、建設省、農水省、このういうふうになっております。

ですから、農水大臣に伺いますけれども、この中で四十年以上同一ポストに農水省から二人行っていますけれども、これはどの県の何というポストですか。個人の名前は要らないですから、そのポストを言ってください。

○国務大臣(中川昭一君) 四十四年というものが石川県の農林水産部農政課長であります。それから、四十年というものが石川県農林水産部水産課長でございます。

○富樫三君 四十四年が農政課長で、四十年が水産課長だ、こういうことなんでしょうね。

県の課長といえば、その県のその分野で、第一線が一番頑張っている人だというふうな私どもは思っているんですけれども、国から四十四年も継続して切れ目なく人が行くというわけですから、この方は農政課長でありますから、恐らく石川県の農業というのは非常にすばらしいんだらうと、四十四年も行って頑張っているわけですからね。

それで、石川県の農業の状況をちょっと調べさせていただきます。

耕地面積は、四十年前が七万一千百ヘクタールであったのが昨年は四万七千二百ヘクタールに減っております。三三・六％農地が激減しているんですね。これは、新潟を含めた北陸四県の中で一番農地が減っているんです。

農業の就業人口はどうか。三十年前には十一万四千四百人であったのが昨年三万八千三百人、何と六六・六％、三分の二も減っているんです。これもまた北陸四県の中で最悪。

減反はどうか。二十年前に減反面積が三千三百十ヘクタールであったものが、ことしは一万二千ヘクタール、これも北陸四県の中で一番減反率が高い。

農水省から行った課長が一人で石川県の農業をだめにしたというふうには私は思いません。一人

でやったとは思わない。しかし、四十年も行って、これはきつと、今の農業政策というのはまさに農業破壊を進めているわけですから、長期間固定ポストを独占して国の農業破壊政策を進めている、こういうふうな言われても言いわけができないでしょう。県民にとっては甚だ迷惑な長期間固定ポスト、こういうことになっては行かないですね。これこそ分権推進計画や総務庁の言うポストの長期固定化により生ずる弊害そのものではありませんか。農水大臣、どうですか。

○国務大臣(中川昭一君) まず、お言葉ですが、国が農業破壊を進めているということに関しては、私は全く納得のできない御発言だと思ふんです。

石川県は、半島をまた中山間ということ、非常に農林水産をめぐる情勢は厳しいわけでございます。そういう中で、先ほど答弁がありましたが、石川県の方から自主的に担当の専門性の高い職員を派遣していただきたいということ、これは分権の方向とは全然違いますがね。自主性をちゃんと尊重しようというのが分権の基本的な考え方だと思ふんです。

○富樫三君 大臣は農業振興のためにと言いましたけれども、実際は私が言ったとおりなんです。あれは農業振興とはだれが見ても言えませんが、自治省の職員定数は何人ですか。

○政府委員(嶋津昭君) お答えいたします。平成十一年度末の自治省の職員の定数でございますが、本省で四百二十八名、消防庁百六十一名、合計で五百八十九名でございます。

○富樫三君 五百八十九人。自治省から出向している職員、二百四十人なんです。そうしますと、職員の定数が五百八十九で、二百四十人が出向している。その出向した人というのは、きつと一たん退職をされて、それで地方に行つて再就職というふうか、こういうふうになっているんだと思ふんです。ですから、その二百四十人というのはこ

ういふふうか、こういうふうになっているんだと思ふんです。ですから、その二百四十人というのはこ

の五百八十九の定数の中に入っておりませんよ
ね。きつと入っていませんね。

ところが、先ほどみたいに十年以上もずっと固
定したポストに行っているという事になれば、
あるいは二百四十全部入れてもいいですけれど
も、出向している人は二百四十人いる。そのほか
に五百八十九ですから、いずれこの人たちは戻っ
てきますよ。戻ってくるという事は、きつと
そのかわりまただれかが行きますよ。帰ってき
たら別の人が行く。そうすると定数の枠は、地方
のポストも含めた、合計すると八百を超えるのだ
ろうと思わなければ、そういうふうにも実態
はなっている。ただし、もちろん人件費は地方自
治体持ちです。その人たちは、こういう格好に
なっているんじゃないですか。実態はそういうこ
とだと思わなければいい。

○国務大臣(野田毅君) 正確な数字は事務当局か
ら補足答弁させたいと思いますが、一方で地方自
治体から自治省に出向して、自治省の職員として
仕事をしてもらっているという方もあるわけだ
す。そういう意味で相互交流といいますが、人材
の育成というようなこともあり、そういう意味で
何とんでもそれぞれ地方公共団体の任命権者自
身の強い要請という事を受けて、その上で、協
議をした上で事柄は行われておるとい、これは
偽らざる実情だと思っております。

○富樫三三君 それは先ほど答弁ありましたけ
れども、地方自治体からの要請に応じてやってい
るんだと、地方自治体からの要請に依拠したとは
言っても、このように十年以上の人が何せ四十九
人もいるんですよ、この三つの省だけでね。です
から、向こうの方から要望があったとしてもそれ
はやっちゃんかぬ、本来こういうことなんだと思
うんです。

そこで伺いますけれども、かつて白川自治大臣
はこういうふうにご言っているんですね。「自治省
は約半数近くの職員を地方自治体に出向させてい
るといふか出向しているというか、人事交流をい
たしているわけでございますが、率直に申し上げ

まして、他の省庁のことはいざ知らず、一部の県
などにおいては事実上指定ポストになっている。
こういう弊害が現実にあるものでございませうか
ら、一と言っています。ですから、こういう実態は
前々からずっと憂わっているんじゃないんですよ。
ぜひ、この問題を解決しなくちゃ地方分権と言
えないと思わなければ、今度の地方分権推
進計画で決めたその弊害をなくしようという方針、
これは分権一括法案が提案されておりますけれど
も、その中で、あの推進計画で決定した中身、こ
れは法律上はどういうふうな具体化されておしま
すか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。
地方分権推進計画は閣議決定がなされていると
ころでございまして、この人事交流につきましては
人事運用の一環として行われておりますので、
法律上の手当ては必要ないというところでございま
す。

○富樫三三君 要するに、そうすると総務庁長官
が決定したあの運営方針ですよ、運用として
やっているとすることは、法律上はこれは全く歯
どめがない、これが今度の分権一括法案の中身だ
というふうにご言えるんですね。
地方からの要請にこたえるもの、こういうふう
に言っておりますけれども、十年以上も四十年以
上も継続して出向すること、これがたとえ地方の
要請だとしてもやっちゃんかぬと思わなければ
です。弊害が生まれる、こういうふうにご言ったの
は政府自身じゃありませんか。

この出向という制度、これが事実上地方自治体
を支配、統制する、そういう手段になっている、
こういうわけでありまして、分権と言うなら、こう
いうことをまず直ちにやめるべきだと思わな
いと思わなければ、
さて、時間がなくなりましたけれども、最後に法務大臣に伺います。忙しいところあ
りがとうございます。

登記所での登記件数、これは一九七〇年代には
約二億件あったんです。これが一九九五年には五

億四千万件、二・七倍にも増加しているんです。
職員はこの間どのぐらいふえたかという、二
〇%しかふえていない。法務局では、登記以外に
も人権擁護や戸籍事務など、ここでも人員不足、
これは深刻であります。これは国民の期待にこ
たえられません。

法務省自身も数千人の人手不足、これを認めて
おります。特に、衆参法務委員会では一九八〇年
以来十九年間にわたって毎年人員の大幅増員の請
願、これが全会一致で採択されております。これ
は国会の総意に基づく決議でありまして、いささ
かもおろそかにされてはならないものでありま
す。

これからの概算要求、そして予算折衝、こうい
う中で大幅増員が必要だと考えますけれども、ま
ずは法務大臣の決意のほどをお聞かせいただきた
いと思っております。
○国務大臣(陣内孝雄君) 金融破綻問題の処理等
に関連した不動産登記事件の増加など、法務局の
所掌事務の大半を占める登記事務は、今、先生御
指摘のように、依然として高水準を維持してあり
ます。こういった業務の適正な処理のためには、
コンピュータ化及び登記所の統廃合を推進する
とともに、あわせて人的体制の整備充実を図って
いく必要がある、このように考えております。

現在、国家公務員の定員をめぐる情勢は極めて
厳しいものと承知いたしておりますが、行財政改
革の要請にも配慮しつつ、適切に対処していく所
存でございます。
○富樫三三君 今の大臣の答弁では、国民が要望
しております登記所での混雑ぶりや必要以上に時
間がかかるという問題が解決されるというふう
には残念ながら感じられませんでした。

実態は、昨年来、行革、省庁再編の名のもとに
数十年ぶりに純減、純増じゃなくて純減、こうい
う厳しい状況になっているわけなんです。省庁
再編では公務員を二五%も削減すると言っており
ますけれども、まさにとんでもないことでありま
す。

登記業務のコンピュータ化、これによって省
力化をして、それで人手を確保しよう、こういう
ことも言われておりますけれども、これは人員削
減の理由にはならないわけなんです、減らす理由
にはならないんです。

それはどうしてかと言いますと、コンピュ
ター化によって省力化が行われるわけですけれど
も、ここで新たに生まれる人員というのは、今ま
での不足分を補うこと。さらに、いわゆる法十七
条地図、詳しい地図、公図ではなくて、公図はか
なり大ざっぱですけれども、正確なやつ、こうい
うもの整備。これは大変時間がかかるものなん
です。あるいは、二割程度しか実施されていない
現地調査、本来ならば登記所の皆さんが現地も当
たって調査してつくっていくわけなんですけれど
も、実際には二割ぐらいしかやられていない、こ
ういう状況なんです。

しかも、法務局では、登記だけではなくて人権
擁護の問題、国民の基本的な権利を守る、こうい
う大事な仕事があります。人権擁護に真剣に取り
組む、そういう点からも人権擁護局の抜本的な強
化、そして人員の増を図らなければならぬと思
うんです。さらに、成年後見制度が確立されれば
登記の仕事が増大いたします。高齢化社会の進展
に伴ってこれらの諸制度運用に遺憾なきを期す
る、こういう点から見ても、職員の確保は絶対的
であります。

あわせて、出入国者が非常にふえているとい
うのも実態であります。これは入国管理やなんか
で、例えば国際化がどんどん進んで日本の出入国
者は一日平均十万人に達しよう、こういう状態で
あります。外国人の入国者数は、一九七五年と比
べると実に五倍、年間四百万人を超える、こうい
う状況であります。そして、その一方で、日本人
の出国者、外に出ていく人、これは一九七五年に
比べると六・四八倍、こういうふうなふえてい
て、今、年間約一千六百七十万人が海外に出かけ
ている、こういう状況であります。そういう中に
あって、この事務も大変な事態になっているわ

けなんですよ。

ですから、二五％削減どころではなくて、こういう分野については大幅に、法務省自身も数千人足りない、こう言っているわけですから、このところはぜひとも大幅にふやさなければ国民に対するサービスが確保できないところまで深刻になつています。こういう実情を法務大臣はよく御存じだろと思つてますので、このところについての改善をしっかりとやっていただく、その決意を最後に言っていたら、私の質問を終わります。どうぞよろしく願ひします。

○国務大臣(陣内孝雄君) 我が国の急速な国際化に伴いまして、今、委員御指摘のような入管業務が大変ふえておることはそのとおりでございます。したがつて、入管局の人員体制の整備充実につきましては、我が国と諸外国との間の健全な国際交流を推進し、出入国管理行政に係る諸問題に的確に対応していくため、国家公務員の定員をめぐり極めて厳しい情勢を踏まえながらでございますが、適切に対処していく所存でございます。

○委員長(吉川芳男君) 時間です。

○富樫三三君 終わります。(拍手)

○照屋寛徳君 社会民主党・護憲連合の照屋寛徳でございます。

昨日に引き続き、きょうは地方分権の各論にわたる分野を幾つか質問いたします。

税財源の地方への移譲を含む徹底した地方分権の推進というのは、私がかねがね我が国の成熟した民主主義社会をつくる上で極めて重要であるということを言い続けてまいりました。

ところで、現在審議が進められております地方分権推進一括法案は、四百七十五本の個別法の改正を含む大変膨大な内容になっております。

この地方分権の推進というところでありますが、一方で、地方自治法の改正において、法定受託事務やあるいは自治事務に対して、従来の総理の非権力的な関与から、今度はまた各担当大臣が直接権力的な関与をする、すなわち国の自治体に対す

る、自治事務に対する国家的な関与が強まるのではないかと、こういう危惧をするような内容もあるわけでありませぬ。

また、地方事務官制度の廃止の問題については、これは地方事務官として残すべきだ、私はこういうふうな考えをしておりますが、国会に対しても百二十四万人を超す方々からの請願も寄せられた、こういうふうな聞いておるわけでありませぬ。中央省庁のスリム化や地方分権の推進という視点で、現在の改正法案は地方事務官制度の問題についても見直しが必要である、私はこういう考えに立っております。

一方で、米軍用地収用特措法の再改正問題がございませぬ。これはまさに地方分権の名による総理大臣の専横的な米軍基地の確保、強制収用を認めるものであつて、分権の推進どころか、むしろ集権の強化だ、あるいはまた米軍用地収用特措法が実質的に適用される沖繩の立場からいって、分権の名による新たな沖繩の差別、こういうものであるというふうには私には考えるわけでありませぬ。

それで、以下具体的な質問をしますが、最初に厚生大臣にお伺ひいたします。

厚生労働省設置に伴う新たなブロック機関として地方厚生局が設置されることになりました。現在、厚生省のブロック機関として国立病院や国立療養所の経営指導、監査、政策医療に関する業務を中心とした地方医務局が設置をされております。今回の法案では、この地方医務局と麻薬取締官事務所を統合し、地方厚生局として新たなブロック機関が設置されることとなるわけでありませぬ。

現在、地方医務局で担っている国立病院の経営指導、監査、政策医療については、平成十六年度中に国立病院等が独立行政法人へ移行することとなつており、その場合に地方医務局としての使命、役割はかなり縮小されることになることが予想されます。それから、現在の地方医務局と麻薬取締官事務所との設置箇所は必ずしも一致しておりませぬ。沖繩にも麻薬取締官事務所の支所がござ

います。

こうした平成十六年度中にその使命の大半を終える地方医務局と、港町を中心に行政執行している麻薬取締官事務所を統合することについて、大臣に対して二点お伺ひいたします。一点目は、行政分野、行政の性格が異なるブロック機関を統合して地方厚生局を設置する必要があるのかどうかお聞きをしたいということ、二点目は、仮に地方厚生局を設置する場合、ブロック機関の設置されていない県にある麻薬取締官事務所の分室に支局を設置するなどの対応がなければ行政の非効率が生ずると考えますが、見解をお聞かせいただけますか。

○国務大臣(宮下創平君) 今回の中央省庁等の改革におきまして、企画と実施の分離の観点からいたしまして、本省の事務を可能な限り企画立案に特化していくと。そして、地方支分部局につきましては省ごとに可能な限りブロック単位で総合化するというところで国の行政組織の減量、効率化を推進する建前といたしております。

これを踏まえまして、今御指摘のように、厚生省関係の地方支分部局の整理合理化につきましては、今ブロックであります地方医務局の機能、それから地区の麻薬取締官事務所の機能を統合すると同時に、また検疫所の管理業務の一部も移管してブロック単位の地方厚生局を設けることといたしました。

同時にあわせまして、従来本省において行われておりました実施事務のうち、医療監視でありませぬとか薬事監視事務等、あるいは都道府県単位で実施されておりました健康保険組合等の指導監督事務を地方厚生局に担わせることといたしたわけでございます。そうした統合の必要性から設置をいたしましたものでございます。

なお、ブロック機関になりますと、現在の配置と必ずしも全部一致しているわけではございませぬ。しかし、こうした地方厚生局が機能的に行われるためには、あるいはその細部の組織についてはさらに統合化あるいは検討をする必要があるう

かというように思っております。

○照屋寛徳君 この地方厚生局設置に伴って健康保険組合の指導監督等の事務が地方厚生局へ、従来都道府県でやっておったのが地方厚生局へ引き揚げられるわけでありませぬが、これは引き揚げ後のブロック内へ赴いて指導監督をしなければならぬ、こういう非効率が生ずることも考えられるわけですね。それなら行政改革に逆行するのではないかと、この点についてお聞きしたいと思つておるわけですが、ブロック内における指導監督のあり方、この点についてお伺ひいたします。

○国務大臣(宮下創平君) 従来、都道府県の保険・国民年金主管課等で行われておるものでございませぬが、健康組合とか厚生基金等の指導監督事務等でございます。具体的には、組合あるいは基金への規約変更等の認可事務、あるいは組合、基金への実地指導監督等でございますが、これは各県によって健康組合その他の数等も違つて、非常に少ないところもございませぬ。そういう事実を勘案して、ブロック別にこれをまとめていった方がより効率的ではないかという配慮に基づくものでございませぬ。

○照屋寛徳君 それから厚生大臣、今回水道法の四十条二項、三項が改正をされます。この改正の目的及び改正に至る背景、事情について御説明をいただけますか。

○国務大臣(宮下創平君) 御案内のように、水道法四十条に基づきます水道水の緊急応援というところでございませぬが、これは災害時等非常の場合におきまして国民の生活に必要な水道水の必要量を供給するために都道府県知事が水道業者に緊急応援を命ずることができると規定してございませぬ。これは従来機関委任事務でございませぬが、今回自治事務にいたしております。

これは四十条の一項に規定するところでございませぬけれども、今回新たに厚生大臣の権限を国の直接事務として規定いたしました。それは、国民の生命とか健康に重大な影響を与えるおそれがある場合とか、被災都道府県において事務を行うう

とができないと厚生大臣が認める場合に限定いたしまして、厚生大臣が都道府県知事のかわりにその事務を行うことができることとしたところでございませぬ。

この趣旨は、阪神・淡路大震災等におきまして県も災害を受け、県におきまして水道水の緊急応援の事務を執行することが困難となった経緯等を踏まえまして、そのような場合に厚生大臣が都道府県知事にかわってその事務を行うことよって国民の生活に不可欠な水道水の供給に支障がないようにしようとするものでございまして、二項以下は国の直接事務として規定をさせていただいたところでございませぬ。

○照屋寛徳君 水道法四十条の三項で、自治体が給水義務を尽くさない、拒否したような場合に国が直接給水ができる、こういうふうな新しい規定になっておるわけでありませぬが、かつて復帰直後、沖繩の市町村で自衛隊の艦船への給水を拒否するというのがございました。また、アメリカ海兵隊が多量の県民が節水、断水で困っておるのに基地内へ優先的に給水をしてくれということを県に申し入れたような事件もございました。今度の水道法四十条二項、三項というのは周知事務法の九条で言う自治体の給水協力の義務、このこととは絡んでまいりませぬか。

○国務大臣(宮下創平君) これは、水道法四十条の一項だけを見ますと「災害その他非常の場合において」と規定してございませぬので、そういうおそれを抱かれる向きはあると存じます。しかし一方、周知事務法は九条二項によりまして依頼をするということになっておりまして、あくまでもこれは地方自治体の裁量権の範囲内で協力するかどうかをお決めいただくということになるわけでございます。直ちにこの規定によって周知事務法の給水の根拠規定になるといふようには考えておりませぬ。

○照屋寛徳君 水道法の改正問題というのは、私は周知事務法九条二項との関係で大変大きな問題をはらんでおると思ひますが、時間がありません

ので、また別の機会で論ずることとします。次に、建設大臣に、建築基準法第十七条の改正の目的及び改正の背景事実についてお聞かせをいただきます。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 国等の建築物で地元地方公共団体の利益と必ずしも一致しないような建築物につきまして、その建築計画が適法であるにもかかわらず、地方公共団体の建築主事等が違法に不適合通知を出したり違法に事態を怠ったりする場合には、これらの建築物の円滑な整備ができず、国の利害に大きな影響を与えるおそれがある。

そういうようなことで、多数の方が利用する場所などに、構造上の欠陥があり崩壊の危険性がある場合などにもかかわらず、地方公共団体の建築主事等が違法に事態を怠るときなどは多数の者の生命または身体に重大な危害が発生するおそれがある。こういうような場合に、今般、機関委任事務制度が廃止されることから、今回の改正案では、この違法性の要件に加えて、国の利害に重大な関係がある建築物や、多数の者の生命または身体に重大な危害が発生するおそれのある場合に限定して適切に処分を行うよう指示ができるように改正もされたわけでございます。

さらに、国の利害に重大な関係がある建築物について、この指示に従わない場合には、政令で定める審議会の確認を得る手続を経た上で、直接、建築確認等の処分を行うことができる、そういう新しい制度を設けたところでございませぬ。それが建築基準法第十七条の改正の目的、そしてその背景の事実でございます。

○照屋寛徳君 私は、この建築基準法十七條の改正も、これは周知事務法九條の二項と強い関連性を持つておるといふふうに考えております。かつて沖繩県の那覇市で自衛隊基地に弾薬庫を建築するための建築確認申請を認めるかどうか、確認申請を受理するかどうかという、大変大きな社会問題になったことがございました。この改正法十七條で言う「国の利害に重大な関

係がある建築物」、これは具体的にはどういふ建築物を指しておるのでしょうか。

○国務大臣(関谷勝嗣君) この「国の利害に重大な関係がある建築物」とは、国家としての存立にかかわる施策や、全国的な視点で行わなければならない施策の実現に必要不可欠な建築物であり、当該建築物が建築されなかった場合には結果として国の利害に大きな影響を与えるものという基本的な考えがございませぬ。

したがって、そういうものがそれに該当するかどうかというのはいづれに申し上げるのは難しいところもございませぬが、いづれにいたしましても、先生御指摘のようなそういう個別物件につきましては、その建築物の用途であるとか規模であるとか国の施策との関連性というものも踏まえまして個別具体の事例に応じて私は判断すべきことだろうと思っております。

ですから、弾薬庫等につきましては、そういうふうな意味において判断をその都度その都度やっつけていかなければならないのではないかなと思っております。しかし、特に重要な防衛施設であるとか、そういうようなものについては、私は国の立場としては、そのときに判断し、その都度の確にやっつけていくというようなことではないかなと思っております。また、原子力発電所等々もそういうふうなことであらうと思っております。

○照屋寛徳君 建築基準法十七條で言う「国の利害に重大な関係がある建築物」という概念は、私は恐らく従来の建築基準法ではなかった新しい建築物の概念をつくり出しておるのではないかな、こういうふうにお考えを聞かせてください。この「国の利害に重大な関係がある建築物」、大臣は個別具体的にどういふものがそれに当たるかということを判断されるということでありませぬが、これに関して必要があると認めるときは、審議会の議を経ますけれども、当該自治体や建築主事が指示に従わなければならない場合は国が直接執行できる、こういうふうな趣旨だとすれば、私はこれはもう分権の考え方に逆行するものではないかというふうに思っております。

ます。問題点を強く指摘しておきたいと思ひます。自治大臣にもお伺いをいたします。

自治法第十六條の八の二の改正というのでしょるか、これは追加になるわけでありませぬが、その目的や背景事実についてお聞かせください。

○国務大臣(野田毅君) 今回の消防法改正は、従来機関委任事務であった危険物規制事務を、機関委任事務の廃止ということに伴いまして、これを自治事務とするということに伴う所要の改正を行うものであります。

都道府県知事または市町村長による危険物規制事務の処理は法令に従って適正に行われると考えられるのでありますけれども、危険物規制事務は国民の生命等に直接関係するものでありますから、危険物に係る災害の発生等を防止するため緊急の必要がある場合に自治大臣が都道府県知事等に対して所要の措置を講ずることを指示できることとしておくことが必要であると考えておるわけでございます。

このような場合に、現行法でありますと、機関委任事務でありますから自治大臣は現行の地方自治法第五十條の規定に基づいて指揮監督することができるとはなりません。しかし今回、先ほど申しましたように、機関委任事務の廃止ということに伴いましてこの指揮監督権もなくなるわけでありませぬ。そこで新たに消防法の第十六條の八の二を規定するということにしたわけでありませぬ。

この点は、この新しい地方自治法の第二百四十五條の三において、自治事務である場合について次のように規定しておるわけでございます。「国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合」、これ以外に指示という規定をしてはならぬということが書いてあるわけでございます。逆から言えば、そういう場合はごく例外的なケースとして指示ということがあるということになっておるわけでございます。この点は地方分権推進計画においても、この消防法に基づく危険物規制事務という

のはここで言いますところの国民の生命等に直接関係する事務であるというふうに整理をされておるというところであります。

○照屋寛徳君 この消防法改正問題も私は大変たくさん問題点があるというふうに思っておりますが、ちょっと時間がありませんので、きょうはこの程度にしておきたいと思っております。

さて、法務大臣がお持ちでございますので、法務大臣から先に質問をやらせていただきたいと思います。

私は入管行政というのはかねがね申し上げておりますように我が国の主権にかかわる重要な行政行為であるというふうに思います。同時に、我が国に入国あるいは在留を希望する外国人にとつては、その人権にかかわる行政であります。よつて、入管行政というのは公平かつ透明性の高いものでなければならぬと考えますが、法務大臣の入管行政に対する基本的な認識、御所見を最初にお伺いいたします。

○国務大臣(陣内孝雄君) この問題につきまして委員から質問主意書をいただきました。既にその中でも触れておるわけでございますけれども、入管行政については地方入国管理官署の長の専決により許可することができるということで、行政の効率化及び迅速化を図る措置をとったところでございます。

○照屋寛徳君 今、法務大臣がお触れになりましたように、私は去る四月二十二日付で在留特別許可に関する質問主意書を提出いたしました。同年五月二十一日付で内閣から答弁書いただきました。この答弁書の中で、平成十一年四月十六日付で法務省入国管理局長通達が発出をされておるということを知ったわけでありまして、この通達の内容、それから通達を発出した目的等について大臣のお答えをいただきます。

○国務大臣(陣内孝雄君) この通達の概要について御説明申し上げますと、上陸特別許可または在留特別許可を希望して異議の申し出がなされる案

件のうちで政治、外交、治安等に影響を及ぼすおそれがあるなど重要な案件以外のものについての通達についてでございます。このうち、上陸に關しましては、査証を所持していない原因に故意または重大な過失がない場合に、また在留に關しては、退去強制事由に該当する外国人が日本人等と婚姻しており、その婚姻の信憑性及び安定性が認められる場合に、それぞれ地方入国管理官署の長が上陸特別許可または在留特別許可を専決することができるといふふうにしたものでございます。

○照屋寛徳君 最後に、法務大臣、けさ、昨日の朝日新聞の夕刊を資料としてあらかじめお渡ししてございますが、この朝日新聞で報道された中国籍の中国残留婦人や孤児の二世、三世の在留許可の問題については法務省としてはどういふ対応をされておるんでしょうか。

○国務大臣(陣内孝雄君) ちょっと事実関係を御説明した上でと思っておりますので長くなりますけれども、お尋ねの中国人男性は、平成六年二月一日に定住者としての在留資格を付与されて入国し、その後日本人配偶者との在留資格への変更許可を受け本邦に在留していた者でございます。

しかし、入国管理局では、平成九年五月、中国残留邦人の子を養ひ不法に入国している中国人がいる、こういう情報を入手いたしましたので、以後、関係者から事情聴取を実施するなど慎重に事実関係を調査した結果、お尋ねの中国人男性は他人名義の中国旅券を使用して不法に入国した者であり、日系人ではないとの裏づけを得るに至ったので、本年五月十四日、同人に与えた上陸許可及び在留期間の更新許可等を取り消し、入管法違反者として東京入国管理局に収容したものでございます。

以後の東京入国管理局における同人の供述や違反調査等により、同人は中国においてブローカーと見られる人物から中国残留邦人である日本人男性の子としての中国公証書を不正に入手し、日系二世を偽装して不法に入国した事実が判明いたし

ております。お尋ねの中国人男性は、同月二十一日に帰国を希望して口頭審理を放棄したので、退去強制令書を発付いたしました。しかし、同人は六月二十八日になりました再び本邦在留を希望し、仮放免許可申請に及んだものと承知いたしております。同仮放免については、以上の事実関係を踏まえ、東京入管局において慎重に検討をしていると聞いております。

○照屋寛徳君 環境庁長官に二点お伺いをいたします。環境行政の発展のために御尽力いただいていることに敬意を表する次第でございます。沖縄の北部訓練場のヘリパッドの建設計画が海兵隊と防衛施設庁によって進められておりまして、ところが、この地域は、たしか大臣も中には入りませんが、琉球列島動植物分布調査チームという学者の皆さん方の調査によりますと、その予定地一帯で世界での山原地域にしか生息しない二十二種の固有種と二百二十六種の絶滅危惧種を含む千三百十三種の貴重種を確認している、こういう貴重な生物相、生態系の豊富なところでございまして、ここにヘリパッドがつくられまして、音や鳴き声で交信をする動物は生息や繁殖が妨げられて消滅するであろう、こういうふうになっているわけでありまして。

環境庁長官、この北部訓練場におけるヘリパッド建設と環境に与える影響についてどういふふうにお思いでしょうか。そして、あわせて米軍基地内における環境保全や環境保護のあり方について、その指針について環境庁の考え方を御聞かせください。

○国務大臣(眞鍋賢二君) 先生の御指摘いただいたこの北部地区というのは山原地域でありまして、私も先般視察をさせていただきましたけれども、すばらしい自然林に恵まれておるわけでありまして、そこに野生生物、鳥獣等が生息しておるわけでありまして、何としてもこういう地域

は大切にしていかなければならない、こう考えておるところであります。

そこで、亜熱帯性の自然林に固有種や希少種が生息する自然性の高い地域でございますので、環境に与える影響調査というものを現在防衛施設庁の方では実施中と聞いており、関係当局においてこれらの豊かな自然環境の保全が十分図られるよう適切な配慮がなされることと認識をいたしておりますわけでありまして、環境庁としても、関係当局からの要請において自然環境の保全のために必要な助言をしてまいりたいと思っております。

それから、米軍基地内における環境保全ということでお尋ねでございます。米軍の施設・区域の返還前については、環境浄化の必要性が生じた場合には、その都度、日米合同委員会のもとに設置されております環境分科委員会等の枠組みを通じて日米間で協議して対処されるべき問題と考えておるわけでありまして。

なお、この施設・区域の返還後については、先ほど先生からのお尋ねの中にこれが含まれておるのじゃないかと思ってお答えするわけでありまして、けれども、環境問題を含めて原状回復の問題は専ら日本政府と個々の地主との間で処理されるべき事項となつておることを私は承知いたしております。

環境庁としましては、環境にかかわる技術的知見を生かしてこれらに対処してまいりたいと思っております。

○照屋寛徳君 防衛庁長官、お待たせをいたしました。ところが、もう時間がなくなつてしまひまして残念でございます。私は、米軍用地取用特措法の再改正、これは冒頭申し上げましたように、とてもとても地方分権という考え方からすると認めるわけにはまいらない。同時に、ただそれだけの理由じゃなくして、憲法二十九条の財産権の保障の問題あるいは三十一条の適正手続の問題、あるいはまた都道府県ごとに独立の収用委員会を設置した地方自治法の本旨、いわゆる憲法九十二条との関連でも、この米

軍用地収用特措法の再改正問題は、大いに問題があり反対である、認められない、私はこういふふうに思うわけであります。そして、当該地主の適法な異議申し立てを排除するような法改正には、重ね重ね反対であるということを示し上げて、時間がありませんので、私の質問を終わります。

(拍手)

○山下栄一君 私は、きょうは野中官房長官にもぜひ御質問したいと思いましたが、またまたお昼の本会議に私の質問時間が当たるといふことで、官房長官が来られないといふことになりましたので、本委員会の理事会等で御検討いただきまして、質問の順番をかえていただきまして官房長官に質問させていただくようにしていただき、また、委員長初め理事の皆様方に御礼を申し上げます。

まず最初に取り上げさせていただきたいのは、機関委任事務の廃止に伴って国から自治体に対する包括的指揮監督権がなくなる、したがって通達行政もなくなっていくんだ、こういうふうになつておるわけでございますけれども、実態は本当にそうなっていくのか、そういう基本的な心配といふますか疑問がございまして、その観点から最初に質問させていただきますというふうに思っています。

まず最初に具体的な例から入りたいと思うんですけれども、私は、平成九年十一月だっと思いましたが、質問主意書を厚生省に出させていただきました。これは介護保険にも関係してきますけれども、老人ホームの入所措置、入所にかかわることとでございます。入所申請に当たって健康診断書が必要だという実態があるわけです。その健康診断書が必要であるという根拠はどこから来ているのかということが非常に疑問になるわけでございまして、これが実は法律によらずに、まさに通知とかそういう法律の根拠によらないものからきておったということがわかってきたわけでございまして。

厚生省にお聞きいたしますけれども、老人ホームの入所申請に当たって健康診断書が必要である。これがまた非常に地域によっては高いわけでございまして、入られるお年寄りにとっては大変な経済的負担になっておるといふことから私疑問を持ったわけでございますが、入所申請に当たって健康診断が必要であるというこの根拠、これは国で示しておられると思っておりますけれども、それを御示し願いたいことと、それが今回の機関委任事務の廃止に伴ってどうなるのかということをお願いいたします。

○政府委員(近藤純五郎君) 特別養護老人ホームに入りましますときに、いろいろ要件はあるわけでございまして、このときに著しい神経障害がない方、こういうふうな要件があるわけでございまして、あるいは伝染性の疾患にかかっているかどうか、こういうふうなのを確認する必要があるわけでございまして、そのときの一つの方法として、一種の助言的なものでございまして、医師あるいは精神科医の診断書をお願いしている、こういうことでございまして、今回の法律の改正によりまして、今までは団体委任事務であったわけでございまして、今回は自治事務に変わっていくわけでございまして、

ただ、先生御承知のとおり、来年の四月からは介護保険制度ができるわけでございまして、それによりまして措置制度そのものがなくなるわけでございまして、この特別養護老人ホームの措置制度がなくなるわけでございまして、したがって、御指摘のような指針とかマニュアル、こういったものについては特別養護老人ホームにしましては基本的に不要になる、こういうふうなふうに解しております。

○山下栄一君 だから私は、特別養護老人ホームというふうな言っていないから、養護老人ホームの場合は続くはずだから、その通知とかマニュアルというのを具体的に言ってください。どういふ通知でどういふマニュアルかということ、正式な名前、国で決めているんでしよ、それは、

○政府委員(近藤純五郎君) 正確に申し上げます

と、「老人ホームへの入所措置等の指針について」というものと、それから「入所措置事務マニュアル」というものでございまして。

○山下栄一君 続いていくものはどういふふうになるんですか、特別養護老人ホームじゃない方。○政府委員(近藤純五郎君) 養護老人ホームの関係でございまして、これにつきましては見直しを当然するわけでございまして、これは法律関係は今までもございまして、自治事務といふことでございまして、その辺も踏まえた上で検討したい、こういうふうな思っております。

○山下栄一君 したがって、機関委任事務ではない事務、今団体事務とおっしゃいましたけれども、要するに今回自治事務になるわけでございしても、そういう事務にかかわる通知が実際出ているわけで、つまり社会局長通知で、詳しく言ってくれないからあれなんだけれども、そこに健康診断が必要だと、マニュアルにこういう病気が、例えば伝染病、赤痢とか、そういうことまで書いてあるわけですね。それはだから、機関委任事務じゃないものについても現在も非常に拘束力があるような形で実質は自治体事務を縛っているといふことになっていくわけですね、現実にはそれが今回自治事務になるわけでございまして、それがどう変わっていくのかということなんです。これは厚生大臣、どうですか。

○国務大臣(宮下創平君) 今お話しした点は、団体委任事務に六十年改正でなつたわけですが、これは今までの利用方式は原則として市町村の措置といふことでございまして、今回、いろいろこの利用方針が変わりまして、契約へ移行するといふことになりまして、したがって、御指摘の入所措置マニュアルの特別養護老人ホームに関する部分は、基本的に不要になるというの局長の言つたとおりでございまして。

しかしながら、養護老人ホームへの入所措置等の事務の取り扱いを引き続き示すことが必要でございまして、介護保険制度における特別養護老人ホームにつきましても、例外的に市町村が老人福祉法の規定に基づき措置をとる仕組みが存続することもございまして、その取り扱いを新たに示すことが必要でございまして。

したがって、御指摘の今の局長通達であります「老人ホームへの入所措置等の指針について」あるいは「入所措置事務マニュアル」につきましては、介護保険制度の導入に向けて見直しをする必要があるというふうに考えておるところでございまして。

○山下栄一君 見直しがどうなるのかということなんです。養護老人ホームについては、「老人ホームへの入所措置等の指針について」といふのは、これは機関委任事務じゃない事務なわけですから、これが今回の法改正によってどう変わるのか。「入所措置等の指針について」といふ局長通知です。これは、実際に入所判定委員会をつくって、こういうメンバーで判定しなさいと書いてあるわけですね。そして、そこには伝染性疾患を有し、他の入所者に伝染させるおそれがあるようにしなさいというふうな書き方であり、別に今度には「入所措置事務マニュアル」といふのがあって、そこでは、「伝染性の疾患の保有の有無を確認しなければならぬ。赤痢菌検査、梅毒検査、胸部レントゲン検査」というふうな具体的に書いてあるわけですね。

だから、それは具体的に自治体を縛っておるし、入所する方々ははかに高いお金を払って、定期健康診断とは別の健康診断をこのためにわざわざお金を払って、そして手続をとらないと入れないといふこの仕組みは、今回、自治事務になるわけだけれども、これがどう変わるんだと。この入所措置等の指針といふのは今現在生きていますけれども、先ほど申しましたように、判定委員会をつくってどういふ扱いになるのかというわけです。これは本当になくすんですか、どうですか。

○国務大臣(宮下創平君) 一言で申しますと、従来の措置制度の場合における指針であるというよ

うに御理解をいただきたいと思っておりますが、今度
は契約制度になりまして完全な自治事務になりま
す。したがって、入所措置の性格が違つてまいり
ます。しかし、今申しましたように、養護老人
ホームの入所措置等は引き続きこの措置業務とい
う範疇に属します。それからまた、介護保険制度
における特別養護老人ホームでも、例外的にと先
ほど申しましたが、これは痴呆性その他の理由に
よりまして意思能力が乏しくかつ本人を代理する
家族がない場合などには、事業者との契約による
介護サービスの利用やその前提になる市町村に対
する要介護認定の申請を期待しがたいやむを得な
い事情があるときは、例外的に老人福祉法の規定
に基づく措置とすることが残されておりますので、
この措置にまつわるものとして残されている
というように私どもは理解しております。

ただ、その内容については、おのずから背景
性格を異にしてまいってきておりますので、必要
に応じ見直しが必要であるという認識を申し上げ
たところでございます。

○山下栄一君 ですから、今までも機関委任事務で
はなくとも実際団体事務でも、今回自治事務に
変わるものについても、包括的指揮監督権に基づ
く指示のような形で実際は現実に入所者や自治体
を縛るような形でこの通知とか入所マニュアルとか
機能していたということをお私に指摘したいわけ
でございます。

こういふことが今度はまた自治事務にも助言、
勧告というのが出てくるわけだから、その観点で
また同じような形で続いていくのではないかと
いう基本的な疑問がありますので、はっきり答え
られないでもう押し問答しても仕方がないの
で、見直すといつても実際はこれは続いていくと
しか私は考えられないわけでございます。

す。実際は機関委任事務と同じ扱いみたいな形
で機能しておったということなんです。それは
だから法律違反にならないのかということをお私
申し上げているわけですね。厚生大臣。

○国務大臣(宮下創平君) それは、法律違反では
ないという前提でそのような指導をしてまいって
おるところでございます。

○山下栄一君 まあ、そういうことでしょ
う。それで、これはちょっと大蔵大臣とか官房長官
にもお聞きしたいんですけれども、「老人福祉関
係法令通知集」というのが、法令六法の話もあり
ましたけれども、こういう本があるわけですね。法
律とか政令にかかわるもの以外が大半なんです。
これ、法令通知集と書いてあるけれども、八割は
通知集なんです。通知は、機関委任事務に基づく
通達なのか、それ以外のいわゆる自治体固有事務
、団体事務も含めてそれにかかわる通知集なのか
かというふうなことがはつきり、どっちとも区別
しないままに通知集という形でこれだけたくさん
あつて、だから先ほど申し上げた入所指針なんか
もこういうところに入っているわけですね。だか
ら、これは法令通知集だから縛られるのかなど
、こういう錯覚に陥るようになってくるわけですね。
これに基づいて実際は事務をされておるわけで
す。実質上縛るような形で、まさに包括的指揮監
督権に基づく形の自治体行政が行われているとい
うふうにとらざるを得ないわけですね。

これが今後どう変わるんだということなんです
。これは各府庁全部いろんな形であるわけであ
るけれども、法令通知集といふのがほとんど通知
集。通知集の中身は、機関委任事務に基づく通達
なのかそれ以外なのかということがよくわからぬ
という形になってきている。これが私は極めて問題だ
と思つておるわけですね。これが今度自治事務に
関する形として助言、勧告というのがある。そう
いう形で、結局こういう本は法律改正後も変わら
ないままに生きていくんじゃないか、こういうこ
とを心配しているわけですね。

しまふのか、それとも助言、勧告に基づいて生き
ていくのかというところをお聞きしたいわけですね。
ところが、実際はほとんど変わらないままに拘束
されるのかというふうな自治体は受けとめるとい
うことになっていくわけですね。

○国務大臣(野田毅君) 何も変わらないんじゃない
かという御指摘ですが、それでは困るんです。
それを交えなくてはならぬので。
通達ということについては、今御指摘あり
ましたように、機関委任事務についての指揮監督
権、これに基づいて上級官庁が下級官庁として
扱っている地方自治体に対して命令を発する、こ
ういふのを大体通達と言っているわけですね。上級
官庁から下級官庁に命令して行つたのが一般的に通
達である。そういう意味で、機関委任事務という
位置づけの中で根拠があつたわけですね、これは先
ほど来御指摘のとおり。

その機関委任事務が廃止されて、その包括的な
指揮監督権を規定しております第五十条、これ
もなくなつていく、こういうことになります。そ
うなると、これから国から地方公共団体に対する
通達という概念はなくなるのである、こういうこ
となんです。

それに対して通知とは、ある一定の事実、処分
または意思を特定の相手方に知らせること一般を
指すものであるわけですから、指揮監督権に基づ
く通達というのと区別される概念である。例え
ば、改正後の地方自治法第二百四十五條の四の規
定に基づく助言、勧告が通知という形で行われる
こともありますけれども、これは法的な拘束力を
生じるものではないということでありまして。
なお、現行制度のもとにおいても、国が地方公
共団体に対して行つた助言や勧告が通知という形
で行われているものも多いわけでございます。そこ
で、これまでではそうしたものを改めて特に厳密に

意識することなく通達と呼ばれたこともあつたと
思つておるわけですが、今後は、くだいようですが、地
方公共団体に対する通達という概念はなくなる
というふうな考えをしております。

○山下栄一君 それはよくわかっているんですけ
れども、では自治事務に基づく助言または勧告と
いうのはどういふ形で文書の形としてやるの
か。

通知という言葉をおっしゃいましたけれども、
全国一律に何かこういふ文書が行くとまたこうい
うのが出てくる、こういう形でもとめられていく
んではないかなと思つておるんです。だから、そう
いふ形じゃなく、もし出したら個別に事後
的なのに限って出すべきであつて、全国統一的
な文書みたいなものを出すとかまたこういふ形にま
とめられていく可能性があるので、何となく拘束
されるのかという、結局区別がわからなくなつて
しまふということをお心配するわけですね。

だから、新しい考え方に基いて指揮監督権が
なくなる、機関委任事務が廃止されるということ
であるならば、この自治事務の助言または勧告と
いうことをどういふ形で文書でやるのかというこ
とを工夫していただきたい。そうしないと、現場
では拘束されると同じ実態になつて余り変わらぬ
というふうになつてしまふ、こういうことを私は
申し上げているわけですね。

○国務大臣(野田毅君) 従来の通達の内容のうち
で、今御指摘がありましたように、なお拘束力を
維持する必要があるというふうなものについては
は、自治事務という分野については法律またはこ
れに基づいて政令などで定めらなければいけ
ないということでありまして、法定受託事務につ
いては、これらに加えて、新しい自治法に基づ
く処理基準として定めるということもあり得ると
いうことで考えております。そういう仕分けを各省
がしてもらわなければいけないということになる
わけですね。

○山下栄一君 ですから、先ほど申し上げたよう
に、自治事務の方の助言または勧告の仕方、文書

によるんでしよう。そのやり方を今までと同じようなやり方でやると実態は何も変わらないので、文書の出し方を工夫していただきたいということ。

次に行きます。

法定受託事務においては、施行と同時にこれはもう処理基準がないとまずいと思うんですけれど、そういう形になるんですか。

○国務大臣(野田毅君) 今申しましたように、法定受託事務については法律または政令など、あるいは処理基準によって行われるということを申し上げたとおりであります。

なお、機関委任事務については、国の包括的な指揮監督権があつて、くどいようですがもう一遍申しますと、事務の管理執行全般にわたって通達形で一般的に定めることも、それから具体的な事例について個別に指示するということも可能であつたわけですが、また、一定の事項について国との協議や承認を義務づけるということも可能であつた。これは今までの機関委任事務についての問題で、通達の問題であります。

今後どうなるかということですが、法定受託事務に係る処理基準はあくまで一般的な基準として定めるものである、その内容を達成するために必要な最小限度のものに限られる、また国の承認や国への協議などのような関与をそこで定めるといふことはできないということであり、また、○山下栄一君 では、機関委任事務から法定受託事務に変わった事務については、今までの通知は全部やめる、そういう文書自身は消えるということですか。

○国務大臣(野田毅君) 先ほど答弁で申し上げましたとおり、関係省庁において従来の通達についてそれぞれ交通整理をしていただかなければならないということになりますと、これを申し上げたわけでは、

交通整理というのは、先ほど申し上げたとおり、なお拘束力を持たせなければならぬものは、そういう扱いのきちんとした処理をしていただく

なければなりませんということであり、

○山下栄一君 では、この法律が施行した後は、この処理基準というものは、法改正がない限り、処理基準の改定とか新たな処理基準の策定とか、そういうことはないと理解でよろしいですか。

○国務大臣(野田毅君) ちよつと御質問の趣旨をつかみ損ねたかもしませんが、今申し上げましたとおり、現在出ている通達については、いわゆる国から地方自治体に対する通達というものはなくなるわけであり、したがって、なお拘束力を必要とするものについてはそれなりに必要な法的な手当てなり、あるいは政令で定めるなり、あるいは法定受託事務であれば処理基準というものをきちんとして定めようという形に切りかえてもらわなければならぬということをお願いしてあげておるわけでは、

○山下栄一君 もう一回言います。
処理基準というのをつくり出すね。途中でそれを改定したいという事態が起こってきたという場合は法律を改正しないという改定はあり得ないという理解でよろしいですかと言っているんです。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。
処理基準は、法定受託事務につきまして、各大臣は法定受託事務の処理について都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよべき基準を定めることができるということでございます。この事務処理をするに当たりよべき基準というものは各大臣が定める、したがって改定の必要がある場合には改定できる、こういうことでございます。

○山下栄一君 答えてくれへんから困るな。
処理基準というの具体的な定められるのかどうか知りませんが、では今度は法定受託事務に伴う助言または勧告というのがありますね、関与の仕方として、法定受託事務の一審意見が助言または勧告でしよう。それもまた文書でできますよね。事務をフォローしたり補足するためにもまた助言とか勧告という形で文書が出る。それ

と処理基準というの区別がつかぬかなと。法定受託事務の処理基準が出されるわけだけれども、処理基準と助言とか勧告という形がまた通知とかにされると結局余り今までと変わらないような形になってしまうのじゃないかという危惧があつて、こういう質問をしているんですけれどもね。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。
処理基準は、新しい自治法の二百四十五条の九で、今ほど申し上げました規定になつておるわけでございますので、今後各省において事務処理を進める場合において、一般的にはこの法律の根拠を示して、処理基準であるということを示して地方団体に示されると根拠がはっきりすると思ひます。

通知によって助言、勧告を行うということもございませぬけれども、それもでき得ればそういう趣旨が明らかになるということを示していただくのと円滑な行政に資するものと考えております。
○山下栄一君 処理基準は、法律が施行されるに伴つてあらかじめつくられると、処理基準というものは、そうですすね。事務ができなから処理の基準をやはり考えて出すと思うんですけれども、この質問やめます。もうちよつと時間がなくなつてきました。

官房長官に質問しますけれども、いろいろ朝日新聞の報道に伴つて、さまざまな六法、法令集の印税をもらつていたという話が報道されております。こういう役所が、厚生省とか何とかが省という名前、また何とかが研究会と、実質的にはその役所の方々がかわられてつくられておるのさまたまな文書、法令集もあれば、民間の方々に対して、例えば「医療用具製造申請の手引」という、これ民間の方々を買うものですけれども、これもだれがつくつておるかという厚生省の業務局がつくつておる。

こういうさまざまな文書たくさんあると思うんですけれども、これ調査していただいて、どうなつておるんだということをやるといふことを新聞で読んだんですけれども、これどうなつていく

んでしようか。

○国務大臣(野中広務君) 今御指摘の、各省庁が編集なりまたは監修にかかわつております法令集作成の実態につきましては、五日前に御指摘をいただきまして、現在調査を行つて内閣参事官室で取りまとめを行つておるところでございます。各省庁から集まりました実態を見まして、この後の取り運びを考えてまいりたいと存じております。

○山下栄一君 官房長官、繰り返すにようになりますが、確認させていただきます。新聞記事では法令集だけのような感じがあつたんですけれども、そうじゃなくて、各省庁で、役所がかかわつておるさまざまな、今申し上げましたように自治体のみならず民間にまでマニュアル、手引という形で編集されている本があるわけだけれども、それも含めて調査していただくということですか。

○国務大臣(野中広務君) 各省庁が編集または監修の六法等法令集全体について、出版物とかあるいは編集または監修の別、及びその機関名、発行回数あるいは発行部数、単価、買上げ数、作業実態、編集または監修等の総額の使途等について今調査をかけておるところでございます。

○山下栄一君 私は、質問させていただきますので、ぜひこの委員会でも報告していただけたらありがたいなと思つておる。よろしいですか。
官房長官、もう結構でございます。ありがとうございます。

大蔵大臣にお聞きしたいんです。
今と同じ話なんですけれども、こういう本は大蔵省が一番多いんじゃないかという話があるんですが、私は、こういうものは配付のされ方が非常にいびつな形で今されているというふうに思つておる、一生懸命役所をつくるんですけれども、こういうさまざまなものを、それを出版する方法が民間の場合もあるでしょうし大蔵省印刷局を通す場合もあるでしょうけれども、それが役所全体の収入にならないで、携つた方々の印税という形とか編集協力費ですか、そういう形で収入

としてされている実態があるということなんです。そういう形でしか民間の方々に役所の法令に關するさまざまな解説、それが触れられないような形になっておる。それが非常に情報公開という面からも、一般市民、さまざまな関係者に対する通知の仕方としてちょっと何かおかしなやり方をやっていると感ずる感じがします。それを改革するお考えがないのかなというふうに思っています。それか、いかがですか。

○国務大臣(宮澤重一君) 無論、役所がしているわけではなくて、その法令なんかは携わっている経験者が、仕事の時間にやっつけまわすんですが、そうでない時間にやっつけ、そして編集の手伝いをします。それから、仮にそれに対して書籍の価格の何%であるとか、それは印税になります。あるいは原稿用紙で一枚幾らとか、そういうような正當の報酬を受けている。実際は、半分は役所自身の事務に使われるわけですが、半分は民間の方がいろいろ使われるので、一種のアウトソーシングというふうに考えるのではないかと、思いますけれども、何かその間に、それはいつもどこの本屋が決まってもうけるのか、何か印税が大変高いじゃないかとか、いろいろあることになるかと、これはどうも余りよろしくないかと。

○山下栄一君 僕は、これを民間の方々の要請に基づいて、例えば出版社の要請に基づいて役所が受け身でそれを一生懸命編集するという形じゃなくて、もっと主体的にこういう法令集とか法令集の解説、そういうものは役所として国民に対して積極的にやるべきことじゃないか。出版という形もあるでしょうし、通信を通してのサービスという形もあるでしょうし、インターネットでそういうものがわかるのかというふうな形をもっとやるべきではないか、それがやはり行政に対する理解をを広げることにもなるんじゃないかなというふうに思っています。

○山下栄一君 僕は、これを民間の方々の要請に基づいて、例えば出版社の要請に基づいて役所が受け身でそれを一生懸命編集するという形じゃなくて、もっと主体的にこういう法令集とか法令集の解説、そういうものは役所として国民に対して積極的にやるべきことじゃないか。出版という形もあるでしょうし、通信を通してのサービスという形もあるでしょうし、インターネットでそういうものがわかるのかというふうな形をもっとやるべきではないか、それがやはり行政に対する理解をを広げることにもなるんじゃないかなというふうに思っています。

それは、だから主体的に広報宣伝活動とか、そういう形での出版の要請に基づいて役所の方が部分的に一部の方がかかわってやるから、こういういびつな印税とかいう形になっていくんじゃないかなというふうに思っています。総務庁長官、どうでしょうか。

○国務大臣(太田誠一君) 勤務時間外のことです。ざいすので、そこはいろんな考え方があろうかと思いますが、今御指摘のその前段の、余り細かいことについて行政指導のようなことをすることが、そういう仕事に結びついていくという御指摘は、我々も考えておかないかぬと思うのであります。

○山下栄一君 自治大臣、例えば先ほどの処理基準もそうなんですけれども、処理基準をつくられたと。それを積極的に国民の側に向かかって、こういう形じゃなくてもっと宣伝していくとか広めていくというか、そういうふうな方法を考えた方がいいんじゃないか、そういうことがないから、こういうふうな形じゃなくともっと思っています。そういうことを申し上げているんですけれども、どうですか。

○国務大臣(野田毅君) それが直接関係あるかどうかかわりませんが、先ほどの本の監修の云々という話の問題とこの問題、ちょっと次元が違う話ではないかというふうな感じがしています。ただ、言うなら、法定受託事務に関する処理基準というのは、事務を処理するに当たり、よるべき基準であるわけですから、例えば法令の解釈とか許認可の際の審査基準とか調査の様式とかその種のこと、やはり事前に国民に向かっても客観的に透明度高くきちんとどこかで知らせるべきである。だから、法律でどこまで規定すべきなのか、政令でどこまで規定すべきなのかということ、をどう交通整理するかという世界の話であって、

今までは通達という名前で行っているものがごった煮みだになつてきたものをそういう意味で整理していただかなければならないようになったというところで御理解をいただきたいと思います。

○山下栄一君 人事院総裁にお伺いしますけれども、この印税収入、法的に問題はないかということとを人事院総裁の立場で御答弁をお願いします。

○政府委員(中島忠能君) 今、官房長官初め各大臣から御答弁がございましたが、実態を調べて、そしてその結果、適切な対応をいかなきゃならないということでございます。

○山下栄一君 質問を変えます。国と地方の人事交流、先ほどからも御質問がございました。対等な交流ということで、交流する場合、役職が国から地方へ行くときには一つ上ランクが上がるという、対等の交流になっていない。課長という本省の役職の方は都道府県では部長という形になっておるといのが通例だと思っております。また、人数も非常にアンバランスという面があるわけですが、この対等の交流ということについての見直しをすべきではないか、役職も含めて、自治大臣、お願いします。

○国務大臣(野田毅君) 特に、国家公務員と地方公務員の交流に関して、やはり人材育成という観点から、交流のそれぞれの目的があると思っております。ただ単に同格ポストだけを交互に入れかえるということであるなら、一体どういう意味があるのか。やはり、それぞれの仕事の質に伴って当然任命権者の方から、どこでもいいから人をよこせという話では私はないと思っております。そういう

意味で、特定の責任ある仕事について国から人が欲しいということであったり、あるいは逆に、地方自治体から国の方に向なりなんなりで来る場合には、国の事務を研修といいますか、勉強しに来るといふケースが非常に多いわけでありまして、そういう点で、できるだけ相互に対等の関係を頭に置いて、押しつけがましいそういうようなやり方は絶対に国からはしてはならぬと思っておりますが、任命権者との協議を十分にした上で、できるならば、より管理職に近い形で国の方で引き取ることができれば、それはそれで結構なことだと思います。

○山下栄一君 出向という形の交流は身分が変わるわけですが、それ以外に、地方公務員の方が身分が変わらないまま中央省庁で実務研修という名のもとに一年とか二年とか長期にわたって業務をされているという例があるわけですが、中央の官庁からはそういう例はない。だけれども、地方公務員の方は中央に行つて、自治体持ちで研修という形で、身分を変えないで派遣されているけれども、それも数週間とか数カ月じゃなく一年二年という、こういうのが行われていること自身も非常にこれは不自然であると思っておりますけれども、実態と改善についてお願いします。

○国務大臣(野田毅君) 各省庁における地方公務員の一年以上の研修の受け入れ状況については、自治省としてはトータルな把握はしております。

ただ、自治省におきましては、自治省設置法に基づいて地方公共団体の任命権者の要請を受けて、自治省の行政の実務に参画させることなどによりまして地方自治に関する各種の制度等の企画立案、そして運営の実務を習熟させるということと同時に、地方自治行政の発展を担う地方公務員としての意識を涵養することを目的として一年間

平成十一年七月七日印刷

平成十一年七月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C